

# 宮城県公共施設等総合管理方針(第2期)

## 【案】



写真：宮城県行政庁舎（平成元年築）

令和8年3月

宮 城 県

## 目次

第1章 本方針の概要.....	1
1 方針の位置付け .....	2
2 対象期間 .....	2
3 対象施設 .....	2
第2章 全序的な取組体制.....	4
1 推進体制 .....	4
(1) 公有財産調整会議による進捗管理.....	4
(2) 方針の見直し.....	4
(3) 個別施設計画の策定及び公表.....	4
2 財源の確保 .....	5
第3章 本県の公共施設等を取り巻く現状及び今後の見通し .....	6
1 公共施設等の状況 .....	6
(1) 公用・公用施設.....	6
(2) 社会基盤施設.....	10
2 今後の人団の見通し .....	12
3 公共施設等の更新等に係る中長期的な経費の見込み.....	13
(1) 財政状況.....	13
(2) 公共施設等の更新等に係る経費の見込み.....	15
(3) 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み.....	19
(4) 人口減少に伴う投資的経費の圧迫と施設の適正量 .....	20
第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 .....	21
1 基本方針 .....	21
2 管理に関する基本的な考え方 .....	22
(1) 点検・診断等の実施方針.....	22
(2) 維持管理・更新等の実施方針.....	22
(3) 安全確保の実施方針.....	22
(4) 耐震化の実施方針.....	22

---

(5) 長寿命化の実施方針	23
(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	23
(7) 脱炭素化の推進方針	23
(8) 総量適正化の推進方針	23
(9) 地方公会計（固定資産台帳等）の活用	23
(10) 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針	23
(11) 体制の構築方針	24
第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	25
1 公用施設	25
(1) 庁舎	25
(2) 試験研究教育施設	27
(3) 警察施設	29
(4) 職員宿舎	31
(5) 防災関係施設	33
(6) 環境測定施設	35
(7) その他公用施設	37
2 公公用施設	39
(1) 文化・社会教育施設	39
(2) スポーツ施設	41
(3) 自然レクリエーション施設	43
(4) 産業振興施設	45
(5) 社会福祉施設	47
(6) 学校	49
(7) 公営住宅	52
(8) その他公用施設	54
(9) 地方独立行政法人施設	56
3 社会基盤施設	58
(1) 道路	58
(2) 交通安全施設	60
(3) 河川・ダム	62
(4) 海岸保全施設	64
(5) 港湾	72
(6) 漁港	74
(7) 砂防施設	77
(8) 治山施設	79
(9) 林道	81
(10) 農業水利等施設	83

---

(1 1) 都市公園.....	85
(1 2) 空港関連施設・鉄道施設.....	87
(1 3) 下水道施設.....	89
(1 4) 水道.....	92
(1 5) 工業用水道.....	94

## 【表記方法】

### ① データ出典

特記なき限り、「公共施設等実態照会」（令和7年度 宮城県総務部管財課）

#### 調査概要

##### 1 調査対象

本県が所有又は管理する建築物その他の工作物

##### 2 調査方法

調査対象を所管する本庁課・室に照会

##### 3 調査期間

令和7年6月～7月（データ内容現在：令和6年3月31日又は令和5年度（令和5年4月～令和6年3月））

##### 4 調査内容

- (1) 施設情報・棟情報（固定資産台帳データに拠る）
- (2) 過去に施設に行った建替・更新や大規模修繕等の実績
- (3) 施設利用者数（公用用施設）
- (4) 施設保有量の推移（社会基盤施設）
- (5) 築年数割合（令和5年度時点）
- (6) 更新費用計画額・実績額（令和5年度～令和14年度）

### ② 端数処理

金額については単位未満で切り捨て、延床面積等については単位未満で四捨五入としているため、合計と内訳が一致しない場合があります。

### ③ %（パーセント）表記

小数第2位を四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合があります。

### ④ 年度表記（グラフ）

将来年度を含むものについては西暦、それ以外は元号表記としています。

### ⑤ 施設数・棟数

公用・公用用施設における施設数及び棟数は、原則として、固定資産台帳に基づく数値となります。

### ⑥ 複合施設

複数の施設から成る複合施設の場合については、施設分類ごとに施設数及び棟数を計上しています。

## 第1章 本方針の概要

本県では、戦後の復興期から高度経済成長期にかけ、急激な人口増や経済成長に伴う行政ニーズに対応するため、集中的に公共施設等（公用・公共用施設、社会基盤施設）を整備し、県民の利便性の向上等に努めてきました。

しかし、その後の社会の成熟化による行政ニーズの変化や県に求められる役割の変化等により、それら施設のあるべき姿にも変化が生じ、少子高齢化や人口減少の進行に伴い、公共施設等の利用需要の変化も予想されるところです。

さらに、施設は順次老朽化が進み、今後、多くが改修や更新の時期を迎えることから、本県の財政運営にも影響を及ぼすことが懸念され、計画的な管理が必要となります。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成25年6月14日閣議決定）において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」とされ、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日閣議決定）において、「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する」ことが決定され、平成25年11月には、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に基づき、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されるとともに、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画（行動計画）・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定することとされました。

これを受け、平成26年4月、総務省から地方公共団体に対し、「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画にあたるものとして「公共施設等総合管理計画」の策定が要請されました。

公共施設等の管理に関し、これまで本県では、一定規模以上の県有建築物に関する保全点検の実施や合同庁舎等の中・長期保全計画の策定、公共土木施設の維持管理・修繕に係る「みやぎ型ストックマネジメント・ガイドライン」の策定など、個別施設分野において施設の長寿命化等の取組を進めてきたところですが、こうした取組も踏まえつつ、本県の所有管理する公共施設等の現状及び公共施設等を取り巻く将来見通しを基に、長期的・総合的な視点に立ち、平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）の10年間における公共施設等の管理の基本方針を定め、個別施設の長寿命化計画の策定を推進してきました。

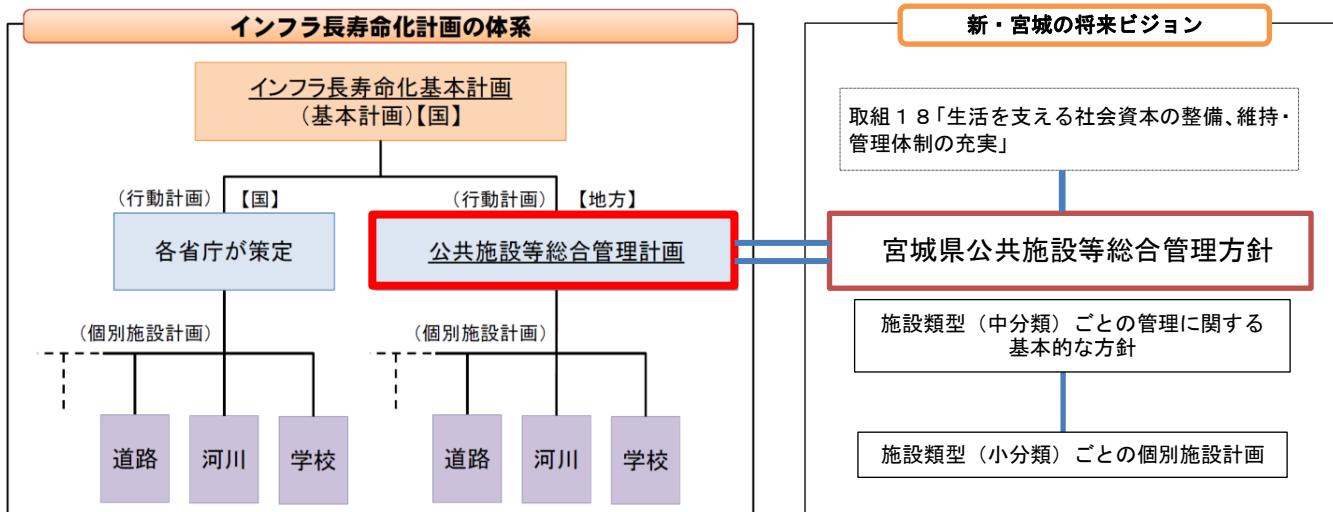
本方針は策定から10年を迎え、これまでの公共施設等の管理に関する進捗状況を把握し、より社会情勢に適した計画とすべく新たに定めたものとなります。

この方針は、上述のインフラ長寿命化基本計画に基づく行動計画である公共施設等総合管理計画にあたるものであり、各施設管理者は、この方針に基づき、必要に応じて個別施設に係る長寿命化計画（個別施設計画）を更新することで、各施設の適切な管理等を推進していきます。

## 1 方針の位置付け

当方針は、国のインフラ長寿命化計画の体系における「インフラ長寿命化基本計画（行動計画）」に位置づけられ、各施設管理者は、施設類型（中分類）ごとの管理に関する基本的な方針に基づき、施設類型（小分類）ごとに個別施設計画を策定しています。

これらの計画は、「新・宮城の将来ビジョン」における取組18の「生活を支える社会資本の整備、維持・管理体制の充実」に沿った取組となります。



## 2 対象期間

将来の人口・財政状況や社会経済情勢の変化等の可能性も踏まえ、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間とします。

## 3 対象施設

本県が所有又は管理する建築物その他の工作物

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針<sup>1</sup>」における「公共施設等<sup>2</sup>」。

本県の所有又は管理ではないが、本県が維持管理費や更新費等の財政負担を負うことが見込まれる公共施設等を含む<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> 令和5年10月10日付 総務第152号 総務省自治財政局財務調査課長通知「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について」

<sup>2</sup> 公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいい、具体的には、いわゆるハコモノのほか、道路・橋梁等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念。

<sup>3</sup> 平成30年2月総務省 公共施設等総合管理計画に係るQ&A NO.18（農業水利施設や3桁国道など）

表1-1 対象施設

大分類	中分類	小分類
	「基本方針」を定める単位	基本方針に基づく「個別施設計画」を定める単位
I 公用施設	1 庁舎	合同庁舎 <sup>4</sup> 、単独庁舎
	2 試験研究教育施設	試験研究施設、研修教育施設
	3 警察施設	警察署、交番、駐在所、連絡所、執行隊
	4 職員宿舎	合同宿舎（知事部局管理）、教職員宿舎、警察職員宿舎
	5 防災関係施設	防災機材倉庫、防災無線施設
	6 環境測定施設	大気汚染等測定施設、放射線測定施設
	7 その他公用施設	用途廃止施設 <sup>5</sup>
II 公共用施設	1 文化・社会教育施設	図書館、博物館、文化会館
	2 スポーツ施設	複合スポーツ施設、単体競技施設
	3 自然レクリエーション施設	自然公園等、森林施設等、自然の家
	4 産業振興施設	産業振興施設
	5 社会福祉施設	障害福祉施設、児童福祉施設
	6 学校	高等学校、特別支援学校、高等技術専門校、大学校
	7 公営住宅	県営住宅
	8 その他公共用施設	運転免許センター、その他公共用施設、用途廃止施設
	9 地方独立行政法人施設	宮城大学、宮城県立病院機構、宮城県立こども病院
III 社会基盤施設	1 道路	道路（舗装等）、トンネル、橋梁、道路付属物
	2 交通安全施設	交通安全施設
	3 河川・ダム	河川管理施設、ダム
	4 海岸保全施設	1 建設海岸 ゲート施設、護岸・堤防・胸壁、離岸堤、突堤、防潮堤等
		2 港湾海岸 ゲート施設、護岸・堤防・胸壁、離岸堤、突堤、防潮堤等
		3 漁港海岸 ゲート施設、護岸・堤防・胸壁、離岸堤
		4 農地海岸 ゲート施設、護岸・堤防・胸壁、離岸堤、突堤、防潮堤等、ポンプ施設
	5 港湾	港湾施設
	6 漁港	漁港施設
	7 砂防施設	砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
	8 治山施設	ダム、地すべり防止施設
	9 林道	道路、橋梁
	10 農業水利等施設	ダム、ため池、頭首工、用排水機場、地すべり防止施設
	11 都市公園	都市公園
	12 空港関連施設・鉄道施設	仙台空港臨空公園、鉄道施設
	13 下水道施設	中継ポンプ場、下水処理場、下水道管
	14 水道	取水・導水・浄水・送水施設
	15 工業用水道	取水・導水・浄水・送水施設

<sup>4</sup> 本庁舎（行政・議会・警察本部・自治会館）を含む。<sup>5</sup> 行政財産としての用途を廃止した施設。用途廃止後、民間企業等に貸付等を行っている施設も含む。

## 第2章 全庁的な取組体制

### 1 推進体制

#### (1) 公有財産調整会議による進捗管理

当方針に基づく取組を全庁的に推進していくため、公有財産調整会議においては、個別施設計画の策定状況や計画内容について情報共有を図るとともに、課題の整理や解決方策の検討を行います。

#### (2) 方針の見直し

P D C A サイクル<sup>6</sup>を活用した継続的な取組の観点から、方針の具体化状況や取組の効果、社会経済情勢の変化等も踏まえ、当方針の対象期間満了時に当方針の内容を見直します。

#### (3) 個別施設計画の策定及び公表

策定済みの個別施設計画については、その内容を尊重しつつ、当方針の考え方に基づき、隨時見直しを図り、整合性を保つものとします。また、個別施設計画は、可能な範囲で、県ホームページ等を通じて公表し、県民への積極的な情報提供を図ります。

##### 【個別施設計画の記載事項】

(「インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）」IV.2 より)

- 計画期間

インフラの状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮の上計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとする。本基本計画で示す取組を通じ、知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図る。

- 対策の優先順位の考え方

個別施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）の他、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化する。

- 個別施設の状態等

点検・診断によって得られた個別施設の状態について、施設毎に整理する。なお、点検・診断を未実施の施設については、点検実施時期を明記する。また、「IV. 2. ③対策の優先順位の考え方」で明らかにした事項のうち、個別施設の状態以外の事項について、必要な情報を整理する。

- 対策内容と実施時期

「対策の優先順位の考え方」及び「個別施設の状態等」を踏まえ、次回の点検・診断や修繕・更新、さらには、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理する。

- 対策費用

計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。

<sup>6</sup> Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を継続的に行い、業務等を改善していく手法。

## 2 財源の確保

社会保障関係経費の増加や公共施設等の老朽化対策など、厳しい財政状況の中ではあるものの、必要となる修繕・更新のための財源の確保については計画的に対応していく必要があります。

本方針の実効性を確保するため、中長期の事業量等の整理を踏まえ今後も適切な予算規模を確保するとともに、今後の財政状況を踏まえ、可能な限り、所要見込額について公共施設等整備基金など各種基金への積立てを行うこととしています。

なお、令和8年度から令和17年度までの10年間に更新等の必要がある公用・公共用施設の一部については、修繕・更新に要する想定基金事業費を約804億円と算出し、今後、関係する基金へ所要見込額を計画的に積み立てていきます。

表2-1 想定基金事業費と基金残高

施設の種別	県庁舎等	文化施設	スポーツ施設	合計
想定基金事業費	480 億円	131 億円	193 億円	804 億円
積立基金の名称	公共施設等整備基金	文化振興基金	スポーツ振興基金	
令和5年度末基金残高	188 億円	80 億円	71 億円	338 億円

## 第3章 本県の公共施設等を取り巻く現状及び今後の見通し

### 1 公共施設等の状況

#### (1) 公用・公用用施設

##### ① 保有状況

令和6年3月31日時点で、本県が保有する公用・公用用施設は746施設、総延床面積は2,809,559m<sup>2</sup>となっています。

表3-1 公用・公用用施設の保有状況

大分類	中分類	小分類	施設数 <sup>5</sup>	延床面積(m <sup>2</sup> )	取得価額(千円)	帳簿価額 <sup>6</sup> (千円)	老朽化度 <sup>7</sup>
公用施設	庁舎	合同庁舎	11	211,309	59,111,009	21,381,307	62.7%
		単独庁舎	34	38,104	7,953,500	3,012,811	61.7%
	試験研究教育施設	試験研究施設	15	108,505	31,269,855	13,464,027	56.1%
		研修教育施設	6	41,002	11,215,580	5,849,472	46.6%
	警察施設	警察署	25	73,133	16,301,409	7,546,955	53.1%
		交番	77	8,179	1,803,519	752,139	57.7%
		駐在所	134	13,973	2,485,879	815,291	66.6%
		連絡所	7	696	102,374	353	99.6%
		執行隊	3	10,954	1,497,816	943,086	36.7%
	職員宿舎	合同宿舎(知事部局管理)	17	45,256	8,999,774	4,518,539	47.3%
		教職員宿舎	10	13,102	2,859,730	1,229,070	54.5%
		警察職員宿舎	50	57,860	9,963,534	5,007,861	47.8%
	防災関係施設	防災機材倉庫	39	8,281	1,252,643	497,085	59.1%
		防災無線施設	15	740	319,045	102,774	66.1%
	環境測定施設	大気汚染等測定施設	17	215	122,071	85,104	29.6%
		放射線測定施設	7	94	62,078	51,960	14.8%
	その他公用施設	用途廃止施設	5	8,924	932,621	879	99.9%
公用施設	文化・社会教育施設	図書館	1	18,101	9,388,852	4,497,133	52.0%
		博物館	3	42,705	17,179,848	6,780,232	60.5%
		文化会館	1	12,470	2,930,459	0	100.0%
	スポーツ施設	複合スポーツ施設	3	130,834	48,346,568	20,050,570	56.4%
		単体競技施設	5	16,392	3,894,938	1,052,886	70.6%
	自然レクリエーション施設	自然公園等	7	4,598	2,411,405	775,557	65.0%
		森林施設等	6	5,715	1,777,160	463,373	75.3%
		自然の家	3	16,076	4,326,091	2,512,165	41.0%
	産業振興施設	産業振興施設	2	37,084	13,708,903	5,772,240	54.8%
	社会福祉施設	障害福祉施設	10	46,629	15,285,077	9,045,219	41.7%
		児童福祉施設	7	11,266	3,163,449	1,399,336	55.5%
	学校	高等学校	78	979,792	196,559,817	83,446,995	56.0%
		特別支援学校	21	151,015	36,226,070	19,250,457	46.3%
		高等看護学校	1	2,970	628,201	132,433	75.9%
		高等技術専門校	5	32,804	6,900,409	1,523,774	76.4%
		大学校	3	12,091	2,416,030	752,482	66.7%
	公営住宅	県営住宅	99	599,549	97,188,155	13,117,142	84.4%
	その他公用施設	運転免許センター	4	18,959	3,815,955	1,215,683	67.1%
		その他公用施設	4	1,551	349,981	114,784	66.5%
		用途廃止施設	11	28,631	4,269,993	2,991,543	28.4%
合計			746	2,809,559	627,019,812	240,152,734	-

<sup>7</sup> 原則として、令和5年度末時点固定資産台帳における数値。

<sup>8</sup> 取得価額から減価償却累計額を控除した金額。

<sup>9</sup> (取得価額×経過年数／耐用年数) の各棟合計／取得価額の各棟合計。

## ② 中分類別の延床面積と老朽化の状況

中分類別の延床面積をみると、学校が全体の約4割、公営住宅が全体の約2割を占め、これら2類型で全体の約6割を占めます。一方、老朽化度をみると、多くの中分類で老朽化度が50%を超えており、延床面積の多い公営住宅は80%を超えている状況です。

図3-1 中分類別の延床面積割合

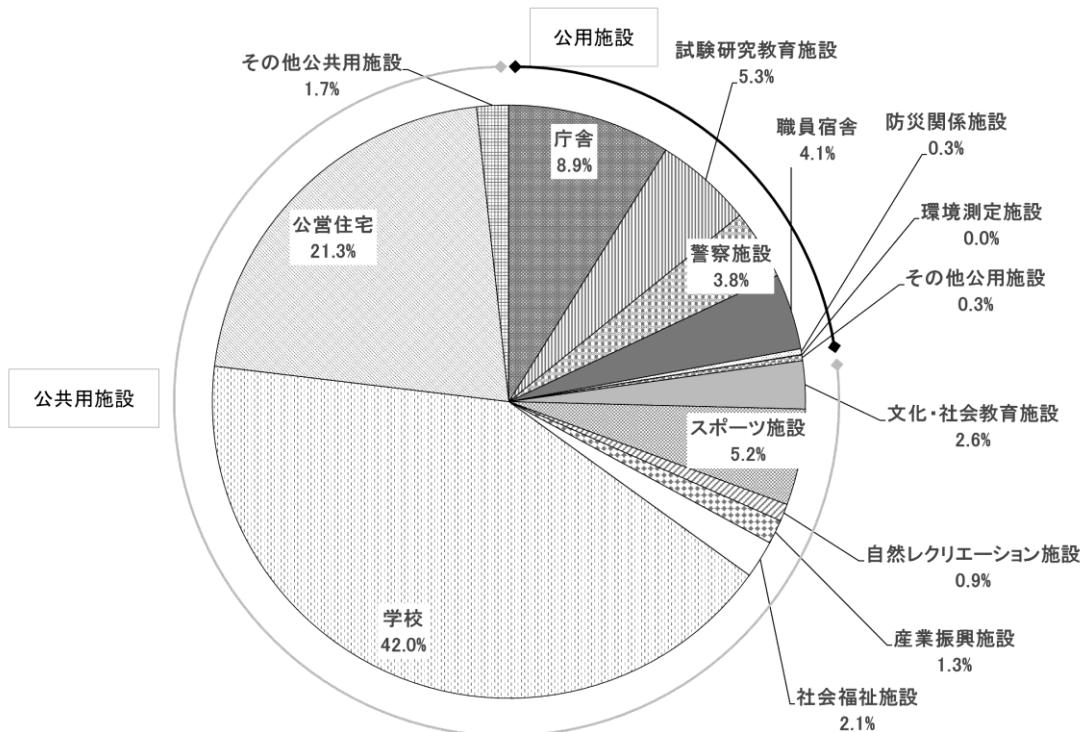
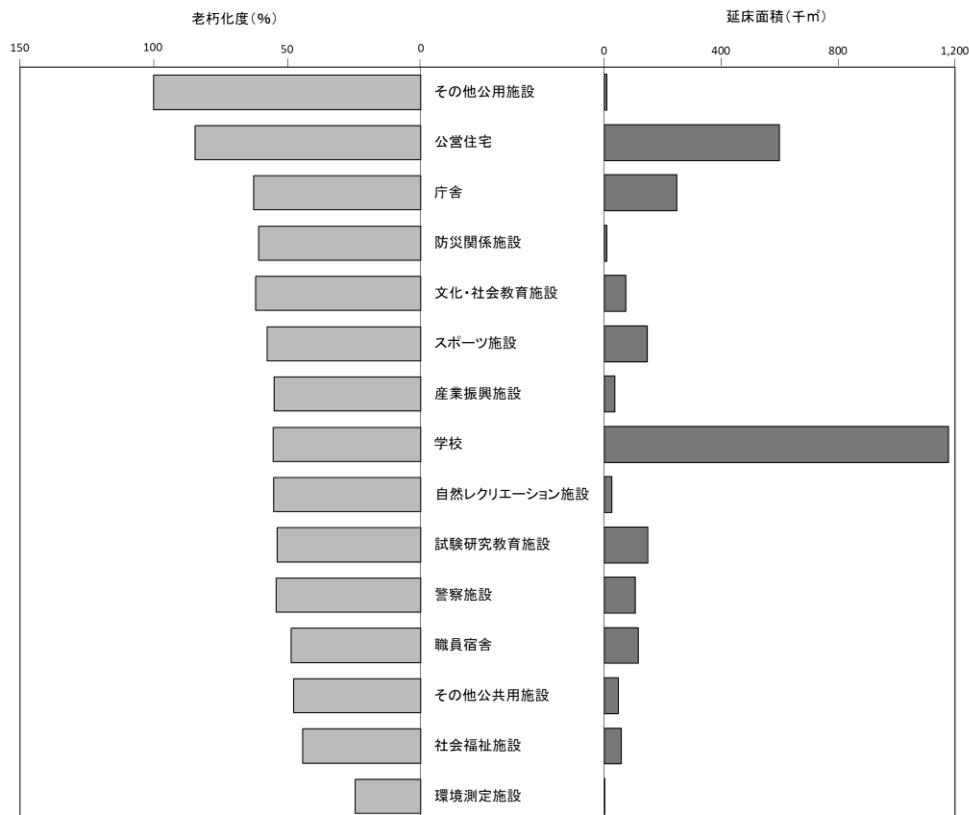


図3-2 中分類別の延床面積と老朽化度



### ③ 建築年度別延床面積の推移

本県の公用・公共用施設の整備状況を建築年度別に延床面積でみると、昭和43（1968）年度から施設整備が増加し、さらにバブル経済期以降大型施設の建設が加わりましたが、平成13（2001）年度以降は激減しています。

旧耐震基準が適用されていた昭和55（1980）年度以前に建設された現有施設は27.1%にのぼり、学校、公営住宅、庁舎がその多くを占めます。

図3-3 建築年度別延床面積の推移

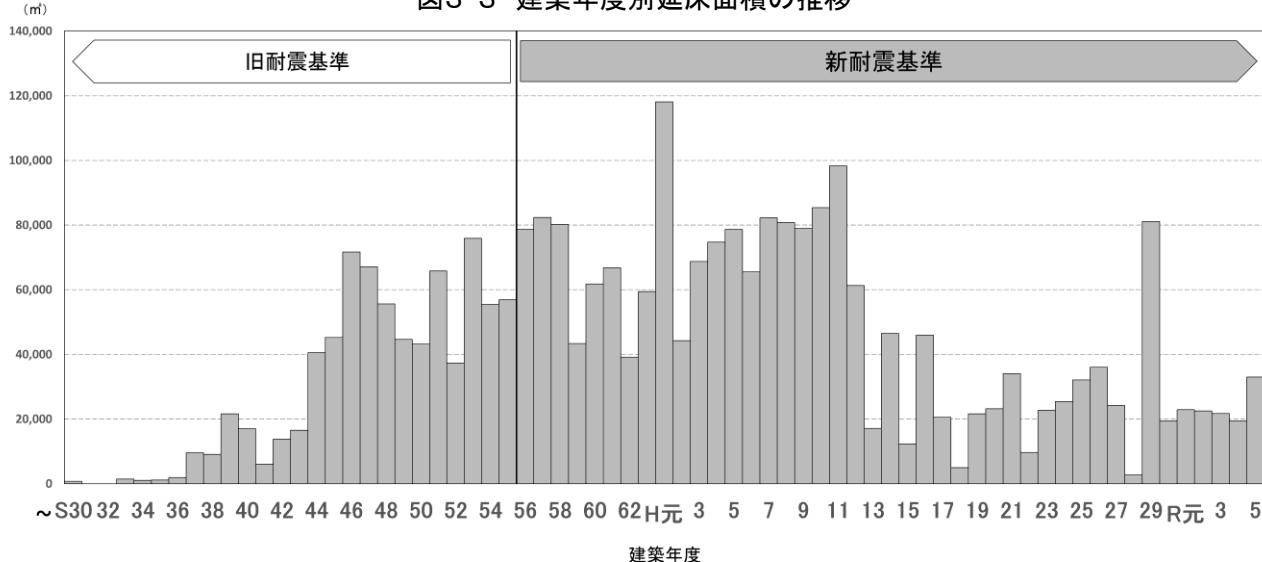
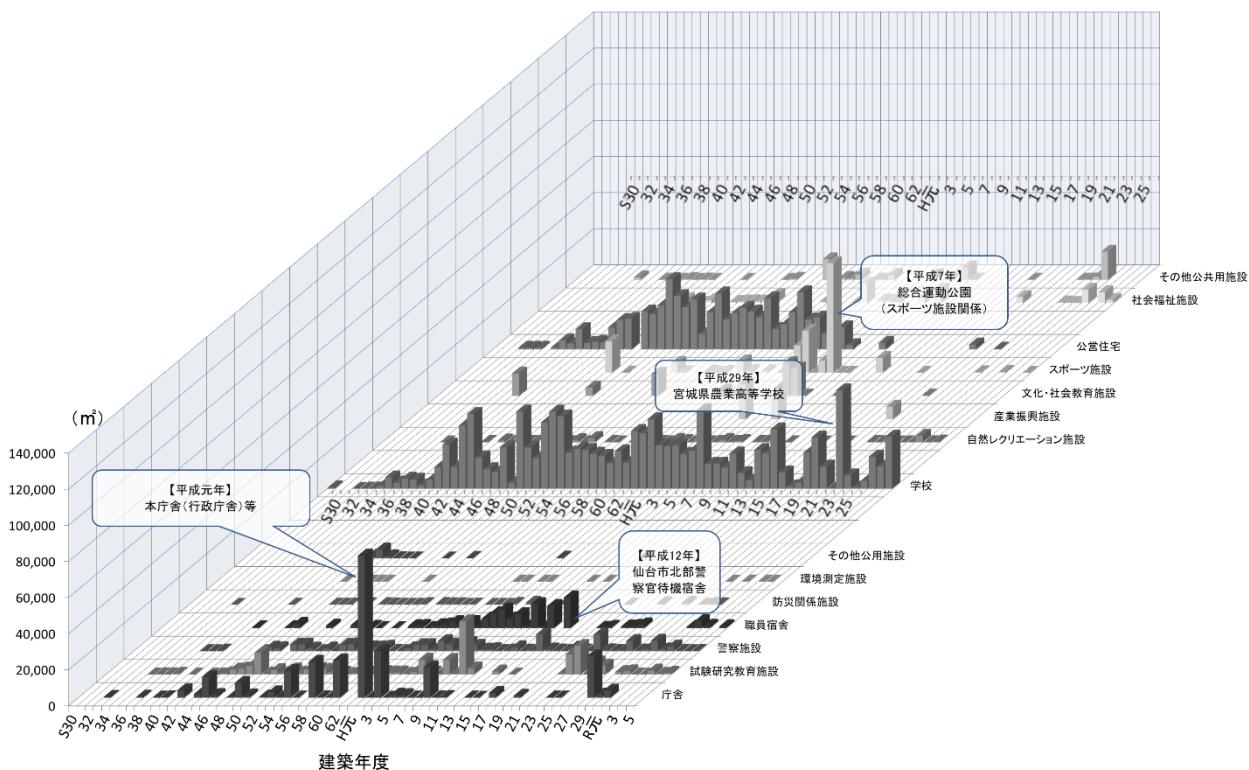


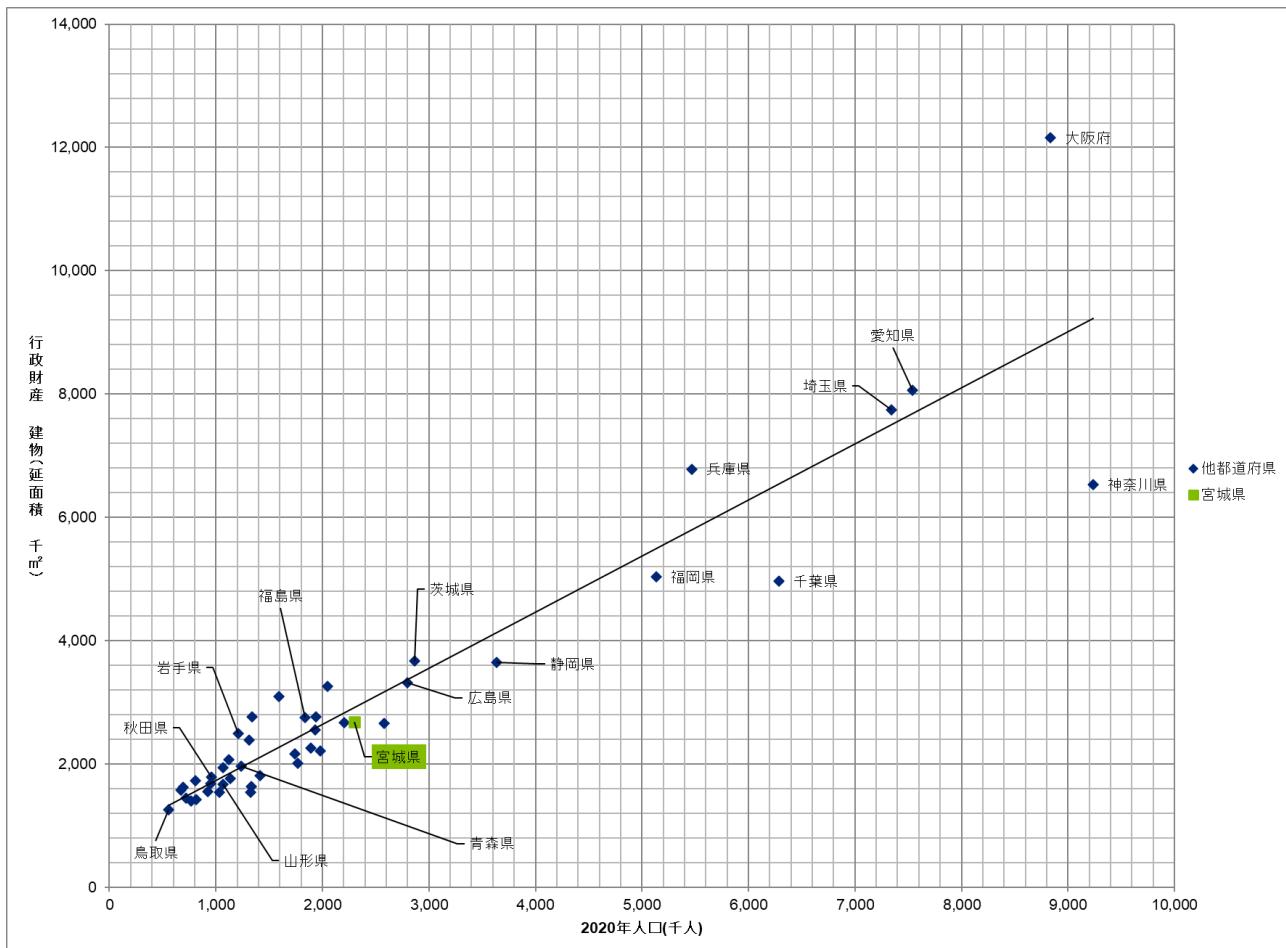
図3-4 中分類別の建築年度別延床面積の推移



#### ④ 人口一人あたり延床面積

人口一人あたりの延床面積を他府県<sup>10</sup>と比較した場合、回帰直線<sup>11</sup>の右下に位置していることから人口に比べて延床面積は少ない状況であり、公共施設量は全体としては過剰とはいえないと考えられます。

図3-5 人口と延床面積の全国比較



データ出典：「令和2年度公共施設状況調」、「国勢調査（令和2年度）」（総務省）

#### ⑤ 耐震化の状況

本県では平成19年度に策定した「宮城県耐震改修促進計画」において、平成27年度末までに県有建築物（非木造、2階以上又は200m<sup>2</sup>を越える建築物。ただし、県営住宅は全てを対象。）の耐震化を完了させる目標としていましたが、東日本大震災以前から高い確率で発生が予測されていた宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にするため、積極的に県有建築物の耐震化に取り組み、平成25年度までに対象施設全ての県有建築物の耐震化（耐震改修、解体、改築等）を完了しています。

<sup>10</sup> 北海道、東京都、沖縄県は、他と環境等が大きく異なるため比較から除外。

<sup>11</sup> 人口と建物総延床面積のデータの中心的な分布傾向を現す直線。

## (2) 社会基盤施設

### ① 保有状況

令和6年3月31日時点で、本県が保有する社会基盤施設は下表のとおりであり、都市部、山間部、海岸部等、多様な県土構造を反映し、それらに対応する社会基盤施設の施設類型も多岐にわたっています。

表3-2 社会基盤施設の保有状況

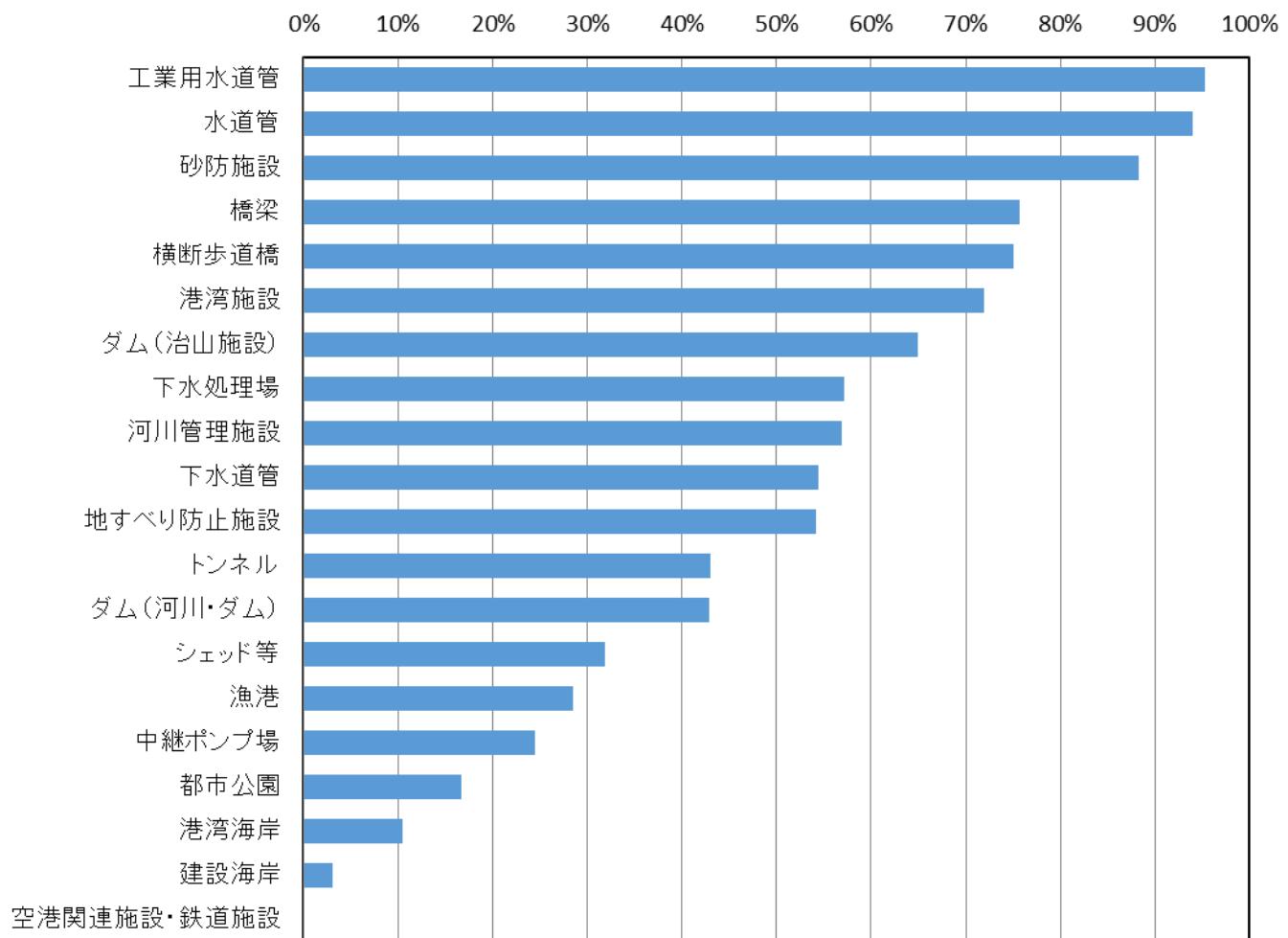
大分類	中分類	小分類	施設量
社会基盤施設	道路	道路	208路線 2,727.5km
		トンネル	65箇所 29.1km
		道路付属物（横断歩道橋含）	44箇所 24橋
		橋梁	1,774橋
	交通安全施設	交通安全施設	信号機 3,492基
			道路標識 105,627基
			車両感知器 1,275基
			情報収集提供装置(光ピーコン) 980基
			交通監視用カメラ 35基
			交通情報板 68基
			信号機電源付加装置(自動起動式) 988基
	河川・ダム	河川管理施設	325河川 2,130.6km 65施設
		ダム	14基
	建設海岸	ゲート施設	
		護岸・堤防・胸壁	
		離岸堤	海岸 96.6km
		突堤	
		防潮堤等	
	港湾海岸	ゲート施設	238箇所
		護岸・堤防・胸壁	
		離岸堤	海岸 54.6km
		突堤	
		防潮堤等	
	漁港海岸	ゲート施設	水門 75箇所 陸閘 174箇所
		護岸・堤防・胸壁	
		離岸堤	海岸 44.1 km
	農地海岸	ゲート施設	水門（防潮水門） 3箇所
		護岸・堤防・胸壁	
		離岸堤	海岸 28.4km
		突堤	
		防潮堤等	
	港湾	ポンプ施設	1箇所
		港湾施設	525施設
	漁港	漁港施設	998施設
	砂防施設	砂防施設	2,315箇所
		地すべり防止施設	40箇所
		急傾斜地崩壊防止施設	376箇所
	治山施設	ダム	2,454基
		地すべり防止施設	192箇所
	林道	橋梁・道路	4橋 28路線

大分類	中分類	小分類	施設量
社会基盤施設	農業水利等施設	ダム	5基
		ため池	17箇所
		頭首工	19箇所
		用排水機場	87箇所
		地すべり防止施設	5箇所
	都市公園	都市公園	6箇所
	空港関連施設・鉄道施設	空港関連施設	1箇所 ほか
		鉄道施設	1路線 6km
	下水道施設	中継ポンプ場	45施設
		下水処理場	7施設
		下水管	296km
水道	取水・導水・浄水・送水施設	送水管 346km	
	工業用水道	取水・導水・浄水・送水施設	配水管 150km

## ② 老朽化状況

令和6年3月31日時点で築後30年以上経過した施設の割合は、工業用水道管が約95%、水道管が約94%、砂防施設が約88%となっており、多くの社会基盤施設で老朽化が進んでいます。

図3-6 築後30年以上が経過した施設数割合



## 2 今後の人団の見通し

本県の人口は国勢調査によると、2000（平成12）年の2,365,320人をピークに減少に転じ、2020年（令和2年国勢調査確定値）には2,301,996人と20年間で63,324人減少（△2.7%）しています。

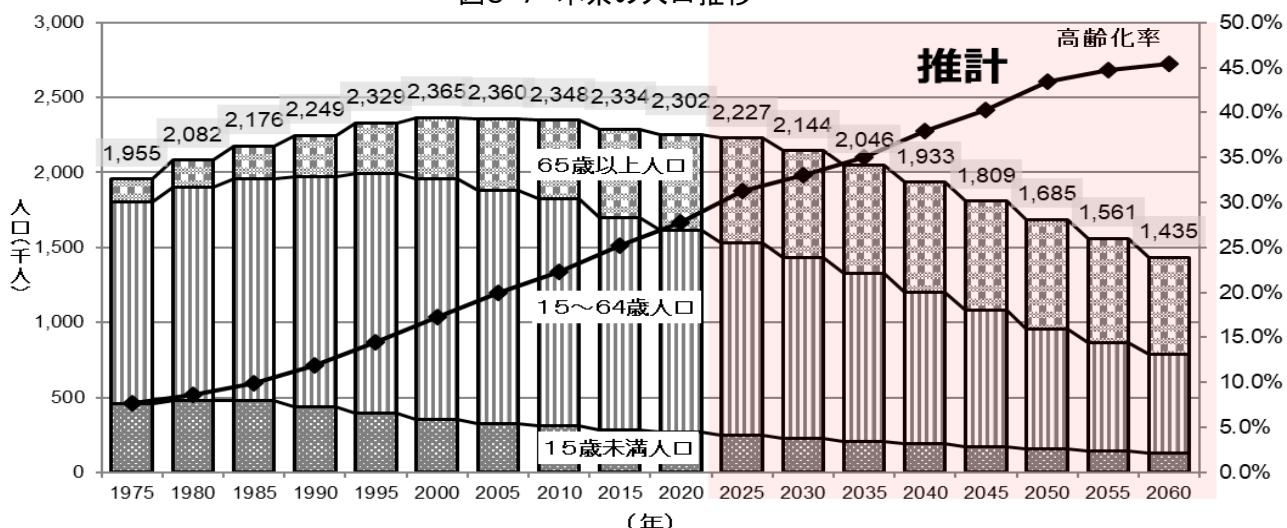
年齢区分別的人口構成割合をみると、年少人口（0～14歳）は、1975（昭和50）年に全人口の23.6%を占めていましたが、2020（令和2）年には11.9%に減少し、逆に老人人口（65歳以上）は1975（昭和50）年の7.7%から、2020（令和2）年には28.3%に増加しています。

また、今後の人団見通しについて「新・宮城の将来ビジョン」における試算<sup>12</sup>では、2060（令和42）年の全人口は143.5万人、構成割合では、年少人口は8.9%、老人人口は44.2%になると推計されています。

全国的に人口が減少し、少子高齢化が進む中、本県も同様の傾向にあります。また、本県の人口推移を広域圏別で見た場合には、仙台都市圏においては増加傾向にある反面、それ以外の広域圏では一貫して減少傾向にあり、特に東日本大震災の発生後、多くの被災市町で大幅な人口減少が見られます。

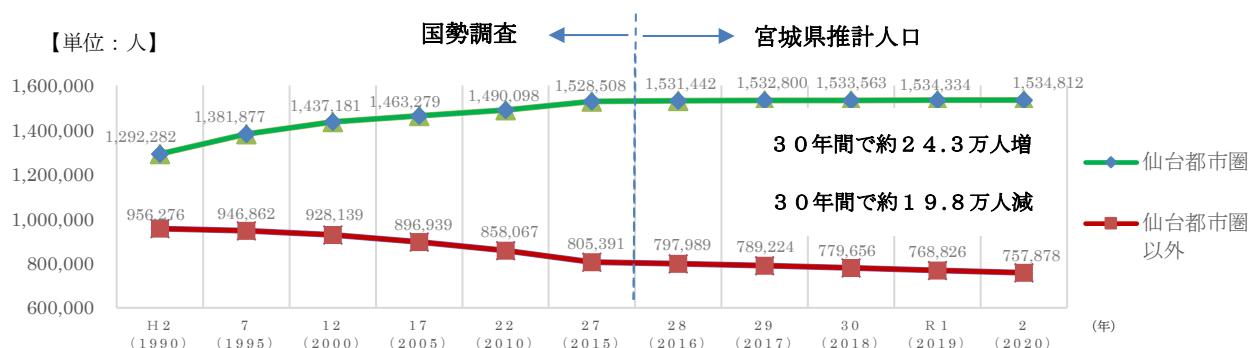
人口減少や人口構造の変化に伴い、公共施設等の利用需要も変化が見込まれることから、圏域毎の人口動態及び必要な行政サービス水準、地域特性などに配慮した施設の総量適正化を図る必要があります。

図3-7 本県の人口推移



データ出典：「国勢調査」（1975年～2020年）、「新・宮城の将来ビジョン」の【ケース1】推計（2025年～2060年）

図3-8 仙台都市圏と仙台都市圏以外の人口の推移



データ出典：「国勢調査」（総務省）、「宮城県推計人口」（宮城県）

<sup>12</sup> 宮城県における将来人口のケーススタディ（2060年の推計人口）のうち、【ケース1】 国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した場合。

### 3 公共施設等の更新等に係る中長期的な経費の見込み

#### (1) 財政状況

本県の令和5年度決算は、歳入が1兆247億円で前年度に比べ1,102億円の減(△9.7%)、歳出が1兆84億円で前年度に比べ894億円の増(△8.1%)となりました。

東日本大震災対応分を除いた通常分に限ると平成19年度から令和元年度まで8千億円前後で推移しておりましたが、令和5年度は1兆6億円となりました。

また、歳入歳出差引額(形式収支)は令和5年度決算で164億円の黒字で、このうち翌年度への繰越財源146億円を控除した実質収支は前年度に比べ黒字額が117億円減少し、18億円となりました。

翌年度への繰越財源については翌年度以降の事業の実施に必要となることなどから、実質的な余剰金となるものではありません。

データ出典：「宮城県の普通会計決算」(宮城県)、「地方財政状況調査」(総務省)

図3-9 普通会計歳入・歳出決算の推移

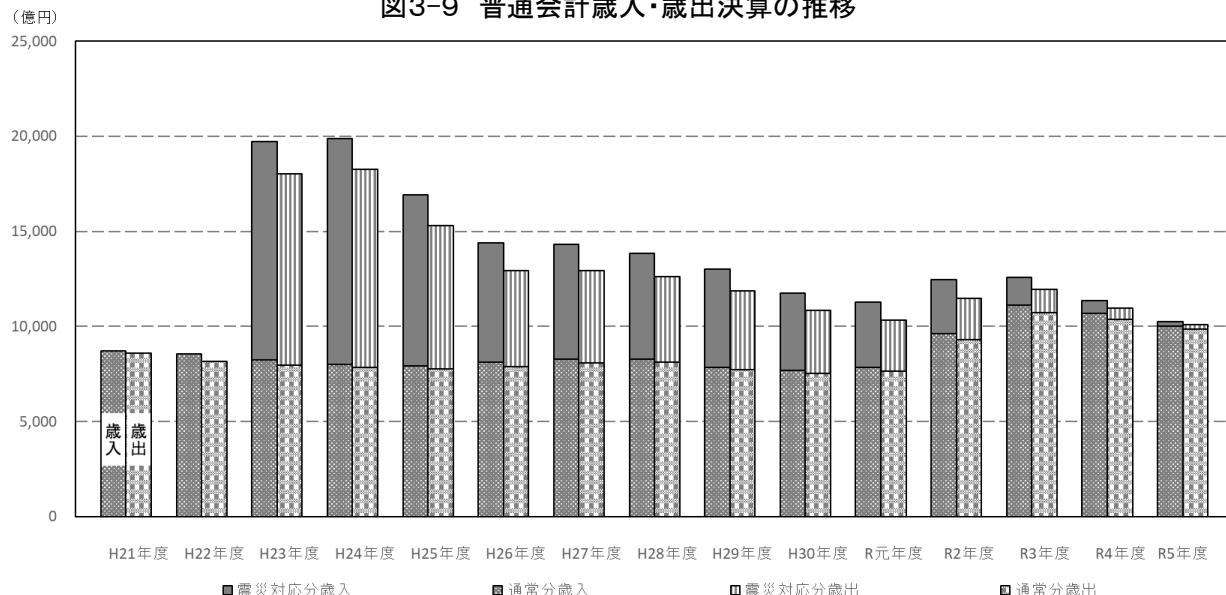
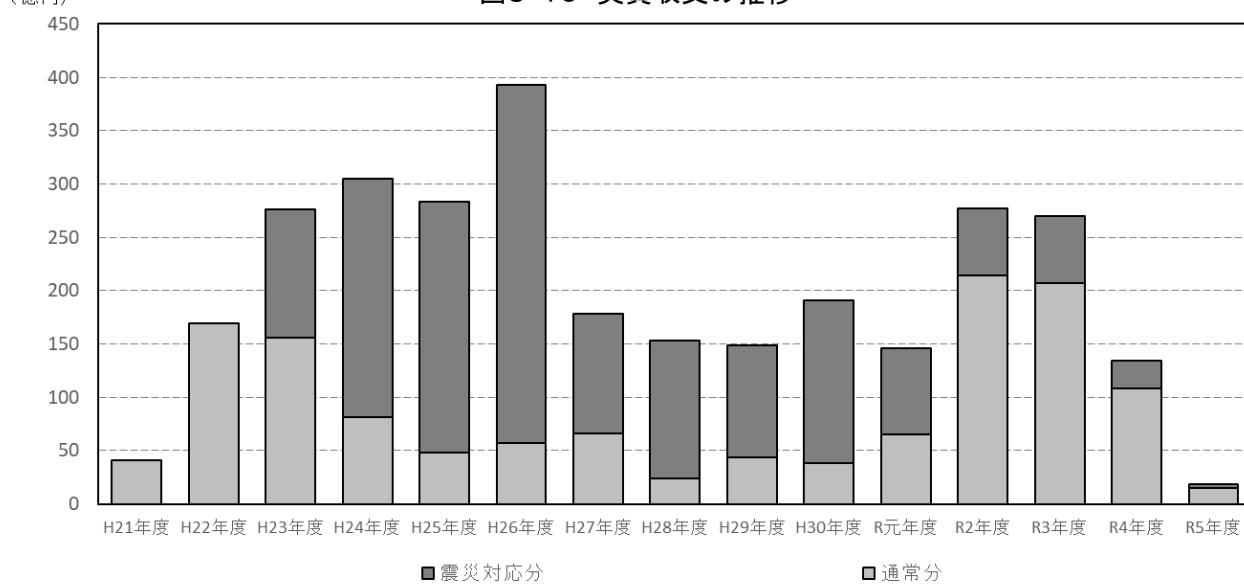


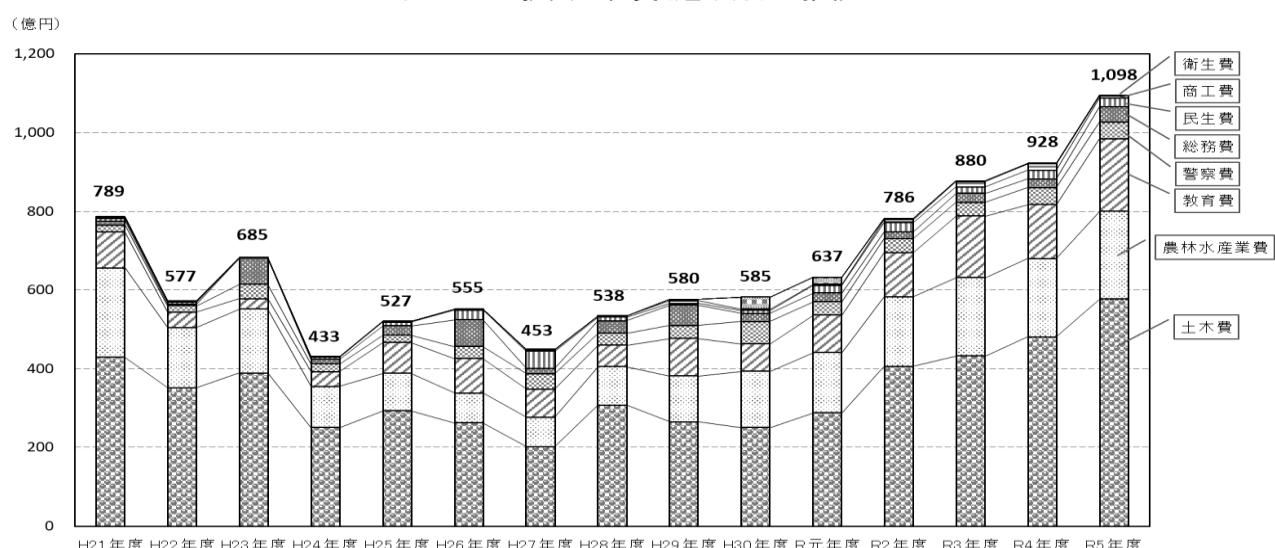
図3-10 実質収支の推移



投資的経費（普通建設事業費）<sup>13</sup>のうち、東日本大震災対応分を除いた通常分は平成23年度には685億円でしたが、翌年度は震災対応に重点的に取り組んだことで433億円へと減少し、その後は再び増加傾向にあり過去3年間（令和3～5年度）平均は約969億円となります。

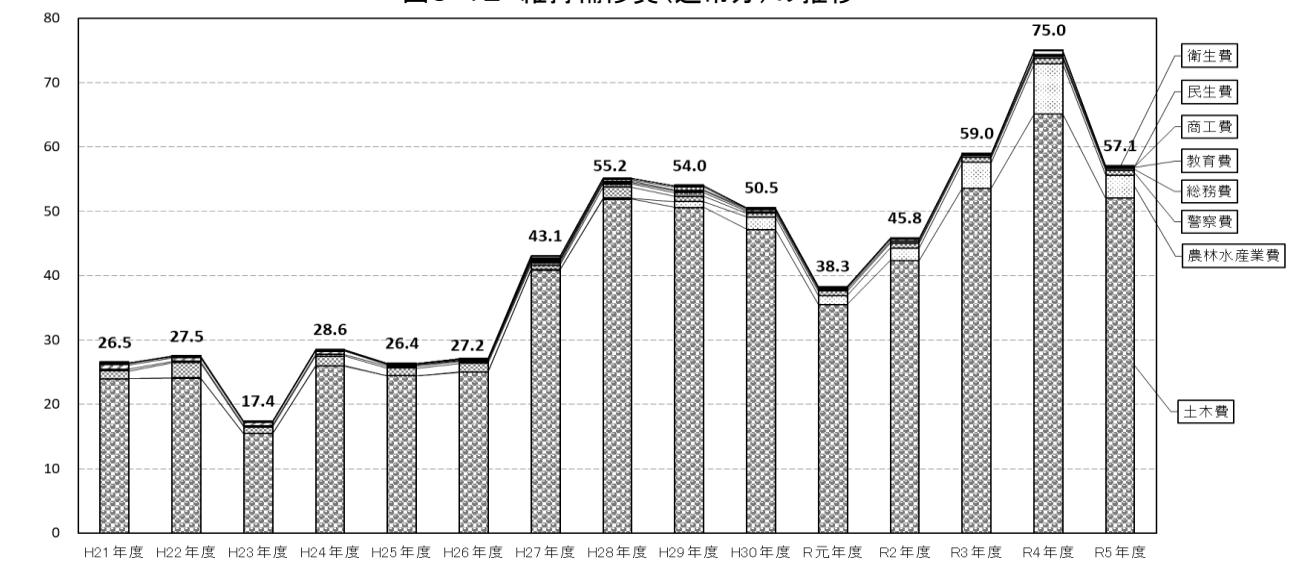
なお、令和6年度当初予算を基に当面の財政見通しを機械的に試算した「中期的な財政見通し」によると、東日本大震災対応分を除いた通常分の投資的経費（受託・直轄事業、民間への補助を含む普通建設事業費）については、1,222億円前後で推移する見込みで、引き続き厳しい状況が続く本県財政への影響が懸念されるところであり、今後の公共施設等の更新等に係る経費については、可能な限り計画的に確保していく必要があります。

図3-11 投資的経費(通常分)の推移



維持補修費<sup>14</sup>のうち、東日本大震災対応分を除いた通常分は、平成23年度は震災の影響により減少しましたが、その後は震災前より大幅に増加しており、道路、橋梁などの土木費が約9割占めています。

図3-12 維持補修費(通常分)の推移



<sup>13</sup> 普通会計の投資的経費決算額のうち、災害復旧事業費を除く普通建設事業費に含まれる補助事業費（その団体で行うもの）と単独事業費（その団体で行うもの）との合算値（東日本大震災に係る復旧・復興事業経費を除く）。

<sup>14</sup> 普通会計の維持補修費決算額（東日本大震災に係る復旧・復興事業経費を除く）。

## (2) 公共施設等の更新<sup>15</sup>等に係る経費の見込み

今後、公共施設等の更新等に概ねどれくらいの経費が必要となるかについて、一定の条件の下で推計を行いました。なお、あくまで推計値であり、実際の経費とは異なる可能性があります。

### ① 公用・公用用施設

#### イ 推計条件

令和6年3月31日時点で本県が保有する公用・公用用施設<sup>16</sup>を対象に、「公共施設等更新費用試算ソフト（一般財団法人 地域総合整備財団）」及び「建築物のライフサイクルコスト（一般財団法人 建築保全センター）」等を参考に、下記条件により2026年度から2065年度までの更新等費用を推計しています。

パターンA：法定耐用年数<sup>17</sup>経過後に、同一延床面積で更新する場合

パターンB：予防保全費<sup>18</sup>をかけ、耐用年数が30%伸びるよう長寿命化し、同一延床面積で更新する場合

表3-3 公用・公用用施設の更新等費用推計条件

		パターンA	パターンB
推計期間		40年間	
計上費用	建替え費 <sup>19</sup>	建替え単価（※）×m <sup>2</sup>	
	大規模改修費	大規模改修単価（※）×m <sup>2</sup>	
	予防保全費	—	<input type="radio"/> 事務所系 建替え費×0.7%（＊） <input type="radio"/> 学校・住宅系 建替え費×0.3%（＊）
計上開始時期	建替え	建築完成年度から起算し、法定耐用年数が経過した年度	建築完成年度から起算し、法定耐用年数の130%が経過した年度
時期	大規模改修	上記建替え時期の50%が経過した年度（※）	
計上期間	建替え	上記年度から3年間（※）	
	大規模改修	上記年度から2年間（※）	
	積み残し <sup>20</sup>	推計開始年度（平成28年度）から「法定耐用年数×20%」の期間	
	予防保全費	—	毎年度

(注) 「※」印は「公共施設等更新費用試算ソフト」参考、「＊」印は「建築物のライフサイクルコスト」参考

<sup>15</sup> 建替え及び大規模改修（建物の主要構造部において行う過半以上の修繕等）。

<sup>16</sup> 用途廃止施設、大規模改修や建替えが見込まれない施設及び撤去予定施設は除く。

<sup>17</sup> 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（財務省）における耐用年数。（鉄筋コンクリート50年、木造15年など）

<sup>18</sup> 点検・診断や定期的・計画的な修繕など、不具合の発生を事前に予防するために要する費用。

<sup>19</sup> 解体費、仮移転費用、設計料等を含む。

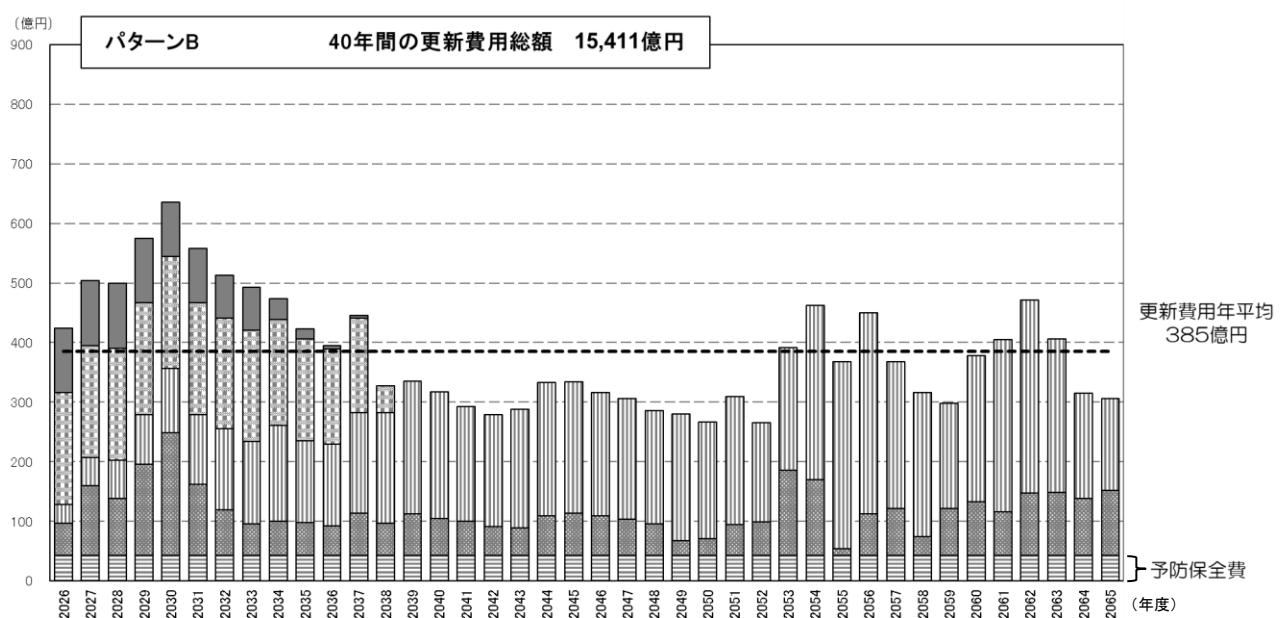
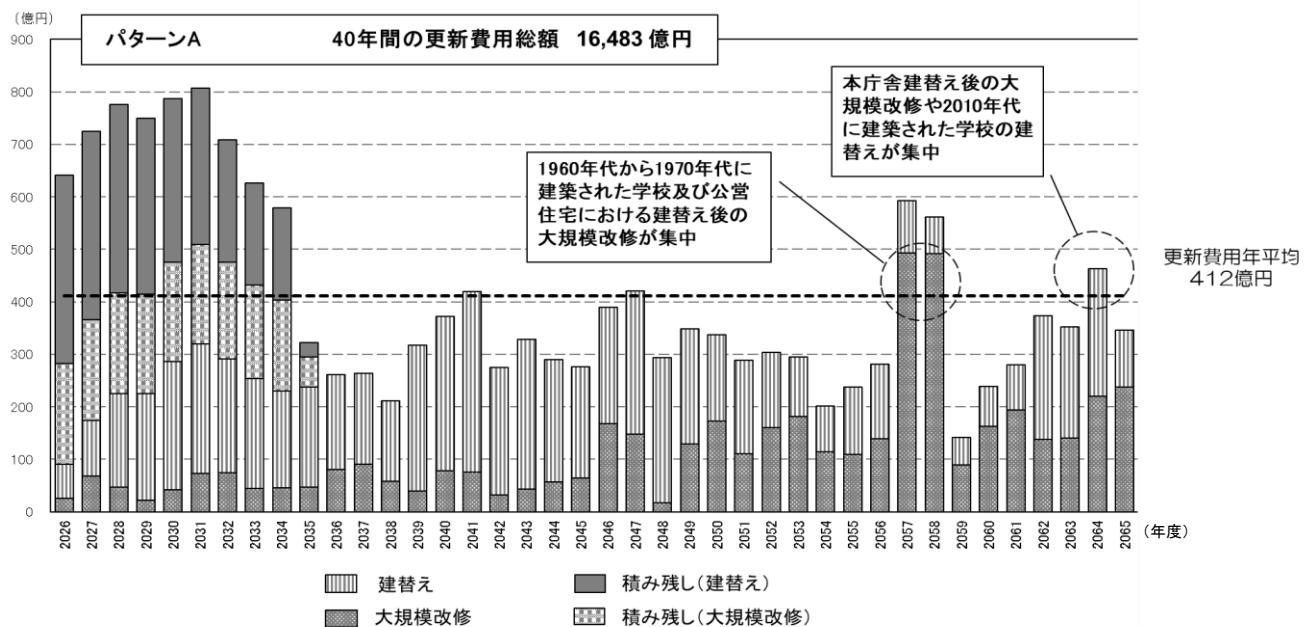
<sup>20</sup> 平成27年3月31日時点では既に建替え又は大規模改修の該当時期を経過しているもの。これらの更新時期を推計初年度に集中させた場合、初年度の更新費用が多額になることから、分散軽減を図る期間として一定の幅を持った期間を設定。公共施設等更新費用試算ソフトでは、建物構造に関わらず一律に10年と提示されているが、当推計では、延床面積の大多数を占める鉄筋コンクリートの法定耐用年数50年に対する10年の比率（=20%）を全構造に適用。

## □ 推計結果

パターンAでは、更新等費用の40年間の総額は約16,483億円、年平均約412億円に対し、パターンBでは、約15,411億円、年平均は約385億円となり、予防保全費をかけて長寿命化したパターンBの場合、40年間で1,073億円、年平均で約27億円の縮減が図られる計算となります。

今後の施設の維持管理に当たっては、予防保全型による施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減を図る必要があります。

図3-13 公用・公共用施設に係る更新等費用推計額



## ハ 各施設の個別施設計画を反映した積算結果

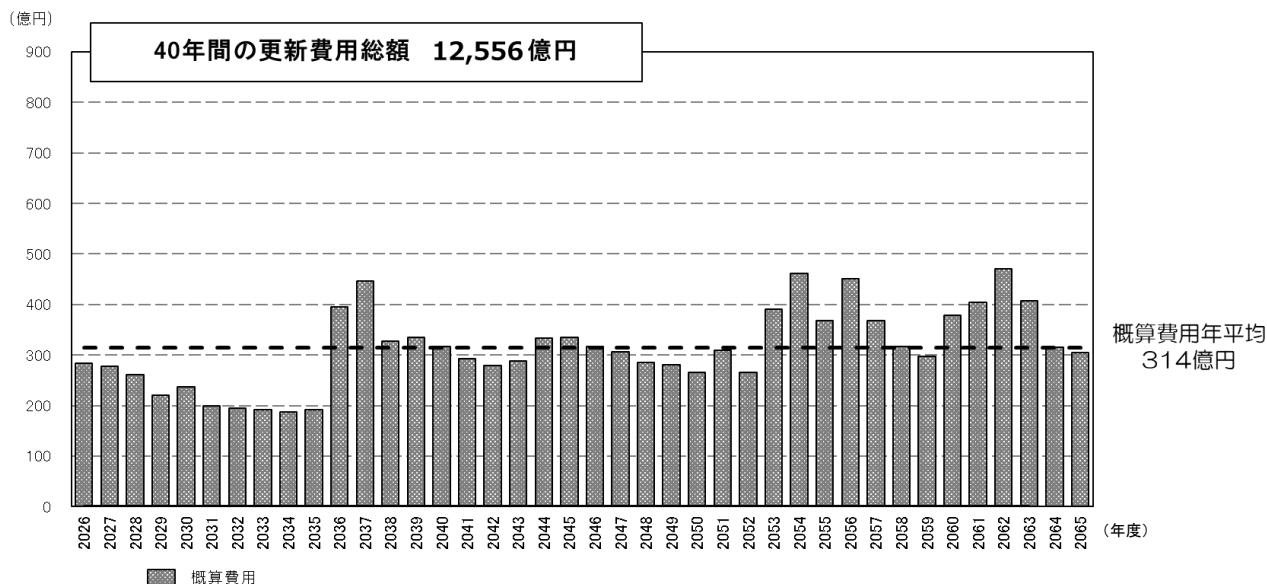
平成28年7月の当方針策定以後、公共施設等における安心安全の確保や長寿命化を目指し、定期的な修繕や改修を想定した個別施設計画を策定し、定期的に更新しています。これらを踏まえ、2026年度から2065年度までの公共施設等の更新等に必要となる経費の見込みを積算し、策定時の経費と比較することで対策の効果を算出しています。なお、あくまで推計値であり、実際の経費とは異なる可能性があります。

対象となる公用・公共用施設における積算条件は以下のとおりです。

- ・計画期間が施設によって不統一であることから、2026年度～2035年度は個別施設計画における概算費用の金額を採用し、当計画期間における概算費用が不足する場合は計画最終年度における費用が継続すると想定して計上。
- ・2036年度～2065年度はパターンBを採用。

公用・公共用施設の更新等に係る経費の見込みは12,556億円、年平均は約314億円となります。策定時における経費の見込みと比較するとパターンA（法定耐用年数を基に更新した場合）とは3,927億円の縮減効果があり、パターンB（法定耐用年数を30%延長して更新した場合）とは2,855億円の縮減効果が見込まれます。

図3-14 公用・公共用施設の個別施設計画における概算費用集計額



## ② 社会基盤施設

### イ 集計条件

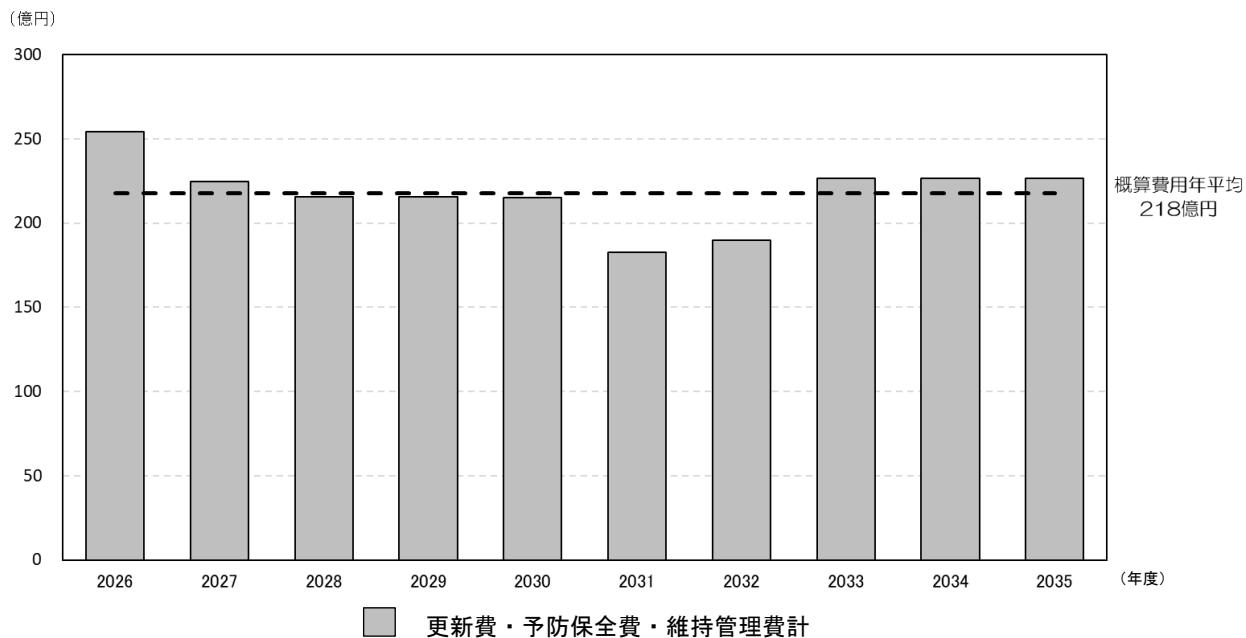
社会基盤施設は更新（施設の総取替え）になじまない施設類型が多く、また、施設類型ごとの維持管理形態も多様であり、一定の共通条件に基づく更新等費用の全体推計が困難なため、施設類型ごとの長寿命化計画等で計上されている金額により、2026年度から10年間の概算費用を集計しています。

### ロ 集計結果

2026年度から10年間の更新等費用の総額は約2,177億円、年平均は約218億円となります。

今後の施設の維持管理に当たっては、予防保全の一層の推進を図るとともに、施設の維持管理方法の効率化等についても検討し、全体の更新等費用の縮減及び平準化を図る必要があります。

図3-15 社会基盤施設に係る概算費用集計額



### (3) 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み

中長期的な経費の見込みについて、個別施設計画や長寿命化計画等の状況を踏まえ、令和8年度から令和17年度までの10年間について各区分ごとに集計しました。

公用・公用用施設は耐用年数経過時に単純更新した場合は10年間で672億円が見込まれますが、個別施設計画や長寿命化計画等では225億円と算定されており、447億円の効果額が見込まれます。一方、社会基盤施設は前述のとおり、一定の共通条件に基づく更新等費用の全体推計が困難であることから算定していませんが、個別施設計画や長寿命化計画等によると218億円となっています。

今後10年間の合計は443億円が見込まれており、現在要している経費（過去5年平均）は46億円であるため、単純に10倍した場合は460億円となり充足している状況ですが、近年の建築資材の高騰や人口減少を考慮すると予断を許さない状況です。

表3-4 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み(10年)

	維持管理・修繕 (①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源見込み	耐用年経過時に 単純更新した 場合(⑤)	長寿命化対策等 の効果額 (④-⑤)	現在要している 経費 (過去5年平均)
公用・公用用施設(a)		225,235		225,235	176,756	672,110	-446,875	14,557
社会基盤施設(b)		217,663		217,663	187,035	-	-	31,841
合計(a+b)		442,897		442,897		-	-	46,399

#### 本表の説明

「公共施設等の適正管理の更なる推進について（平成30年4月25日付け総務省自治財政局財務調査課）」を基に項目名を本県項目に修正しています。

公用・公用用施設の出典元は以下のとおり

- ・①～③は「個別施設計画に係る概算費用等」より令和8年度～令和17年度の集計。
- ・財源見込みは「個別施設計画に係る概算費用等」より一般財源以外の令和8年度～令和17年度の集計。
- ・⑤は「図3-13 公用・公用用施設に係る更新等費用推計額」におけるパターンAから令和8年度～令和17年度を集計。
- ・現在要している経費は「個別施設計画に係る概算費用等」より令和元年度～令和5年度の集計結果の平均。

社会基盤施設の出典元は以下のとおり

- ・①～③は「様式6 更新等費用計画額・実績額」より令和8年度～令和17年度の集計。
- ・財源見込みは「個別施設計画に係る概算費用等」より一般財源以外の令和8年度～令和17年度の集計。
- ・現在要している経費は「個別施設計画に係る概算費用等」より令和元年度～令和5年度の集計結果の平均。

#### (4) 人口減少に伴う投資的経費の圧迫と施設の適正量

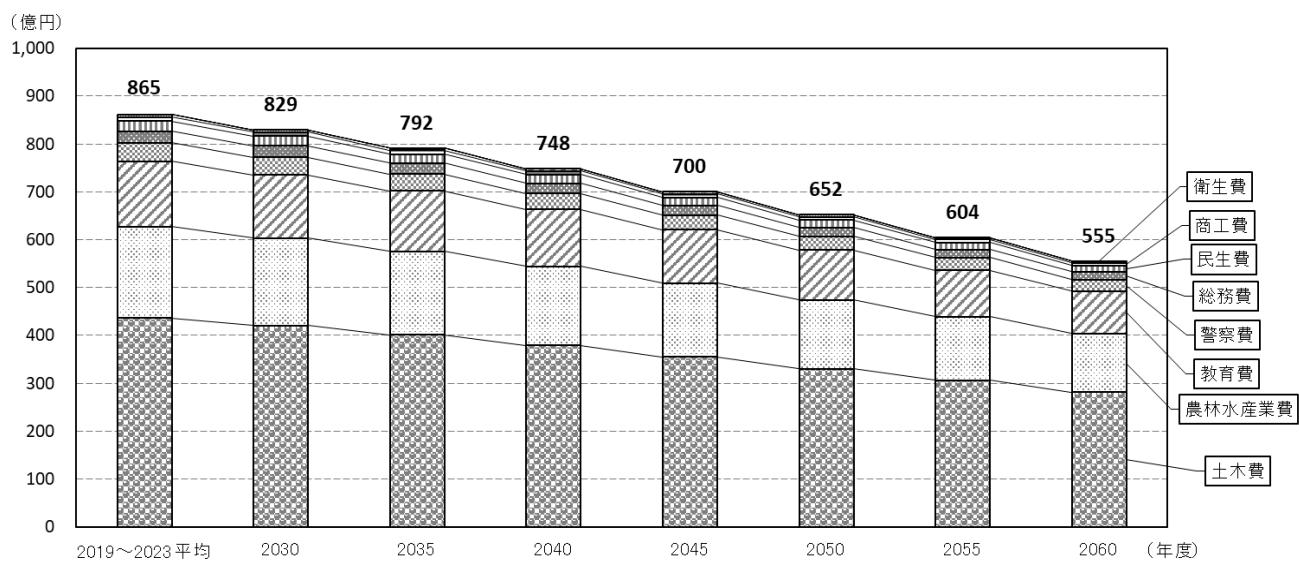
少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少は、税収の減少を通じて投資的経費を圧迫すると見込まれます。投資的経費が人口に連動すると仮定し、今後30年先までの投資的経費を推計したところ、直近5か年の平均は865億円ですが、35年後には555億円まで減少することがわかりました。公共施設等の更新に係る経費の見込みは、公用・公共用施設で年あたり314億円、社会基盤施設が年あたり218億円の計532億円であるため、現状では充足される可能性が高いといえます。

しかしながら、公用・公共用施設のパターンBで計算した場合は年あたり385億円であることや、35年後には東日本大震災で整備した社会基盤施設が設置後50年以上経過することを考慮すると、今後の施設整備はより慎重を期す必要があります。

公用・公共施設がパターンB程度の費用（年平均385億円）がかかると想定し、社会基盤施設は現状と同額（年平均218億円）を投資すると仮定した場合、35年後には合計603億円に対して投資的経費が555億円となり、48億円の不足が見込まれます。しかしながら、社会基盤施設の削減は困難であることから、公用・公共施設の適正配置によって調整すると仮定した場合、年あたり48億円（385億円の12%）の削減が必要となります。

したがって、施設総量の適正化も検討し、可能な限り更新費用の縮減を図る必要があります。

図3-16 投資的経費を人口に連動させた場合の額



## 第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

### 1 基本方針

第3章で見てきたとおり、本県ではこれまで多くの公共施設等を建設、管理してきましたが、県民人口は、少子高齢化や人口減少の進行に伴い、令和2年度から令和7年度までの5年間で223万人まで約3%減少し、それ以降も減少が見込まれていることから、公共施設等の利用需要の変化が予想されます。

また、施設は老朽化が進行し、今後の更新等費用推計によれば、公用・公共用施設、社会基盤施設ともに現在の予算規模を上回る費用が必要と試算されており、本県の財政運営にも重要な影響を及ぼすことが懸念されます。

今後も引き続き、県民生活や県経済を支えていくためには、厳しい財政状況の中においても、公共施設等整備基金の活用などにより必要な財源を確保するとともに、公共施設等の選択と集中の徹底を図りながら、効果的かつ効率的な施設管理を計画的に進めていくことが必要となります。

こうした観点から、本県では以下の3点を基本方針として、今後の公共施設等の管理を行っていきます。

#### 1 安全・安心の確保

公共施設等は、日常的に多くの人々の利用に供していますが、利用者の人身の安全が最優先であり、コストや機能性優先のあまり、施設の老朽化等に起因した事故等が生じないよう、また、耐震化を含めた災害への対応も考慮し、施設の安全・安心の確保を図っていきます。

#### 2 施設の維持管理費用の低減・平準化

施設の建替えには多くの費用を要することからも、施設ができる限り長期間利用すべく、施設の機能が損なわれてから対応する「事後保全」から、予め計画的な修繕等を行う「予防保全」へシフトすることにより、施設の長寿命化及びライフサイクルコスト<sup>21</sup>の低減、平準化を図っていきます。

#### 3 施設総量の適正化

施設の新規建設には多くの費用を要することから、将来的な人口減少・人口構造の変化を踏まえ、行政サービスの提供と施設の関係性・必要性等について、長期的・総合的な観点から充分な検討を行うとともに、既存の施設についても、施設の積極的な統廃合を進めるなど、県施設全体での施設総量の最適化を図っていきます。

<sup>21</sup> 計画・設計・施工から、維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額。

## 2 管理に関する基本的な考え方

### (1) 点検・診断等の実施方針

法定点検を適切に実施するとともに、法定点検の対象外施設についても「県有建築物定期点検マニュアル」や施設類型ごとのマニュアル等を活用し、統一的な基準に則り施設管理者による点検を行い、一定規模以上の建物については技術職員による「県有建築物保全点検」を継続的に行います。

また、必要に応じてパトロール等による日常点検を行い、施設の状況について速やかな情報把握に努めるほか、施設特性や状況に応じた適切な点検等を行い、これらの点検・補修履歴等の管理に関する仕組みや蓄積データの施設保全への活用を検討します。

合わせて、施設管理者向け技術研修の実施や相談窓口の設置等により、施設管理者への技術的支援を行います。

### (2) 維持管理<sup>22</sup>・更新等の実施方針

予防保全の考えを取り入れ、施設の部位ごとの改修サイクルに基づき、建設や改修からの経過年数及び部位の劣化状況に応じて周期的に改修を行い、同種・同規模の施設間の比較、I C T<sup>23</sup>などの新技術や新たな知見の積極的な導入等により、管理の効率化や維持管理コストの縮減を図っていきます。

更新等の際には民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、施設の特性や規模等に応じて多様なP P P<sup>24</sup>／P F I<sup>25</sup>手法の導入について優先的に検討するなど、更新費の抑制方策を検討します。

なお、施設管理に当たっては、施設名称も含め県民が利用しやすくなるような工夫についても検討します。

また、A I やドローン等の新技術の導入による巡視、点検、センサーによるモニタリングなど、デジタル技術を活用した維持管理の高度化・効率化を検討・実施することで、公共施設等の管理のデジタルトランスフォーメーション(D X)を推進し、生産性の向上や業務の効率化を促進します。

### (3) 安全確保の実施方針

日常点検・定期点検により危険箇所等が発見された場合は、速やかに対策を実施し、施設の安全確保を図るとともに、用途廃止した施設や利用見込みのない施設についても、防犯・防災・事故防止等の観点から予防的な対応を検討します。

### (4) 耐震化の実施方針

公用・公共用施設については、平成25年度までに「宮城県耐震改修促進計画」における対象施設全ての耐震化が完了していますが、社会基盤施設も含め、東日本大震災の教訓等を生かしながら、今後も施設類型に応じた耐震化対応を推進します。

また、耐震化を含めた災害への対応方針としては、たとえば沿岸部の石巻・気仙沼合同庁舎の津波到達位置を考慮した移転建替や、公共土木施設等の復旧に当たっては、被災後も一定の機能を維持できるよう粘り強い構造とするなど、施設の再構築を行っていきます。

<sup>22</sup> 施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修等。

<sup>23</sup> 情報通信技術 (Information and Communication Technology の略称)。

<sup>24</sup> 公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの (Public Private Partnership の略称)。

<sup>25</sup> 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう (Private Finance Initiative の略称)。

## (5) 長寿命化の実施方針

施設の劣化状況や将来的な更新と予防保全コスト比較等を基に、長寿命化の優先度も考慮しながら、一定規模以上の建築物における「県有建築物の中長期保全計画作成マニュアル」や社会基盤施設における国等による個別類型ごとのガイドライン等に基づき、中長期的な保全計画を策定し、計画的な保全を実施していきます。

## (6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

不特定多数の方が訪れる施設の改修等に当たっては、誰もが安全に利用しやすい施設になるよう、施設ごとの特性等を踏まえるとともに、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を参考にしながらユニバーサルデザイン化について検討します。

## (7) 脱炭素化の推進方針

「宮城県環境基本計画（第4期）」掲げる長期目標「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」の実現に向け、「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050年戦略」及び「県有施設ZEB<sup>26</sup>化・省エネ化指針」に基づき、施設のZEB化・省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入を図っていきます。また、導入後も省エネルギー性能が発揮できるよう、設計意図の伝達やこれを踏まえた適切な施設管理を実施します。

なお、県有施設の新築に当たっては、原則ZEB Ready<sup>27</sup>以上（延床面積が10,000m<sup>2</sup>以上の場合は、ZEB Oriented<sup>28</sup>も可）とし、大規模改修に当たっては、ZEB化・省エネ化、大規模改修以外の改修は最大限の省エネ化を目指します。

## (8) 総量適正化の推進方針

施設の利用状況や地域バランス、将来人口の減少による施設利用需要の変化等の観点から、各施設の必要性を常に検討し、必要性の低くなった施設については縮小、転用、統合、廃止等により施設量の適正化を図ります。

また、新規の施設建設は極力抑制し、特に大規模な施設の新設に当たっては大規模事業評価制度等をはじめ、必要性・妥当性等を慎重に検討していきます。

## (9) 地方公会計（固定資産台帳等）の活用

固定資産台帳から得られる情報（取得価格、耐用年数、減価償却率等）について、各施設の個別施設計画における維持管理や更新等に係る中長期的な経費の算出などに積極的に活用していきます。

## (10) 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

不要財産・未利用財産については売却・貸付等により資産の有効活用を図ります。相互融通などの有効活用を推進するため、国・県・市町村との間で現況施設の位置、規模、用途、空きスペースの有無等の基本的な情報の共有化を図ります。

<sup>26</sup> NetZeroEnergyBuilding の略称。先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制や、パッシブ技術（建物自身を工夫して必要なエネルギーを減らす省エネ技術）の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現し、再エネを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物。

<sup>27</sup> 省エネで基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物。

<sup>28</sup> 延べ面積10,000m<sup>2</sup>以上で用途ごとに規定した一次エネルギー消費量の削減を実現し、更なる省エネに向けた未評価技術（公益社団法人空気調和・衛生工学会において省エネルギー効果が高いと見込まれ、公表された技術）を導入している建物。

### (11) 体制の構築方針

公有財産調整会議<sup>29</sup>を適宜開催し、当方針の進捗管理を行うとともに、当方針の今後の取り組み状況等を踏まえながら、固定資産台帳等を活用した施設管理情報の一元化、総量最適化、有効活用、予算措置との連動等、公共施設等の管理を一元的に進める体制の構築を検討します。

維持管理に関する職員研修の実施など、維持管理を実施していく上で必要な知識・技能の習得体制整備を検討するとともに、指定管理施設については、指定管理者による管理状況を常に把握し、指定管理者への指導、助言を行うなど適正管理体制の構築に努めます。

---

<sup>29</sup> 当方針の原案策定主体（府内関係各課長等から構成される要綱に基づく全庁横断的組織）。

## 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

### 1 公用施設

#### (1) 庁舎

##### ① 現状及び課題

表5-1-1 庁舎の施設量等の推移

小分類	調査時点	棟数	延床面積 (m <sup>2</sup> )	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	有形固定資産 減価償却率 <sup>30</sup>
合同庁舎	R2.3.31現在	69	211,272	59,360,780	27,151,740	54.3%
	R3.3.31現在	69	211,272	59,387,057	25,936,107	56.3%
	R4.3.31現在	69	210,644	58,997,103	24,381,568	58.7%
	R5.3.31現在	69	211,344	58,997,103	22,479,396	61.9%
	R6.3.31現在	69	211,309	59,111,009	21,381,308	63.8%
単独庁舎	R2.3.31現在	129	42,771	8,470,236	3,517,387	58.5%
	R3.3.31現在	128	42,725	8,486,674	3,398,707	60.0%
	R4.3.31現在	115	38,026	7,956,329	3,289,963	58.6%
	R5.3.31現在	116	38,215	7,960,857	3,134,269	60.6%
	R6.3.31現在	114	38,104	7,953,501	3,012,812	62.1%

データ出典：固定資産台帳（令和元年度～令和5年度）

本県には、合同庁舎など多くの庁舎があります。

県庁舎で建築後30年以上、合同庁舎では50年以上経過している建物もあります。そのため、建築・設備の物理的な劣化や時代の変化による社会不適応が生じている状態であります。これらの庁舎等については中長期保全計画を作成し、庁舎施設の計画的な改修工事による機能維持と長寿命化を図ります。

これまで、県庁舎において、受変電設備、空調設備、昇降機設備の更新、合同庁舎において、受変電設備、昇降機設備の更新などを行っています。

単独庁舎については、一部の施設が著しく老朽化しているほか、全体的に建設から相当程度の年数が経過している施設が多くなっています。

なお、合同庁舎及び単独庁舎の建替えについては、人口減少や職員の確保状況等を勘案しながら、今後の行政サービスのあり方を踏まえて検討していきます。

【合同庁舎】



仙台合同庁舎

(仙台市)

【単独庁舎】



仙台土木事務所

(仙台市)

<sup>30</sup> 有形固定資産のうち償却資産（建物等）の取得価額に対する減価償却累計額の割合

## ② 管理に関する基本的な考え方

<b>点検・診断等の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法定点検を適切に実施するとともに、法定点検の対象外施設についても「県有建築物定期点検マニュアル」等を活用し統一的な基準に則り施設管理者による点検を行います。</li> <li>○ 点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組みを作り、蓄積したデータを施設保全に積極的に活用します。</li> </ul>
<b>維持管理・更新等の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予防保全の考えを取り入れ、建物の部位ごとの改修サイクルに基づき、劣化状況等に応じて周期的に改修を行います。</li> <li>○ 修繕・更新の優先度を判断し、計画的に必要十分な修繕・更新を行っていきます。</li> <li>○ 更新等の際には、他施設との集約化を検討します。</li> <li>○ 同種・同規模の施設間の比較やデジタル技術の活用等を検討することにより、維持管理費等の縮減や効率化を図っていきます。</li> </ul>
<b>安全確保の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日常点検・定期点検を引き続き実施し、損傷が見つかった場合は速やかに対策を行うとともに、各施設の管理方針に従って計画的な補修工事や更新を行い施設の安全確保を図ります。</li> <li>○ 非構造部材の安全対策（外壁、内壁、照明、ガラス、吊り天井の落下防止対策等）についても検討します。</li> </ul>
<b>耐震化の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災などの経験を踏まえ、施設の状況に応じて対応します。</li> </ul>
<b>長寿命化の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建物の構造や用途等による選別基準を定め、また実際の劣化状況を調査して建替えと長寿命化のコストを比較した上で、長寿命化すべき建物（大規模改修する建物）を選別し、優先度を判断して適切な時期に改修・修繕等を行います。</li> <li>○ 建物の構造等に応じた目標使用年数を定め、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全の実施により長寿命化を図ります。</li> <li>○ 計画的に行われた改修等についても、改修後にその有効性などを検討し、効果的な維持管理を推進していきます。</li> </ul>
<b>ユニバーサルデザイン化の推進方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。</li> </ul>
<b>脱炭素化の推進方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、高性能の省エネ機器及び再生エネルギーの導入について検討し、最大限の省エネ化を図っていきます。</li> </ul>
<b>総量適正化の推進方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 庁舎の統合や廃止に際しては、建物の劣化状況のみならず、本県の組織のあり方、将来人口減少を踏まえた圏域の地域割のあり方、各機関に求められる役割など様々な観点から検討の上、行政機関としての機能や県民の利便性を損なうことのないように配慮します。</li> <li>○ 近接庁舎等の将来的な集約化や総合庁舎化等を継続的に検討します。</li> <li>○ 建替時期が到来した庁舎（特に単独庁舎）については、国・市町村の施設との利用調整や他目的施設との合築等の方策を検討します。</li> <li>○ 空きスペースの貸付等による有効利用など県有財産の有効活用に努めます。</li> </ul>
<b>地方公会計(固定資産台帳等の活用)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の維持管理や更新等に係る経費の算出に固定資産台帳から得られる情報を積極的に活用していきます。</li> </ul>
<b>保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不要財産・未利用財産については、基本的な情報の共有化を図りながら、売却・貸付等により資産の有効活用に務めます。</li> </ul>
<b>体制の構築方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 庁舎は県関係機関がその事務を処理するために使用する建築物であり、適正な維持管理体制を確保します。</li> </ul>

## (2) 試験研究教育施設

### ① 現状及び課題

表5-2-1 試験研究教育施設の施設量等の推移

小分類	調査時点	棟数	延床面積 (m <sup>2</sup> )	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	有形固定資産 減価償却率
試験研修施設	R2.3.31現在	325	105,918	29,708,435	14,724,251	50.4%
	R3.3.31現在	325	105,934	29,810,007	14,155,592	52.5%
	R4.3.31現在	326	106,953	30,463,750	14,299,619	53.1%
	R5.3.31現在	328	107,541	30,780,642	13,659,749	55.6%
	R6.3.31現在	329	108,505	31,269,855	13,464,027	56.9%
研修教育施設	R2.3.31現在	28	46,436	12,680,011	8,255,416	34.9%
	R3.3.31現在	28	46,436	12,682,459	7,926,987	37.5%
	R4.3.31現在	28	46,436	12,613,119	7,535,801	40.3%
	R5.3.31現在	28	41,002	12,631,792	6,071,615	51.9%
	R6.3.31現在	28	41,002	11,215,580	5,849,472	47.8%

試験研究教育施設には、保健環境センター、産業技術総合センター、農業・園芸総合研究所など15の試験研究施設と、消防学校や総合教育センターなどの6つの研修教育施設があります。

試験研究施設については、一部老朽化が進んでいる施設もあるため、更新の検討やコストの見直しを図ることが必要です。なお、保健環境センターにおいて、令和4年度から5年度にかけて、分庁舎の屋上防水シート及び天井の改修工事を行っております。また、水産技術総合センターにおいて、令和5年度に閉鎖循環式陸上養殖研究棟の新築を行っており、林業技術総合センターにおいて、令和3年度に本館の建替を行い、畜産試験場において、平成30年度に種雄牛舎等の新築を行っています。

研修教育施設については、消防学校において、衛生設備の更新工事を行っています。また、教育研修センターが総合教育センターとして名取市に移転したため、当分の間更新需要に直面することはない状況であると考えられます。公務研修所では、令和4年3月16日の福島県沖地震被害復旧工事、空調設備、照明設備等の改修を行っています。施設の維持管理に当たっては、修繕・更新の優先度を判断し、計画的かつ適切な維持管理に努めます。

【試験研究施設】



農業・園芸総合研究所（名取市）

【研修教育施設】



総合教育センター（名取市）

## ② 管理に関する基本的な考え方

<b>点検・診断等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法定期検を適切に実施するとともに、法定点検の対象外施設についても「県有建築物定期点検マニュアル」等を活用し統一的な基準に則り施設管理者による点検を行います。</li> <li>○ 点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組み作りや蓄積したデータの施設保全への活用について検討します。</li> </ul>
<b>維持管理・更新等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予防保全の考えを取り入れ、建物の部位ごとの改修サイクルに基づき、劣化状況等に応じて周期的に改修を行います。</li> <li>○ 修繕・更新の優先度を判断し、計画的に必要十分な修繕・更新を行っていきます。</li> </ul>
<b>安全確保の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日常点検・定期点検を引き続き実施し、損傷が見つかった場合は速やかに対策を行うとともに、各施設の管理方針に従って計画的な補修工事や更新を行い施設の安全確保を図ります。</li> <li>○ 非構造部材の安全対策（外壁、内壁、照明、ガラス、吊り天井の落下防止対策等）についても検討します。</li> </ul>
<b>耐震化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災などの経験を踏まえ、施設状況に応じた耐震化等を検討します。</li> </ul>
<b>長寿命化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建物の構造や用途等による選別基準を定め、また実際の劣化状況を調査して建替えと長寿命化のコストを比較した上で、長寿命化すべき建物（大規模改修する建物）を選別し、優先度を判断して適切な時期に改修・修繕等を行います。</li> <li>○ 建物の構造等に応じた目標使用年数を定め、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全の実施により長寿命化を図ります。</li> <li>○ 計画的に行われた改修等についても、改修後にその有効性などを検討し、効果的な維持管理を推進していきます。</li> </ul>
<b>ユニバーサルデザイン化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。</li> </ul>
<b>脱炭素化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、高性能の省エネ機器及び再生エネルギーの導入について検討し、最大限の省エネ化を図っていきます。</li> <li>○ 施設の新築に当たっては、原則ZEB Ready以上（延床面積が10,000m<sup>2</sup>以上の場合は、ZEB Orientedも可）とし、大規模改修に当たっては、ZEB化・省エネ化を目指します。</li> </ul>
<b>総量適正化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 空きスペースの貸付等による有効利用など県有財産の有効活用に努めます。</li> </ul>
<b>地方公会計(固定資産台帳等の活用)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 固定資産台帳から得られる情報（取得価格、耐用年数、減価償却率等）について、施設の個別施設計画における維持管理や更新等に係る中長期的な経費の算出などに積極的に活用していきます。</li> </ul>
<b>保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不要財産・未利用財産については売却・貸付等により資産の有効活用を図ります。また、相互融通などの有効活用を推進するため、現況施設の位置、規模、用途、空きスペースの有無等の基本的な情報の共有化を図ります。</li> </ul>
<b>体制の構築方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種研修等を通じて、維持管理に必要な知識・技術の習得に努めます。</li> </ul>

### (3) 警察施設

#### ① 現状及び課題

表5-3-1 警察施設の施設量等の推移

小分類	調査時点	棟数	延床面積 (m <sup>2</sup> )	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	有形固定資産 減価償却率
警察署	R2.3.31現在	131	73,382	15,639,294	8,031,288	48.6%
	R3.3.31現在	135	75,707	16,766,049	8,839,563	47.3%
	R4.3.31現在	129	74,261	16,508,055	8,292,691	49.8%
	R5.3.31現在	129	74,386	16,511,195	7,878,474	52.3%
	R6.3.31現在	124	73,133	16,301,410	7,546,956	53.7%
交番	R2.3.31現在	101	8,269	1,785,189	851,242	52.3%
	R3.3.31現在	101	8,269	1,785,189	807,226	54.8%
	R4.3.31現在	99	8,061	1,762,806	792,708	55.0%
	R5.3.31現在	100	8,179	1,803,519	793,224	56.0%
	R6.3.31現在	100	8,179	1,803,519	752,139	58.3%
駐在所	R2.3.31現在	232	14,335	2,420,304	879,672	63.7%
	R3.3.31現在	230	14,469	2,491,386	901,853	63.8%
	R4.3.31現在	215	13,887	2,445,407	890,108	63.6%
	R5.3.31現在	215	13,912	2,445,825	808,520	66.9%
	R6.3.31現在	213	13,973	2,485,879	815,292	67.2%
連絡所	R2.3.31現在	2	94	18,155	0	100.0%
	R3.3.31現在	2	94	18,155	0	100.0%
	R4.3.31現在	15	696	102,375	1,506	98.5%
	R5.3.31現在	15	696	102,375	384	99.6%
	R6.3.31現在	15	696	102,375	353	99.7%
執行隊	R2.3.31現在	12	10,954	1,497,816	1,074,579	28.3%
	R3.3.31現在	12	10,954	1,497,816	1,041,738	30.4%
	R4.3.31現在	12	10,954	1,497,817	1,008,897	32.6%
	R5.3.31現在	12	10,954	1,497,817	975,928	34.8%
	R6.3.31現在	12	10,954	1,497,817	943,087	37.0%

県内には、警察本部庁舎以外に執行隊の独立庁舎が置かれているほか、警察署が25施設あり、警察署の下部組織として、より地域住民に密着した交番、駐在所、連絡所（警察官連絡所）などの施設が置かれています。

警察署は、今後、更新需要に直面する施設について、更新対応の検討が必要です。また、これまで平成17年に策定した「警察署再編整備計画」に基づき再編を進めてきましたが、当該計画が終期を迎えることから、今後は、平成29年に策定した「当面の警察署整備計画」に基づき、整備を進めています。なお、令和6年度には、若柳警察署と築館警察署を統合し、栗原警察署を新築しています。

交番・駐在所は、木造のものが多く、老朽化のスピードが速いことから、適切な時期に保全措置が必要です。なお、令和4年度から令和5年度までに、交番・駐在所合わせて3棟を新築・建替しています。

執行隊は、機動センター以外の施設で老朽化が進んでいます。

【警察署】



仙台中央警察署  
(仙台市)

【交番】



国分町交番  
(仙台市)

【駐在所】



田尻駅前駐在所  
(大崎市)

【連絡所】



西古川連絡所  
(大崎市)

【執行隊】



機動センター  
(利府町)

## ② 管理に関する基本的な考え方

<b>点検・診断等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法定点検を適切に実施するとともに、法定点検の対象外施設についても「県有建築物定期点検マニュアル」等を活用し統一的な基準に則り施設管理者による点検を行います。</li> <li>○ 点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組み作りや蓄積したデータの施設保全への活用について検討します。</li> </ul>
<b>維持管理・更新等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察施設は、県民の生命・財産を守るために機能を十分に発揮すべく、ライフサイクルコストの縮減・予算の平準化を考慮した適正な維持管理を実施するとともに、計画的に維持保全及び再整備を図ります。</li> <li>○ 新技術の導入や新たな知見を積極的に検討し、管理の効率化に努めます。</li> <li>○ 修繕・更新の優先度を判断し、計画的に必要十分な修繕・更新を行っていきます。</li> <li>○ 同種・同規模の施設間の比較等を行うことにより、維持管理費等の縮減を図っていきます。</li> </ul>
<b>安全確保の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日常点検・定期点検を引き続き実施し、損傷が見つかった場合は速やかに対策を行うとともに、各施設の管理方針に従って計画的な補修工事や更新を行い施設の安全確保を図ります。</li> <li>○ 非構造部材の安全対策（外壁、内壁、照明、ガラス、吊り天井の落下防止対策等）についても検討します。</li> </ul>
<b>耐震化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既存の施設は耐震化実施済です。今後の建て替えに当たっても耐震化を図っていきます。</li> </ul>
<b>長寿命化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察施設の維持管理・更新に係る具体的取組を定めた個別施設計画を策定し、効率的かつ効果的な施設運営を図ります。</li> </ul>
<b>ユニバーサルデザイン化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。</li> </ul>
<b>脱炭素化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。なお、施設の新築に当たっては、原則ZEB Ready以上とし、ZEB化・省エネ化を目指します。</li> </ul>
<b>総量適正化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察署については、災害発生時等における危機管理上の重要拠点施設でもあることから、施設機能を十分に発揮できる体制を確保します。</li> <li>○ 交番・駐在所については、人口や犯罪の発生状況等を見ながら、受持区域や運用方法の見直しなどの計画的な対策を講じます。</li> <li>○ 連絡所については、施設の老朽度合いや地域の実情を踏まえ、存続又は廃止を検討します。</li> </ul>
<b>地方公会計(固定資産台帳等)の活用</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 固定資産台帳から得られる情報（取得価格、耐用年数、減価償却率等）について、各施設の個別施設計画における維持管理や更新等に係る中長期的な経費の算出などに積極的に活用していきます。</li> </ul>
<b>保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不要財産・未利用財産については売却・貸付等により資産の有効活用を図ります。また、相互融通などの有効活用を推進するため、現況施設の位置、規模、用途、空きスペースの有無等の基本的な情報の共有化を図ります。</li> </ul>
<b>体制の構築方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察施設は、有事即応体制を維持するために必要な施設であり、維持管理を行っている警察本部と警察署の施設管理担当者が、研修等を受講して必要な知識・技能を習得し、適正な維持管理体制を確保します。</li> </ul>

## (4) 職員宿舎

### ① 現状及び課題

表5-4-1 職員宿舎の施設量等の推移

小分類	調査時点	棟数	延床面積 (m <sup>2</sup> )	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	有形固定資産 減価償却率
合同宿舎（知事部局管理）	R2.3.31現在	60	51,728	10,006,533	5,837,166	41.7%
	R3.3.31現在	60	51,728	10,006,533	5,625,862	43.8%
	R4.3.31現在	40	46,292	9,127,512	5,076,851	44.4%
	R5.3.31現在	40	46,292	9,127,512	4,781,639	47.6%
	R6.3.31現在	38	45,256	8,999,774	4,518,540	49.8%
教職員宿舎	R2.3.31現在	38	13,518	2,941,626	1,550,834	47.3%
	R3.3.31現在	38	13,518	2,941,626	1,486,234	49.5%
	R4.3.31現在	34	13,166	2,864,131	1,375,406	52.0%
	R5.3.31現在	34	13,166	2,864,131	1,291,948	54.9%
	R6.3.31現在	33	13,102	2,859,730	1,229,071	57.0%
警察職員宿舎	R2.3.31現在	151	55,447	8,215,714	3,879,373	52.8%
	R3.3.31現在	156	57,574	9,492,494	5,055,902	46.7%
	R4.3.31現在	151	57,743	9,625,760	5,082,891	47.2%
	R5.3.31現在	151	57,743	9,625,760	4,814,434	50.0%
	R6.3.31現在	154	57,860	9,963,534	5,007,862	49.7%

職員宿舎には、合同宿舎、教職員用、警察職員用の3つがあります。いずれの宿舎も全体として老朽化が進んでおり、更新需要に直面しているものが少なくありません。また、施設の老朽化に伴う入居率の低下や交通インフラの整備に伴う職員の通勤範囲の広域化など、利用環境も変化しています。合同宿舎にあっては、これまでにも「県職員宿舎整備計画」等により老朽化度や入居状況、地域特性などを踏まえながら、保有の継続又は廃止を行っているところです。今後もこうした状況を踏まえた上で更新に当たっては慎重に検討していく必要があります。また、施設の劣化状況等に応じた周期的な改修を行い長寿命化を図ることとしております。

【合同宿舎】



下愛子住宅  
(仙台市)

【教職員宿舎】



仙台地区向山教職員宿舎  
(仙台市)

【警察職員宿舎】



仙台市北部警察官待機宿舎  
(仙台市)

## ② 管理に関する基本的な考え方

<b>点検・診断等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法定点検を適切に実施するとともに、法定点検の対象外施設についても「県有建築物定期点検マニュアル」等を活用し施設管理者による点検を行います。</li> <li>○ 点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組み作りや蓄積したデータを施設保全に活用します。</li> </ul>
<b>維持管理・更新等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員宿舎（待機宿舎を除く。）の新築・建替えについては、必要性を十分に精査します。</li> <li>○ 通常の維持管理及び維持保全（外壁改修・屋外防水・給排水設備更新等）に加え、リフォームにより室内を良好な状態に維持していくことで利用可能な戸数を確保し、長寿命化を図ります。</li> <li>○ 同種・同規模の施設間の比較等を行うことにより、維持管理費等の縮減を図っていきます。</li> </ul>
<b>安全確保の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日常点検・定期点検を引き続き実施し、損傷が見つかった場合は速やかに対策を行うとともに、各施設の管理方針に従って計画的な補修工事や更新を行い施設の安全確保を図ります。</li> <li>○ 非構造部材の安全対策（外壁、内壁、照明、ガラス、吊り天井の落下防止対策等）についても検討します。</li> </ul>
<b>耐震化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災などの経験を踏まえ、施設状況に応じた耐震化等を検討します。</li> </ul>
<b>長寿命化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建物の実際の劣化状況等を調査して長寿命化すべき建物（大規模改修する建物）については全県的な管理状況を見ながら適切な時期に改修・修繕等を行います。</li> <li>○ 建物の構造等に応じた目標使用年数を定め、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全の実施により長寿命化を図ります。</li> <li>○ 計画的に行われた改修等についても、改修後の効果的な維持管理を推進していきます。</li> </ul>
<b>ユニバーサルデザイン化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。</li> </ul>
<b>脱炭素化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。</li> </ul>
<b>総量適正化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 老朽化の程度や入居率等を踏まえて職員宿舎の必要性を検討し、必要性が薄れた宿舎を順次廃止（解体・撤去）することにより、宿舎の集約化に努めます。</li> <li>○ 合同宿舎・教職員宿舎・警察職員宿舎間での区分を超えた入居の流動化を促進し、効率的な運用に努めます。</li> </ul>
<b>体制の構築方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設管理者間の定期的な連絡体制を確保するとともに、適正な維持管理の体制を確保します。</li> </ul>

## (5) 防災関係施設

### ① 現状及び課題

表5-5-1 防災関係施設の施設量等の推移

小分類	調査時点	棟数	延床面積 (m <sup>2</sup> )	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	有形固定資産 減価償却率
防災機材倉庫	R2.3.31現在	58	8,235	1,246,957	614,828	50.7%
	R3.3.31現在	58	8,238	1,246,771	585,273	53.1%
	R4.3.31現在	58	8,281	1,252,644	560,532	55.3%
	R5.3.31現在	58	8,281	1,252,644	527,066	57.9%
	R6.3.31現在	58	8,281	1,252,644	497,085	60.3%
防災無線施設	R2.3.31現在	15	740	335,072	167,435	50.0%
	R3.3.31現在	15	740	335,072	158,086	52.8%
	R4.3.31現在	15	740	319,045	134,441	57.9%
	R5.3.31現在	15	740	319,045	110,810	65.3%
	R6.3.31現在	15	740	319,045	102,774	67.8%

防災関係施設は、全体として規模が小さいものが多く、比較的コストも少額ですが、防災機材倉庫、防災無線施設ともに老朽化が進んでいるものが多く、更新等を計画的に実施し、施設の維持管理に努める必要があります。

なお、防災無線施設については、平成28年度に実施した無線機器の更新に合わせて補修を行いました。今回の補修後は、当面大規模な補修等を行う予定はありませんが、適切な維持管理に努めます。

【防災機材倉庫】



鬼首除雪基地（大崎市）

【防災無線施設】



籠峰山中継所（石巻市）

## ② 管理に関する基本的な考え方

<b>点検・診断等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法定期検を適切に実施するとともに、法定点検の対象外施設についても「県有建築物定期点検マニュアル」等を活用し統一的な基準に則り施設管理者による点検を行います。</li> <li>○ 点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組み作りや蓄積したデータの施設保全への活用について検討します。</li> </ul>
<b>維持管理・更新等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 修繕・更新の優先度を判断し、計画的に必要十分な修繕・更新を行っていきます。</li> <li>○ 新技術の導入や新たな知見を積極的に検討し、管理の効率化に努めます。</li> <li>○ 同種・同規模の施設間の比較等を行うことにより、維持管理費等の縮減を図っていきます。</li> </ul>
<b>安全確保の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日常点検・定期点検を引き続き実施し、損傷が見つかった場合は速やかに対策を行うとともに、各施設の管理方針に従って計画的な補修工事や更新を行い施設の安全確保を図ります。</li> <li>○ 非構造部材の安全対策（外壁、内壁、照明、ガラス、吊り天井の落下防止対策等）についても検討します。</li> </ul>
<b>耐震化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災などの経験を踏まえ、施設状況に応じた耐震化等を検討します。</li> </ul>
<b>長寿命化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建物の構造や用途等による選別基準を定め、また実際の劣化状況を調査して建替えと長寿命化のコストを比較した上で、長寿命化すべき建物（大規模改修する建物）を選別し、優先度を判断して適切な時期に改修・修繕等を行います。</li> <li>○ 建物の構造等に応じた目標使用年数を定め、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全の実施により長寿命化を図ります。</li> <li>○ 計画的に行われた改修等についても、改修後にその有効性などを検討し、効果的な維持管理を推進していきます。</li> </ul>
<b>脱炭素化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。</li> </ul>
<b>総量適正化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 将来人口の減少による施設利用需要の変化や建物の性能を適正に評価した上で、施設総量の適正化に取り組みます。</li> </ul>
<b>地方公会計(固定資産台帳等)の活用</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不要となった財産については、処分費用などを考慮しながら処分等を検討します。</li> </ul>
<b>体制の構築方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種研修・訓練等を通じて、維持管理に必要な知識・技術の習得に努めます。</li> </ul>

## (6) 環境測定施設

### ① 現状及び課題

表5-6-1 環境測定施設の施設量等の推移

小分類	調査時点	棟数	延床面積 (m <sup>2</sup> )	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	有形固定資産 減価償却率
大気汚染等測定施設	R2.3.31現在	17	212	73,741	43,585	40.9%
	R3.3.31現在	16	200	72,541	42,037	42.0%
	R4.3.31現在	16	204	107,062	76,175	28.8%
	R5.3.31現在	17	215	122,071	88,072	27.9%
	R6.3.31現在	17	215	122,071	85,104	30.3%
放射線測定施設	R2.3.31現在	7	94	62,078	56,747	8.6%
	R3.3.31現在	7	94	62,078	55,505	10.6%
	R4.3.31現在	7	94	62,079	54,264	12.6%
	R5.3.31現在	7	94	62,079	53,203	14.3%
	R6.3.31現在	7	94	62,079	51,961	16.3%

環境測定施設には大気汚染等測定施設と放射線測定施設がありますが、全体として規模が小さいものが多く、多額のコストがかかるものもない現状といえます。

大気汚染等測定施設については、「大気汚染常時管理測定局適正配置計画」に基づき、本県の自然的・社会的状況等を勘案しながら測定局の適正配置を進めている中で、令和4年度に山元一般環境大気測定局の新築を行っております。また、測定機器については精度の維持が重要であるものの、財政的な面とのバランスも考慮する必要があることから、今後も適切な更新に努めます。

放射線測定施設については、「女川原子力発電所環境放射能及び温排水測定基本計画」に基づき、人の居住状況や女川原子力発電所からの距離などを考慮して測定局を設置しておりましたが、東日本大震災の津波により7局のうち4局が流失し、残りの3局及び5局の代替え設備で測定していました。防災集団移転事業が進展し住民の移転規模が固まつたことから、平成30年度に4局を新設しました。

【大気汚染等測定施設】



迫大気汚染測定局（登米市）

【放射線等測定施設】



女川モニタリングステーション（女川町）

## ② 管理に関する基本的な考え方

<b>点検・診断等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法定点検を適切に実施するとともに、法定点検の対象外施設についても「県有建築物定期点検マニュアル」等を活用し統一的な基準に則り施設管理者による点検を行います。</li> <li>○ 点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組み作りや蓄積したデータの施設保全への活用について検討します。</li> </ul>
<b>維持管理・更新等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 修繕・更新の優先度を判断し、計画的に必要十分な修繕・更新を行っていきます。</li> <li>○ 新技術の導入や新たな知見を積極的に検討し、管理の効率化に努めます。</li> <li>○ 同種・同規模の施設間の比較等を行うことにより、維持管理費等の縮減を図っていきます。</li> </ul>
<b>安全確保の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日常点検・定期点検を引き続き実施し、損傷が見つかった場合は速やかに対策を行うとともに、各施設の管理方針に従って計画的な補修工事や更新を行い施設の安全確保を図ります。</li> <li>○ 非構造部材の安全対策（外壁、内壁、照明、ガラス、吊り天井の落下防止対策等）についても検討します。</li> </ul>
<b>耐震化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災などの経験を踏まえ、施設状況に応じた耐震化等を検討します。</li> </ul>
<b>長寿命化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建物の構造や用途等による選別基準を定め、また実際の劣化状況を調査して建替えと長寿命化のコストを比較した上で、長寿命化すべき建物（大規模改修する建物）を選別し、優先度を判断して適切な時期に改修・修繕等を行います。</li> <li>○ 建物の構造等に応じた目標使用年数を定め、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全の実施により長寿命化を図ります。</li> <li>○ 計画的に行われた改修等についても、改修後にその有効性などを検討し、効果的な維持管理を推進していきます。</li> </ul>
<b>脱炭素化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入を図っていきます。また、導入後も省エネルギー性能が発揮できるよう、設計意図の伝達やこれを踏まえた適切な施設管理を実施します。</li> <li>○ 施設の新築に当たっては、原則ZEB Ready以上（延床面積が10,000m<sup>2</sup>以上の場合は、ZEB Orientedも可）とし、大規模改修に当たっては、ZEB化・省エネ化を目指します。</li> </ul>
<b>総量適正化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自然的・社会的状況を勘案しながら、施設の適正配置について検討していきます。</li> </ul>
<b>体制の構築方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種研修等を通じて、維持管理に必要な知識・技術の習得に努めます。</li> </ul>

## (7) その他公用施設

### ① 現状及び課題

表5-7-1 その他公用施設の施設量等の推移

小分類	調査時点	棟数	延床面積 (m <sup>2</sup> )	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	有形固定資産 減価償却率
用途廃止施設	R2.3.31現在	27	4,301	378,925	31,242	91.8%
	R3.3.31現在	18	3,948	338,073	29,141	91.4%
	R4.3.31現在	30	8,924	932,622	1,116	99.9%
	R5.3.31現在	30	8,924	932,622	994	99.9%
	R6.3.31現在	30	8,924	932,622	880	99.9%

その他公用施設（用途廃止施設）には、白石牧場などの5施設があります。これら用途廃止施設では、施設状況等に応じて貸付による有効活用を図るほか、利用予定の無い施設については処分を進めています。

#### 【用途廃止施設】



白石牧場（白石市）

## ② 管理に関する基本的な考え方

<b>点検・診断等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法定点検を適切に実施するとともに、法定点検の対象外施設についても「県有建築物定期点検マニュアル」等を活用し統一的な基準に則り施設管理者による点検を行います。</li> <li>○ 点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組み作りや蓄積したデータの施設保全への活用について検討します。</li> </ul>
<b>維持管理・更新等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予防保全を行う施設を絞り込み、特に重要な建物については、長期的な利活用に関する方針を定めた上で、個別施設計画を策定して中長期的な修繕を計画的に実施します。</li> </ul>
<b>安全確保の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日常点検・定期点検を引き続き実施し、損傷が見つかった場合は速やかに対策を行うとともに、施設の安全確保を図ります。また、現在休業中の施設については立ち入り禁止等の措置を講じます。</li> <li>○ 非構造部材の安全対策（外壁、内壁、照明、ガラス、吊り天井の落下防止対策等）についても検討します。</li> </ul>
<b>耐震化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 用途廃止しているため、原則耐震化は行いませんが、施設の必要性に応じて検討します。</li> </ul>
<b>長寿命化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 用途廃止しているため、原則長寿命化は行いませんが、施設の必要性に応じて検討します。</li> </ul>
<b>脱炭素化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、高性能の省エネ機器及び再生エネルギーの導入について検討し、最大限の省エネ化を図っていきます。</li> <li>○ 施設の新築に当たっては、原則ZEB Ready以上（延床面積が10,000m<sup>2</sup>以上の場合は、ZEB Orientedも可）とし、大規模改修に当たっては、ZEB化・省エネ化を目指します。</li> </ul>
<b>総量適正化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 用途廃止施設については、早期に取り壊しを含めた今後の管理方針を決定し、実行していきます。また、県として不要な財産については、所在市町村による利活用の要望がある場合には市町村へ売却や貸付を行います。市町村の利活用がない場合には、一般競争入札等による売却や貸付を行い、資産として有効活用を図ります。</li> </ul>
<b>体制の構築方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 効果的な売却や貸付のあり方等について、公有財産調整会議で横断的に検討します。</li> </ul>

## 2 公公用施設

### (1) 文化・社会教育施設

#### ① 現状及び課題

表5-8-1 文化・社会教育施設の施設量等の推移

小分類	調査時点	棟数	延床面積 (m <sup>2</sup> )	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	有形固定資産 減価償却率	施設利用者数 (人)
図書館	R2.3.31現在	1	18,101	9,408,549	5,280,887	43.9%	R1 334,908
	R3.3.31現在	1	18,101	9,408,549	5,092,716	45.9%	R2 286,573
	R4.3.31現在	1	18,101	9,376,708	4,875,888	48.0%	R3 317,503
	R5.3.31現在	1	18,101	9,376,708	4,672,726	50.2%	R4 283,175
	R6.3.31現在	1	18,101	9,388,852	4,497,134	52.1%	R5 323,168
博物館	R2.3.31現在	28	42,705	17,265,085	8,393,415	51.4%	R1 291,651
	R3.3.31現在	28	42,705	17,265,085	8,043,055	53.4%	R2 255,563
	R4.3.31現在	28	42,705	17,179,849	7,612,456	55.7%	R3 311,431
	R5.3.31現在	28	42,705	17,179,849	7,128,858	58.5%	R4 324,926
	R6.3.31現在	28	42,705	17,179,849	6,780,232	60.5%	R5 154,555
文化会館	R2.3.31現在	1	12,470	2,930,459	0	100.0%	R1 423,255
	R3.3.31現在	1	12,470	2,930,459	0	100.0%	R2 78,271
	R4.3.31現在	1	12,470	2,930,459	0	100.0%	R3 118,763
	R5.3.31現在	1	12,470	2,930,459	0	100.0%	R4 210,920
	R6.3.31現在	1	12,470	2,930,459	0	100.0%	R5 271,183

図書館、博物館及び美術館については、文化の継承を確実に行うために、貴重な収蔵物を適切に管理する必要があります。そのため、保管のための空調等の経費やスペースの確保にあたり多額の費用がかかっており、利用者の増加と併せてコストの不断の見直しが課題となります。

宮城県図書館は、建設から28年が経過<sup>31</sup>し、設備等の老朽化が進んでいることから、計画的な整備・改修等を行っています。今後とも劣化状況に応じ適切な維持・改修等に努めます。

東北歴史博物館は、建設から27年が経過し、施設・設備等の老朽化が進んでいることから、劣化状況に応じ計画的な整備・改修に努めております。

宮城県慶長使節船ミュージアムは、展示の核を担ってきた復元船の解体に合わせて展示等のリニューアルを行い、令和6年10月に再開館しました。一方で、建設から約30年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいることから、計画的な維持・修繕等に努めます。

宮城県美術館は、建設から44年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいることから、美術館としての中・長期的ビジョンを踏まえて策定した、リニューアルに関する基本構想、基本方針等に基づき、令和5年度に令和7年12月までを工期とした施設・設備の改修に着手しました。

宮城県民会館は、指定管理者制度の導入などにより本県の財政負担が最小限となるよう努めているものの、建設から61年が経過し、施設や設備等の老朽化が進んでいることから、今後のあり方について検討した結果、仙台医療センター跡地に移転・新築することとし、令和7年7月に建設工事に着手しました。

<sup>31</sup> 経過年数は令和7年度末時点での値



## ② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法定期点検を適切に実施するとともに、法定点検の対象外施設についても「県有建築物定期点検マニュアル」等を活用し統一的な基準に則り施設管理者による点検を行います。</li> <li>○ 点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組み作りや蓄積したデータの施設保全への活用について検討します。</li> </ul>
維持管理・更新等の実施方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同種・同規模の施設間の比較等を行うことにより、維持管理費等の縮減を図っていきます。</li> <li>○ 新技術の導入や新たな知見を積極的に検討し、管理の効率化に努めます。</li> <li>○ 修繕・更新の優先度を判断し、必要十分な修繕・更新を行っていきます。</li> </ul>
安全確保の実施方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日常点検・定期点検を引き続き実施し、損傷が見つかった場合は速やかに対策を行うとともに、各施設の管理方針に従って計画的な補修工事や更新を行い施設の安全確保を図ります。</li> <li>○ 非構造部材の安全対策（外壁、内壁、照明、ガラス、吊り天井の落下防止対策等）についても検討します。</li> </ul>
耐震化の実施方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災などの経験を踏まえ、施設状況に応じた耐震化等を検討します。</li> </ul>
長寿命化の実施方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別施設計画に基づく計画的な改修・修繕工事等により長寿命化を図ります。</li> <li>○ 計画的に行われた改修等についても、改修後にその有効性などを検討し、効果的な維持管理を推進していきます。</li> </ul>
ユニバーサルデザイン化の推進方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。</li> </ul>
脱炭素化の推進方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入を図っていきます。また、導入後も省エネルギー性能が発揮できるよう、設計意図の伝達やこれを踏まえた適切な施設管理を実施します。</li> <li>○ 施設の新築に当たっては、原則ZEB Ready以上（延床面積が10,000m<sup>2</sup>以上の場合は、ZEB Orientedも可）とし、大規模改修に当たっては、ZEB化・省エネ化を目指します。</li> </ul>
総量適正化の推進方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別施設計画に定める目標使用年数の到来を見据え、将来人口の減少による施設利用需要の変化や建物の性能を適正に評価した上で、目標使用年数の延長や国・市町村の施設との利用調整、他目的施設との合築等の方策を総合的な観点から検討します。</li> </ul>
地方公会計(固定資産台帳等)の活用
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 固定資産台帳から得られる情報（取得価格、耐用年数、減価償却率等）について、各施設の個別施設計画における維持管理や更新等に係る中長期的な経費の算出などに積極的に活用します。</li> </ul>
体制の構築方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種研修等を通じて、維持管理に必要な知識・技術の習得に努めます。</li> </ul>

## (2) スポーツ施設

### ① 現状及び課題

表5-9-1 スポーツ施設の施設量等の推移

小分類	調査時点	棟数	延床面積 (m <sup>2</sup> )	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	有形固定資産 減価償却率	施設利用者数 (人)
複合スポーツ施設	R2.3.31現在	34	130,853	51,603,460	26,455,661	48.7%	R1 1,004,792
	R3.3.31現在	33	130,834	51,602,092	25,295,038	51.0%	R2 334,625
	R4.3.31現在	31	116,953	48,346,568	22,332,015	53.8%	R3 695,313
	R5.3.31現在	31	130,834	48,346,568	21,113,655	56.3%	R4 992,115
	R6.3.31現在	31	130,834	48,346,568	20,050,570	58.5%	R5 999,518
単体競技施設	R2.3.31現在	40	15,843	3,751,515	1,321,738	64.8%	R1 134,188
	R3.3.31現在	41	16,389	3,895,814	1,373,150	64.8%	R2 72,037
	R4.3.31現在	41	16,389	3,884,745	1,266,868	67.4%	R3 93,677
	R5.3.31現在	41	16,389	3,884,745	1,129,729	70.9%	R4 90,584
	R6.3.31現在	42	16,392	3,894,939	1,052,886	73.0%	R5 105,583

県有スポーツ施設は、その多くが平成13年に開催されたみやぎ国体に向けて改修・整備された施設であり、整備後20年以上が経過し第1回目の設備更新時期となっています。

また、各施設では雨漏り等も発生しており建築部分も含めて改修を進める必要があります。

県有スポーツ施設は、主としてアマチュアスポーツの競技力向上等を目的とした施設であることから利用料収入が少額である一方で、安全な競技環境を保持する必要があることから、施設の維持管理に多くの費用がかかっております。そのため、コストの不断の見直しによる圧縮はもちろんのこと、アマチュアスポーツ以外の利用による収益増加策を検討する必要があります。

【複合スポーツ施設】



総合運動公園 [宮城スタジアム] (利府町)

【単体競技施設】



総合運動公園サッカー場 (利府町)

## ② 管理に関する基本的な考え方

<b>点検・診断等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法定点検を適切に実施するとともに、法定点検の対象外施設についても「県有建築物定期点検マニュアル」等を活用し統一的な基準に則り施設管理者による点検を行います。</li> <li>○ 点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組み作りや蓄積したデータの施設保全への活用について検討します。</li> </ul>
<b>維持管理・更新等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予防保全の考えを取り入れ、施設の部位ごとの改修サイクルに基づき、建設や改修からの経過年数及び部位の劣化状況に応じて周期的に改修を行い、同種・同規模の施設間の比較、新技術や新たな知見の積極的な導入等により、管理の効率化や維持管理コストの縮減を図っていきます。</li> <li>○ 修繕・更新の優先度を判断し、必要十分な修繕・更新を行っていきます。</li> </ul>
<b>安全確保の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日常点検・定期点検により危険箇所等が発見された場合は、速やかに対策を実施し、施設の安全確保を図ります。</li> <li>○ 非構造部材の安全対策（外壁、内壁、照明、ガラス、吊り天井の落下防止対策等）についても検討します。</li> </ul>
<b>耐震化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既存施設については耐震化実施済ですが、今後、基準等の見直しがある場合には、既存施設の見直しについて検討します。</li> </ul>
<b>長寿命化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の劣化状況や将来的な更新と予防保全コスト比較等を基に、長寿命化の優先度も考慮しながら、計画的な保全を実施していきます。</li> <li>○ 計画的に行われた改修等についても、改修後にその有効性などを検討し、効果的な維持管理を推進していきます。</li> </ul>
<b>ユニバーサルデザイン化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。</li> </ul>
<b>脱炭素化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入を図っていきます。また、導入後も省エネルギー性能が發揮できるよう、設計意図の伝達やこれを踏まえた適切な施設管理を実施します。</li> <li>○ 施設の新築に当たっては、原則ZEB Ready以上（延床面積が10,000m<sup>2</sup>以上の場合は、ZEB Orientedも可）とし、大規模改修に当たっては、ZEB化・省エネ化を目指します。</li> </ul>
<b>総量適正化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の利用状況や地域バランス、将来人口の減少による施設利用需要の変化等の観点から、各施設の必要性を常に検討し、必要性の低くなった施設については縮小、転用、統合、廃止等により施設量の適正化を図ります。</li> </ul>
<b>地方公会計(固定資産台帳等)の活用</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 固定資産台帳から得られる情報（耐用年数等）について、各施設の個別施設計画における維持管理や更新等に係る中長期的な経費の算出などに積極的に活用していきます。</li> </ul>
<b>体制の構築方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県と指定管理者との連絡を密に取るとともに、指定管理者による管理状況を把握し、指定管理者へ指導、助言を行います。</li> </ul>

### (3) 自然レクリエーション施設

#### ① 現状及び課題

表5-10-1 自然レクリエーション施設の施設量等の推移

小分類	調査時点	棟数	延床面積 (m <sup>2</sup> )	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	有形固定資産 減価償却率	施設利用者数 (人)
自然公園等	R2.3.31現在	44	4,557	2,410,390	1,018,467	57.7%	R1 8,253,000
	R3.3.31現在	44	4,557	2,410,390	961,544	60.1%	R2 5,007,000
	R4.3.31現在	44	4,592	2,401,281	913,141	62.0%	R3 4,771,000
	R5.3.31現在	45	4,598	2,411,406	832,822	65.5%	R4 6,822,000
	R6.3.31現在	45	4,598	2,411,406	775,557	67.8%	R5 8,103,000
森林施設等	R2.3.31現在	28	5,715	1,782,039	571,208	67.9%	R1 351,520
	R3.3.31現在	28	5,715	1,782,039	544,675	69.4%	R2 337,184
	R4.3.31現在	28	5,715	1,737,595	479,607	72.4%	R3 340,780
	R5.3.31現在	28	5,715	1,764,853	476,769	73.0%	R4 338,228
	R6.3.31現在	28	5,715	1,777,161	463,374	73.9%	R5 295,352
自然の家	R2.3.31現在	39	11,958	2,696,368	1,190,213	55.9%	R1 53,308
	R3.3.31現在	41	15,601	4,615,475	3,051,586	33.9%	R2 25,261
	R4.3.31現在	41	15,601	4,158,911	2,540,680	38.9%	R3 36,831
	R5.3.31現在	42	16,076	4,325,984	2,601,941	39.9%	R4 47,135
	R6.3.31現在	42	16,076	4,326,091	2,512,165	41.9%	R5 57,833

自然公園等には各レストハウス、公衆トイレなどの観光拠点施設があります。各レストハウスなどの所在地は山岳地帯や海浜エリア、温泉地等、多様な地形、気象条件のもと、厳しい自然環境のなかに設置されており、比較的劣化が進みやすいことから、今後とも適切な維持・改修に努めて参ります。なお、賽の磧トイレ、駒草平トイレ、刈田峠トイレにおいて、噴石対策構造施設として改築を行っています。

森林施設等では青少年の森（水道施設等）とこもれびの森（森林科学館等）が老朽化しており、更新等を検討すべき施設となっています。なお、こもれびの森においては、平成30年度に屋根外装塗装、展示物の大規模修繕を行い、県民の森においては、令和2年度に衛生設備の大規模修繕を行っています。

自然の家では蔵王自然の家と志津川自然の家の老朽化が進んでいることから、計画的な整備・改修等を行っています。また、東日本大震災で被害を受けた松島自然の家について、令和3年に復旧工事が完了しました。自然の家の施設管理に当たっては、劣化状況に応じ適切な維持・改修等に努めます。

【自然公園等】



蔵王国定公園 [蔵王レストハウス]  
(蔵王町)

【森林施設等】



宮城県県民の森 [中央記念館]  
(利府町)

【自然の家】



蔵王自然の家 (蔵王町)

## ② 管理に関する基本的な考え方

<b>点検・診断等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法定点検を適切に実施するとともに、法定点検の対象外施設についても「県有建築物定期点検マニュアル」等を活用し統一的な基準に則り施設管理者による点検を行います。また、遊具の定期点検やそれ以外の点検についても定期的に実施します。</li> <li>○ 点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組み作りや蓄積したデータの施設保全への活用について検討します。</li> </ul>
<b>維持管理・更新等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同種・同規模の施設間の比較等を行うことにより、維持管理費等の縮減を図っていきます。</li> <li>○ 新技術の導入や新たな知見を積極的に検討し、管理の効率化に努めます。また、予防保全に努ることによりライフサイクルコストを低減できるよう、早期の修繕・部品交換を実施します。</li> <li>○ 修繕・更新の優先度を判断し、必要十分な修繕・更新を行っていきます。</li> </ul>
<b>安全確保の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日常点検・定期点検を引き続き実施し、損傷が見つかった場合は速やかに対策を行うとともに、各施設の管理方針に従って、計画的な補修工事や更新を行い、施設の安全確保を図ります。</li> <li>○ 非構造部材の安全対策（外壁、内壁、照明、ガラス、吊り天井の落下防止対策等）についても検討します。</li> </ul>
<b>耐震化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災などの経験を踏まえ、施設状況に応じた耐震化等を検討します。</li> </ul>
<b>長寿命化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別施設計画に基づく計画的な改修・修繕工事等により長寿命化を図ります。</li> <li>○ 計画的に行われた改修等についても、改修後にその有効性などを検討し、効果的な維持管理を推進していきます。</li> </ul>
<b>ユニバーサルデザイン化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。</li> </ul>
<b>脱炭素化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討するとともに、導入後も省エネルギー性能が発揮できるよう、設計意図の伝達やこれを踏まえた適切な施設管理に努めます。</li> </ul>
<b>総量適正化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各施設の必要性を精査し、施設の統廃合について検討します。</li> </ul>
<b>地方公会計(固定資産台帳等)の活用</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 固定資産台帳から得られる情報（取得価格、耐用年数、減価償却率等）について、各施設の個別施設計画における維持管理や更新等に係る中長期的な経費の算出などに積極的に活用します。</li> </ul>
<b>体制の構築方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種研修等を通じて、維持管理に必要な知識・技術の習得に努めます。</li> </ul>

## (4) 産業振興施設

### ① 現状及び課題

表5-11-1 産業振興施設の施設量等の推移

小分類	調査時点	棟数	延床面積 (m <sup>2</sup> )	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	有形固定資産 減価償却率	施設利用者数 (人)
産業振興施設	R2.3.31現在	7	37,084	13,590,239	7,166,846	47.3%	R1 609,345
	R3.3.31現在	7	37,084	13,590,239	6,824,724	49.8%	R2 74,459
	R4.3.31現在	7	37,084	13,547,711	6,444,327	52.4%	R3 130,128
	R5.3.31現在	7	37,084	13,708,904	6,116,736	55.4%	R4 229,856
	R6.3.31現在	7	37,084	13,708,904	5,772,241	57.9%	R5 365,044

みやぎ産業交流センター（愛称「夢メッセみやぎ」）は、東北地方最大級の展示施設として、県の産業振興等に寄与するイベントが多数開催され、年間50万人以上が来場しています。東日本大震災後の本館の年間稼働率(区画)は40%以上に達し、良好なアクセス環境やその収容人数、施設の規模等を踏まえると、本施設は高い必要性及び非代替性を持つものと考えられます。

本施設は、平成7年の開館から30年が経過し、途中、東日本大震災で被災し復旧工事を行いましたが、津波の直接的な被害を受けていない部分についても、耐用年数経過などによる修繕等が必要になってきており、空調設備や電気設備の一部更新を行っていますが、建物及び設備の修繕については、今後も必要となります。

現在、指定管理者制度の導入などにより本県の財政負担は最小限となるよう努めているものの、取得価額が高額であるため減価償却費負担が重く、将来、建替え更新を行う場合の負担は今後の課題となります。

また、仙台港国際ビジネスサポートセンター（愛称「アクセル」）は、東日本大震災後の本復旧工事が完了し平成26年7月に1、2階部分はみやぎ産業交流センター西館としてリニューアルオープンしたものの、平成11年の完成から26年が経過し、空調設備をはじめとした設備関係の大規模工事が発生していることから、今後、一層の適切な管理や計画的な修繕・更新に努め、施設の長寿命化によるコスト縮減に取り組むこととしています。

#### 【産業振興施設】



みやぎ産業交流センター（本館展示棟）  
(仙台市)



仙台港国際ビジネスサポートセンター  
(仙台市)

## ② 管理に関する基本的な考え方

<b>点検・診断等の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法定点検を適切に実施するとともに、法定点検の対象外施設についても「県有建築物定期点検マニュアル」や施設類型ごとのマニュアル等を活用し、統一的な基準に則り施設管理者による点検を継続的に行います。また、必要に応じてパトロール等による日常点検を行い、施設の状況について速やかな情報把握に努めるほか、施設特性や状況に応じた適切な点検等を行い、これらの点検・補修履歴等の管理に関する仕組みや蓄積データの施設保全への活用を検討します。併せて、施設管理者向け技術研修の実施や相談窓口の設置等により、施設管理者への技術的支援を行います。</li> </ul>
<b>維持管理・更新等の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建物本体については、修繕・更新の優先度を判断し、計画的に必要十分な修繕・更新を行っていきます。</li> <li>○ 新技術の導入や新たな知見を積極的に検討し、管理の効率化に努めます。</li> </ul>
<b>安全確保の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非構造部材の安全対策（外壁、内壁、照明、ガラス、吊り天井の落下防止対策等）についても検討します。</li> </ul>
<b>耐震化の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災などの経験を踏まえ、施設状況に応じた耐震化等を検討します。</li> </ul>
<b>長寿命化の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 劣化状況を調査して建替えと長寿命化のコストを比較した上で、優先度を判断して適切な時期に改修を行います。</li> <li>○ 建物の構造等に応じた目標使用年数を定め、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全の実施により長寿命化を図ります。</li> <li>○ 計画的に行われた改修等についても、改修後にその有効性などを検討し、効果的な維持管理を推進していきます。</li> </ul>
<b>ユニバーサルデザイン化の推進方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。</li> </ul>
<b>脱炭素化の推進方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。</li> </ul>
<b>総量適正化の推進方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在のところ統合や廃止の予定は無いが、状況に応じて、将来的な需要や非代替性など総合的な観点に基づき検討します。</li> </ul>
<b>保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相互融通などの有効活用を推進するため、現況施設の位置、規模、用途、空きスペースの有無等の基本的な情報の共有化を図ります。</li> </ul>
<b>体制の構築方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設適正管理（老朽化対策等）の担当部門を設置し、施設管理者への支援機能を充実させるとともに、施設情報を一元的に管理する仕組みや、大規模改修、修繕、更新等の予算を効率的に執行する仕組み等を検討します。</li> </ul>

## (5) 社会福祉施設

### ① 現状及び課題

表5-12-1 社会福祉施設の施設量等の推移

小分類	調査時点	棟数	延床面積 (m <sup>2</sup> )	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	有形固定資産 減価償却率	施設利用者数 (人)
障害福祉施設	R2.3.31現在	52	34,816	8,907,737	3,161,464	64.5%	R1 236,703
	R3.3.31現在	47	36,610	11,254,059	6,034,133	46.4%	R2 209,302
	R4.3.31現在	45	36,556	11,201,649	5,682,828	49.3%	R3 219,908
	R5.3.31現在	47	42,520	13,815,383	7,818,407	43.4%	R4 229,913
	R6.3.31現在	45	46,629	15,285,077	9,045,220	40.8%	R5 229,765
児童福祉施設	R2.3.31現在	15	7,900	2,214,542	889,095	59.9%	R1 10,677
	R3.3.31現在	15	7,900	2,214,542	850,662	61.6%	R2 11,209
	R4.3.31現在	15	7,900	2,214,542	812,229	63.3%	R3 11,856
	R5.3.31現在	17	11,266	3,160,399	1,460,435	53.8%	R4 11,643
	R6.3.31現在	17	11,266	3,163,449	1,399,336	55.8%	R5 12,589

障害福祉施設には、障害者支援施設である船形の郷や、福祉型障害児入所施設である啓佑学園などを含む9施設があります。精神保健福祉センターは、相対的に利用者数に比してコストが大きい施設となっており、今後も引き続き運営方法の改善を検討していく必要があります。

なお、船形の郷については、建物・設備の老朽化が著しいことから、平成29年度から順次建て替え工事を行っており、令和5年度末までに新居住棟3棟、活動棟及び管理棟の改築工事並びに居住棟1棟の大規模改修工事が完了・供用開始し、令和7年度中の旧棟解体工事完了を以て建替え事業が完了しました。

児童福祉施設には中央児童相談所や子ども総合センターを含む7施設があります。さわらび学園では利用者数に比してコストが大きくなっていることから、今後も引き続き運営方法の改善を検討していく必要があります。また、少子化の進行に伴い、他の施設も見直しが必要になってきます。なお、児童福祉施設の運営費が多額であることから、民間活力の活用方策も検討します。

【障害福祉施設】



啓佑学園（仙台市）

【児童福祉施設】



さわらび学園（仙台市）

## ② 管理に関する基本的な考え方

<b>点検・診断等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法定点検を適切に実施するとともに、法定点検の対象外施設についても「県有建築物定期点検マニュアル」等を活用し統一的な基準に則り施設管理者による点検を行います。</li> <li>○ 点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組み作りや蓄積したデータの施設保全への活用について検討します。</li> </ul>
<b>維持管理・更新等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 修繕・更新の優先度を判断し、計画的な修繕・更新を行っていきます。</li> </ul>
<b>安全確保の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日常点検・定期点検を引き続き実施し、損傷が見つかった場合は速やかに対策を行うとともに、各施設の管理方針に従って計画的な補修工事や更新を行い施設の安全確保を図ります。</li> <li>○ 非構造部材の安全対策（外壁、内壁、照明、ガラス、吊り天井の落下防止対策等）についても検討します。</li> </ul>
<b>耐震化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災などの経験を踏まえ、施設状況に応じた耐震化等を検討します。</li> </ul>
<b>長寿命化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建物の構造や用途等による選別基準を定め、また実際の劣化状況を調査して建替えと長寿命化のコストを比較した上で、長寿命化すべき建物（大規模改修する建物）を選別し、優先度を判断して適切な時期に改修・修繕等を行います。</li> <li>○ 建物の構造等に応じた目標使用年数を定め、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全の実施により長寿命化を図ります。</li> </ul>
<b>ユニバーサルデザイン化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。</li> </ul>
<b>脱炭素化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。</li> </ul>
<b>総量適正化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建替時期が到来した建物等については、市町村の施設との利用調整や、他施設との合築等の方策を検討します。</li> <li>○ 各施設の特性に応じた必要性を精査し、施設の統廃合等について検討します。</li> </ul>
<b>地方公会計(固定資産台帳等)の活用</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の管理を計画的・効率的に進めていくため、固定資産台帳の活用による施設の現状分析等を適切に行い、施設の適正管理に反映できるよう検討します。</li> </ul>
<b>保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の統廃合により不要財産等が発生する場合は、売却・貸付等による資産の有効活用を検討します。</li> </ul>
<b>体制の構築方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種研修等を通じて、維持管理に必要な知識・技術の習得に努めます。</li> </ul>

## (6) 学校

### ① 現状及び課題

表5-13-1 学校の施設量等の推移

小分類	調査時点	棟数	延床面積 (m <sup>2</sup> )	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	有形固定資産 減価償却率
高等学校	R2.3.31現在	1,478	967,537	183,608,247	81,528,497	55.6%
	R3.3.31現在	1,461	958,871	183,173,943	78,647,773	57.1%
	R4.3.31現在	1,445	961,507	186,431,878	80,435,392	56.9%
	R5.3.31現在	1,451	978,769	192,481,963	81,706,668	57.6%
	R6.3.31現在	1,451	979,792	196,559,818	83,446,995	57.5%
特別支援学校	R2.3.31現在	221	141,029	29,693,783	13,577,646	54.3%
	R3.3.31現在	221	142,099	30,325,067	13,627,776	55.1%
	R4.3.31現在	209	130,174	27,799,420	12,072,893	56.6%
	R5.3.31現在	209	134,583	27,840,301	11,441,138	58.9%
	R6.3.31現在	216	151,015	36,226,070	19,250,457	46.9%
高等看護学校 (令和5年度末に閉校)	R2.3.31現在	5	2,970	628,201	195,917	68.8%
	R3.3.31現在	5	2,970	628,201	181,011	71.2%
	R4.3.31現在	5	2,970	628,201	166,360	73.5%
	R5.3.31現在	5	2,970	628,201	146,973	76.6%
	R6.3.31現在	5	2,970	628,201	132,433	78.9%
高等技術専門校	R2.3.31現在	73	32,804	6,958,305	2,138,983	69.3%
	R3.3.31現在	73	32,804	6,958,305	2,003,684	71.2%
	R4.3.31現在	73	32,804	6,900,409	1,818,435	73.6%
	R5.3.31現在	73	32,804	6,900,409	1,657,402	76.0%
	R6.3.31現在	73	32,804	6,900,409	1,523,774	77.9%
大学校	R2.3.31現在	33	12,725	2,459,519	961,363	60.9%
	R3.3.31現在	33	12,725	2,459,519	911,317	62.9%
	R4.3.31現在	34	12,763	2,456,351	860,185	65.0%
	R5.3.31現在	34	12,763	2,456,351	802,307	67.3%
	R6.3.31現在	32	12,091	2,416,031	752,483	68.9%

学校施設は、宮城県古川黎明高等学校や宮城県白石高等学校などの高等学校 78 施設と、宮城県立船岡支援学校などの特別支援学校 21 施設、高等看護学校 1 施設（令和 5 年度末に閉校）、仙台高等技術専門校などの高等技術専門校 5 施設及び、農業大学校などの大学校 3 施設からなります。

県立高等学校については、平成 31 年度に策定した「第3期県立高校将来構想」（平成 31 年～令和 10 年度）に基づき、地域の状況や教育の機会均等の確保、活力を維持しうる学校規模、通学への影響や学科バランスなどに配慮しながら、地域の教育的ニーズを踏まえ、計画的に再編などを進めていくこととしております。今後、実施計画に基づき、大崎地区（東部ブロック）職業教育拠点校の新設を予定しております。

特別支援学校については、特に仙台圏域における知的障害特別支援学校の狭隘化が喫緊の課題となっており、令和 6 年 4 月には宮城県立秋保かがやき支援学校を新設し、令和 7 年 4 月には宮城県立松陵支援学校を本校化したところですが、引き続き、令和 7 年 2 月に策定した「第2期宮城県特別支援教育将来構想」（令和 7 年度～令和 16 年度）に基づき、今後の児童生徒数の推計や経年劣化した既存校舎等の老朽化対策などを考慮した上で、狭隘化の解消に向けた対策を検討し

ます。

学校施設・設備の整備は、教育環境の充実のために重要であることから、各高校等における教育活動に支障が生じないよう、これまで宮城県宮城第一高等学校（令和6年1月供用開始）など、経年により老朽化し、構造耐力が低下している既存の校舎や屋内運動場の改築や大規模改修などを実施してきたところであり、引き続き、計画的に整備を推進してまいります。また、高校の生徒数減少を踏まえた再編や特別支援学校の狭隘化対策を視野に入れ、効率的な施設・設備の整備を推進するとともに、各学校の特色ある教育活動の充実に配慮した整備を推進します。

なお、中規模改修及び大規模改修による費用の低減・平準化並びに長寿命化を意識した建替についても検討します。

高等技術専門校については、令和2年度に策定した「宮城県立高等技術専門校再編整備基本計画」において、若年者の人口減少、企業が求める人材の変化や将来を見据えた効率的・効果的な校運営の観点から、訓練科を見直し企業のニーズに対応した訓練を実施するとともに、現在の5校を1校に再編することとしており、令和10年4月の新設校開校に向けて、計画的に施設・設備の整備を推進します。

【高等学校】



宮城県古川黎明  
高等学校（大崎市）

【特別支援学校】



宮城県立船岡  
支援学校（柴田町）

【高等技術専門校】



仙台高等技術  
専門校（仙台市）

【大学校】



農業大学校  
[実験調整棟]  
(名取市)

## ② 管理に関する基本的な考え方

<b>点検・診断等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法定期検を適切に実施するとともに、法定期検の対象外施設についても「県有建築物定期点検マニュアル」等を活用し統一的な基準に則り施設管理者による点検を行います。</li> <li>○ 点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組み作りや蓄積したデータの施設保全への活用について検討します。</li> </ul>
<b>維持管理・更新等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建替だけでなく、大規模改修を含めた個別施設計画を策定して中長期的な修繕を計画的に実施します。</li> <li>○ 更新の優先順位を判断する基準等を作り、学校全体の計画的な保全・更新等に取り組みます。</li> </ul>
<b>安全確保の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非構造部材の自主点検を行い、その結果に基づく安全対策に取り組みます。</li> <li>○ 防犯・防災・事故防止等の観点から必要に応じて利用見込みのない施設を早期に除却します。</li> </ul>
<b>耐震化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災などの経験を踏まえ、施設状況に応じた耐震化等を検討します。</li> </ul>
<b>長寿命化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画的な改修・修繕工事等により施設の長寿命化を図ります。</li> <li>○ 建物の構造等に応じた目標使用年数を定め、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全の実施により長寿命化を図ります。</li> </ul>
<b>ユニバーサルデザイン化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化に計画的に取り組みます。</li> </ul>
<b>脱炭素化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。</li> <li>○ 施設の新築等に当たっては、ZEB Oriented相当以上のZEB化・省エネ化を目指します。</li> </ul>
<b>総量適正化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高校は、県立高校将来構想を踏まえ、効率的な学校施設の整備を進めるとともに、学校内での建物の集約化や減築等、校内の施設規模の適正化を検討します。</li> <li>○ 特別支援学校は、令和3年9月に公布された特別支援学校設置基準に沿った適正な施設規模を検討します。</li> </ul>
<b>体制の構築方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種研修等の機会を通じて、維持管理に必要な知識・技術の習得に努めます。</li> </ul>

## (7) 公営住宅

### ① 現状及び課題

表5-14-1 公営住宅の施設量等の推移

小分類	調査時点	棟数	延床面積 (m <sup>2</sup> )	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	有形固定資産 減価償却率
県営住宅	R2.3.31現在	428	599,749	98,368,848	20,803,709	78.9%
	R3.3.31現在	428	599,749	99,121,119	19,862,454	80.0%
	R4.3.31現在	428	599,749	97,221,675	16,423,261	83.1%
	R5.3.31現在	428	599,878	97,236,343	14,469,055	85.1%
	R6.3.31現在	425	599,549	97,188,156	13,117,143	86.5%

公営住宅は、低額所得者、被災者、高齢者及び障害者など住宅の確保に特に配慮を要する方の居住の安定を確保するため、住宅セーフティネットとしての責任を果たすとともに、住む方の住生活の質の向上が求められており、住宅ストックを有効に活用しながら多様なニーズの変化に適切に対応していく必要があります。厳しい財政状況のなか、限られた予算による老朽化した大量のストックの改善と適切な維持保全が課題となっています。

また、東日本大震災や令和元年東日本台風に伴う災害公営住宅の建設等により、県内の公営住宅は令和6年度末時点で約46,000戸となりました。地域の実情に応じ、県営・市町村営も含めた公営住宅等の適切な供給を図ることが必要になっています。

県では、「宮城県県営住宅ストック総合活用計画」に基づき、既存ストックの適切な維持保全や改善等による耐久性や居住環境向上等により、県営住宅の長期的活用を図ります。

また、入居者の安全・安心を確保するため、定期的な点検などを行い、団地の実情を把握しながら、設備機器等の重大な不具合が発生する前に計画的に更新するなど予防保全に努めることにより適切な維持管理を実施します。

#### 【県営住宅】



広瀬住宅（仙台市）



桜ヶ丘住宅（仙台市）

## ② 管理に関する基本的な考え方

<b>点検・診断等の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定期点検、日常点検、緊急点検により、不具合部分の早期発見に努めるとともに、建物状況等の情報の蓄積を図り、計画修繕等のための基礎資料として活用します。</li> </ul>
<b>維持管理・更新等の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入居者の安全性に関する事項、法律により義務付けられている事項等を最優先に劣化状況、地域特性、建物特性、改修履歴及びコスト縮減等を勘案し、適切な維持管理に努め、長期活用を図ります。</li> <li>○ 施設の個別計画に基づき、県営住宅の長寿命化に係る事業の年次計画を作成するとともに、随時、事業量及び事業費の調整を行い、年次ごとの維持保全計画の見直しを行います。</li> </ul>
<b>安全確保の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築基準法に基づく外壁打診調査等を実施し、調査結果を基に必要な外壁改修を実施します。</li> <li>○ 腐食した鋼製手すりの改修、分電盤の改善、ガス管改修、エレベーター改修等により安全確保を図ります。</li> </ul>
<b>耐震化の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県営住宅については、耐震化を完了しております、全住棟で耐震基準を満足しています。</li> </ul>
<b>長寿命化の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 少子高齢化や人口減少、市町村の住宅事情等の社会情勢の変化を踏まえるとともに予防保全の考えに基づき、県営住宅を良好な住環境に保ち、効率的かつ効果的に長期活用を図るため、ライフサイクルコストの縮減を念頭に、定期的な点検等を通じた計画修繕・改善等により適切なストックマネジメントを行います。</li> </ul>
<b>ユニバーサルデザイン化の推進方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性や入居者の属性等を踏まえながら、必要に応じてユニバーサルデザイン化について検討します。</li> </ul>
<b>脱炭素化の推進方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 屋上・外壁の断熱化や共用灯のLED化など、施設の特性等を踏まえながら、建物の長寿命化と合わせた省エネルギー化を図っていきます。</li> </ul>
<b>総量適正化の推進方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 耐用年限を迎える住宅等については、「県営住宅の集約に伴う移転支援の方針」に基づき、地域の実情に応じた公営住宅の需給バランスや建物・入居状況等を確認しながら、用途廃止の可否の検討を行います。このうち、将来の用途廃止が適当とされた住宅については、より居住環境の整った県営住宅への移転を基本として移転支援を進めることとし、入居者の事情に配慮した丁寧な移転支援に努めます。</li> </ul>
<b>保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県営住宅は、入居率が減少していることから、今後も継続的に入居を促進させるための取組や空き住戸の有効活用の検討を行います。</li> </ul>
<b>体制の構築方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県と管理代行者<sup>32</sup>及び指定管理者との連絡を密に取るとともに、管理委託の状況を把握し必要な指導及び助言を行います。</li> </ul>

<sup>32</sup> 管理代行制度は、公営住宅法第47条の規定に基づき、指定管理者制度（地方自治法第244条の2）で実施している一部の管理業務に加え、入居者の決定等、事業主体に代わって権限行使する業務が行える制度であり、地方公共団体若しくは地方住宅供給公社のみが管理代行者となることができる。管理代行できる施設は、公営住宅法で規定される公営住宅及びその共同施設のみとなっており、改良住宅や特定公共賃貸住宅等は管理代行制度の対象外。

## (8) その他公用施設

### ① 現状及び課題

表5-15-1 その他公用施設の施設量等の推移

小分類	調査時点	棟数	延床面積 (m <sup>2</sup> )	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	有形固定資産 減価償却率	施設利用者数 (人)
運転免許センター	R2.3.31現在	15	18,959	3,865,719	1,587,711	58.9%	R1 493,802
	R3.3.31現在	15	18,959	3,865,719	1,513,731	60.8%	R2 493,944
	R4.3.31現在	15	18,959	3,815,955	1,398,171	63.4%	R3 444,424
	R5.3.31現在	15	18,959	3,815,955	1,287,440	66.3%	R4 438,123
	R6.3.31現在	15	18,959	3,815,955	1,215,684	68.1%	R5 362,220
その他公用施設	R2.3.31現在	20	1,657	363,240	122,882	66.2%	R1 3,643
	R3.3.31現在	18	1,461	315,594	109,572	65.3%	R2 739
	R4.3.31現在	19	1,551	349,981	130,585	62.7%	R3 732
	R5.3.31現在	19	1,551	349,981	122,380	65.0%	R4 1,182
	R6.3.31現在	19	1,551	349,981	114,784	67.2%	R5 1,661
用途廃止施設	R2.3.31現在	67	36,238	5,508,021	4,054,622	26.4%	R1 121,527
	R3.3.31現在	66	35,246	6,504,883	5,071,773	22.0%	R2 47,234
	R4.3.31現在	49	33,244	5,077,239	3,718,120	26.8%	R3 283,805
	R5.3.31現在	50	33,258	5,077,974	3,556,676	30.0%	R4 321,929
	R6.3.31現在	48	28,631	4,269,993	2,991,544	29.9%	R5 319,233

運転免許センターは県内4か所に設置されています。運転免許センターは利用者数が多いことから、施設の老朽化に起因した事故等が生じないよう適切な施設の管理を行う必要があります。

その他公用施設には、本県関係戦没者慰霊施設などがあります。

用途廃止施設では耐用年数を迎えている施設も多いため、存続の必要性を精査するとともに更新しないことを見据えて大規模な投資を行わないなどの検討が必要です。また、「県有遊休施設等の有効活用によるNPOの拠点づくり事業」によるNPOへの貸付など、施設の有効活用策を進めています。

【運転免許センター】



県運転免許センター（仙台市）

【その他公用施設】



常盤台靈苑（仙台市）

【用途廃止施設】



ホテル白萩（仙台市）

## ② 管理に関する基本的な考え方

<b>点検・診断等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法定点検を適切に実施するとともに、法定点検の対象外施設についても「県有建築物定期点検マニュアル」等を活用し統一的な基準に則り施設管理者による点検を行います。</li> <li>○ 点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組み作りや蓄積したデータの施設保全への活用について検討します。</li> </ul>
<b>維持管理・更新等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予防保全を行う施設を絞り込み、特に重要な建物については、長期的な利活用に関する方針を定めた上で、個別施設計画を策定して中長期的な修繕を計画的に実施します。</li> <li>○ 修繕・更新の優先度を判断し、計画的に必要十分な修繕・更新を行っていきます。</li> <li>○ 同種・同規模の施設間の比較等を行うことにより、維持管理費等の縮減を図っていきます。</li> </ul>
<b>安全確保の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非構造部材の安全対策（外壁、内壁、照明、ガラス、吊り天井の落下防止対策等）についても検討します。</li> <li>○ 防犯・防災・事故防止等の観点から必要に応じて利用見込みのない施設を早期に除却します。</li> </ul>
<b>耐震化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災などの経験を踏まえ、施設状況に応じた耐震化等を検討します。</li> </ul>
<b>長寿命化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建物の構造や用途等による選別基準を定め、また実際の劣化状況を調査して建替えと長寿命化のコストを比較した上で、長寿命化すべき建物（大規模改修する建物）を選別し、優先度を判断して適切な時期に改修・修繕等を行います。</li> <li>○ 建物の構造等に応じた目標使用年数を定め、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全の実施により長寿命化を図ります。</li> <li>○ 計画的に行われた改修等についても、改修後にその有効性などを検討し、効果的な維持管理を推進していきます。</li> </ul>
<b>ユニバーサルデザイン化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。</li> </ul>
<b>脱炭素化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。</li> </ul>
<b>総量適正化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 近接庁舎等の将来的な集約化や総合庁舎化等を、継続的に検討します。</li> <li>○ 建替時期が到来した建物等については、国・市町村の施設との利用調整や、他目的施設との合築等の方策を検討します。</li> <li>○ 将来人口の減少による施設利用需要の変化や建物の性能を適正に評価した上で、施設総量の縮減に取り組みます。</li> <li>○ 用途廃止施設については、早期に取り壊しを含めた今後の管理方針を決定し、実行していきます。また、県として不要な財産については、所在市町村による利活用の要望がある場合には市町村へ売却や貸付を行います。市町村の利活用がない場合には、一般競争入札等による売却や貸付を行い、資産として有効活用を図ります。</li> </ul>
<b>体制の構築方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 効果的な売却や貸付のあり方等について、公有財産調整会議で横断的に検討します。</li> </ul>

## (9) 地方独立行政法人施設

### ① 現状及び課題

表5-16-1 地方独立行政法人施設の施設量等の推移

小分類	調査時点	棟数	延床面積 (m <sup>2</sup> )
宮城大学	R2.3.31現在	60	69,993
	R3.3.31現在	61	71,724
	R4.3.31現在	61	71,724
	R5.3.31現在	61	71,724
	R6.3.31現在	61	71,724
宮城県立病院機構	R2.3.31現在	42	49,016
	R3.3.31現在	42	49,016
	R4.3.31現在	42	49,016
	R5.3.31現在	42	49,016
	R6.3.31現在	42	49,016
宮城県立こども病院	R2.3.31現在	6	28,409
	R3.3.31現在	6	28,409
	R4.3.31現在	6	28,409
	R5.3.31現在	6	28,409
	R6.3.31現在	6	28,409

データ出典：公共施設等実態照会（令和7年度 管財課）

宮城大学（大和キャンパス）は、令和2年度にデザイン研究棟が完成しましたが、開学時に設置したその他の施設は築約30年以上が経過し、教育・研究環境の変化や老朽化への対応が必要となっています。

また、太白キャンパス及び坪沼農場は、平成17年に食産業学部が設置された際に改修又は新築された施設と、旧農業短期大学時代から継続利用している施設が混在しており、特に、昭和40年代に建築された建物等については老朽化への対応が必要となっています。

今後は、修繕・更新による現行機能の維持を計画的に実施するとともに、研究・学習環境確保や利用者の安全性向上の観点から、優先順位を考慮した修繕・改修を計画的に実施し、公共的教育施設として必要な安全性を確保するよう努めていきます。

宮城県立病院機構は、県立精神医療センター、県立がんセンターの2病院を運営しています。2病院ともに、老朽化が進んでおりますが、県立精神医療センターについては、建替えに向けた方針を、県立がんセンターは仙台赤十字病院との統合への調整状況等を踏まえ現施設の修繕等を実施していきます。

宮城県立こども病院は、平成27年に拓桃医療療育センターと統合した際に新築・改修等を行った施設と、平成15年の開院から継続利用している施設が混在しており、開院以来20年以上が経過した施設設備については、耐用年数を経過している箇所もあることから、更新が必要となっております。今後は、利用者の利便性・安全性向上の観点から、優先順位を考慮した修繕・改修を計画的に実施していきます。

【宮城大学】



宮城大学（大和町）

【宮城県立病院機構】



精神医療センター（名取市）

【宮城県立こども病院】



こども病院（仙台市）

## ② 管理に関する基本的な考え方

<b>点検・診断等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法定期検を適切に実施するとともに、法定点検の対象外施設についても「県有建築物定期点検マニュアル」等を活用し統一的な基準に則り施設管理者による点検を行います。</li> <li>○ 点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組み作りや蓄積したデータの施設保全への活用について検討します。</li> </ul>
<b>維持管理・更新等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 修繕・更新の優先度を判断し、計画的に必要十分な修繕・更新を行っていきます。</li> <li>○ 隨時修繕・更新計画を見直し、事業量及び事業費等の調整を行い、全体の年次ごとの平準化を行い、中期計画に盛り込みます。</li> </ul>
<b>安全確保の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日常点検・定期点検を引き続き実施し、損傷が見つかった場合は速やかに対策を行うとともに、計画的な補修工事や更新を行い施設の安全確保を図ります。</li> <li>○ 非構造部材の安全対策（外壁、内壁、照明、ガラス、吊り天井の落下防止対策等）についても検討します。</li> </ul>
<b>耐震化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既存施設については耐震化実施済みですが、今後、基準等の見直しに応じた、新たな実施方針を検討します。</li> </ul>
<b>長寿命化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画的な改修・修繕工事等により施設の長寿命化を図ります。</li> <li>○ 建物の構造等に応じた目標使用年数を定め、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全の実施による長寿命化を検討します。</li> </ul>
<b>ユニバーサルデザイン化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。</li> </ul>
<b>脱炭素化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。また、導入後も省エネルギー性能が発揮できるよう、設計意図の伝達やこれを踏まえた適切な施設管理を実施します。</li> </ul>
<b>総量適正化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 毎年実施される減損兆候調査による遊休資産の確認のほか、建替時期が到来した建物については将来的な必要性や利用状況等を精査の上、総合的な観点に基づき対応を決定します。</li> </ul>
<b>保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不要財産・未利用財産については、処分・貸付等により資産の有効活用を図ります。</li> </ul>
<b>体制の構築方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種研修会等の機会を通じて、維持管理に必要な知識・技術の習得に努めます。</li> </ul>

### 3 社会基盤施設

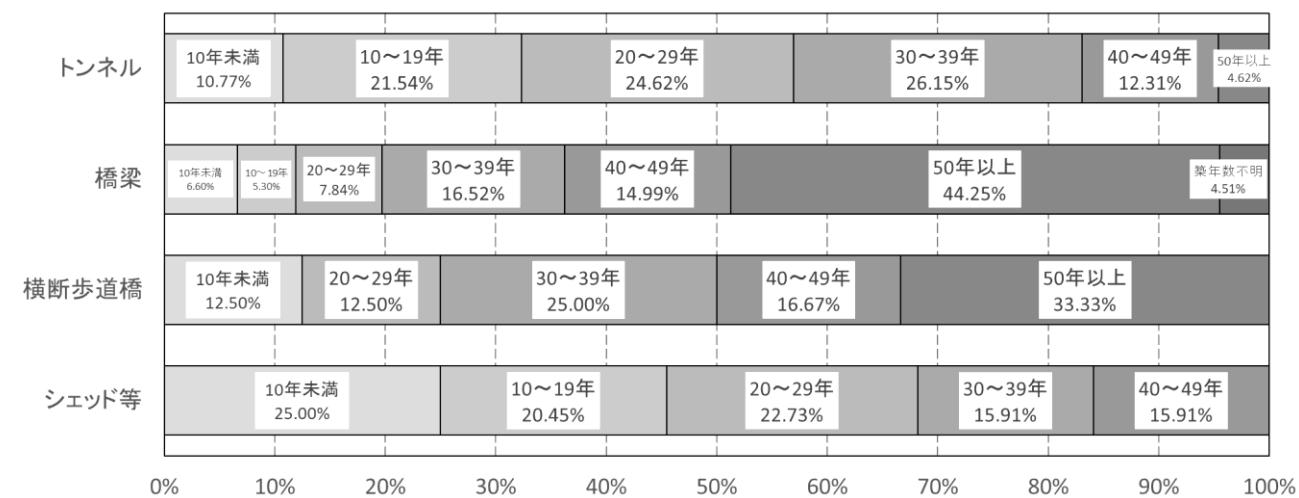
#### (1) 道路

##### ① 現状及び課題

表5-17-1 道路の施設量等の推移

小分類	R2.3.31現在		R3.3.31現在		R4.3.31現在		R5.3.31現在		R6.3.31現在	
	施設量	有形固定資産減価償却率								
道路	208路線 2,727.1km	46.2%	209路線 2,728.8km	46.0%	209路線 2,736.8km	46.1%	209路線 2,733.0km	43.6%	208路線 2,727.5km	45.2%
トンネル	65箇所 25.3km	29.4%	65箇所 25.0km	30.8%	65箇所 25.0km	28.1%	68箇所 26.3km	30.7%	65箇所 29.1km	32.1%
道路付属物 (横断歩道橋含)	38箇所 24橋	32.0%	38箇所 24橋	35.0%	38箇所 24橋	37.3%	38箇所 24橋	44.4%	44箇所 24橋	45.7%
橋梁	1,789橋	54.7%	1,789橋	55.4%	1,789橋	53.3%	1,789橋	54.1%	1,774橋	55.2%

図5-17-1 道路の築年数割合(令和6年3月31日現在)



データ出典：固定資産台帳（令和元年度～令和5年度）、公共施設等実態照会（令和7年度 管財課）

(以下、図5-31-1 (P94)まで同様)

道路の主な管理施設については、舗装、トンネル、橋梁があります。

道路施設の多くは高度経済成長期に建設されているため、建設後30～50年経過している道路施設が多く存在します。特に、橋梁については令和6年3月31日時点において、約45%が建設後50年を経過しており、20年後には77%に増加する見込みです。急速な道路施設の老朽化に対処するため、予防保全型の維持管理へ移行し、計画的な維持補修及び将来的な更新時期の平準化を図ることが必要です。

【トンネル】



国道108号  
荒雄湖トンネル  
(大崎市)

【橋梁】



国道113号  
丸森大橋  
(丸森町)

## ② 管理に関する基本的な考え方

<b>点検・診断等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 舗装点検は、道路パトロール等の日常点検に加え、A Iを用いた路面性状調査を実施することで道路状況の点検結果や診断結果を記録し健全性を診断します。</li> <li>○ 橋梁、トンネル、道路附属物（シェッド・大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等）は、道路法の規定に基づき5年に1回の頻度で点検し、健全性を診断します。</li> <li>○ 点検や診断に当たり、A Iやドローン等を活用することによりコスト縮減を図ります。</li> </ul>
<b>維持管理・更新等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路施設の維持管理は、「舗装マネジメント計画（令和7年3月）」「橋梁長寿命化計画（令和6年4月）」「トンネル長寿命化修繕計画（令和6年3月）」「横断歩道橋長寿命化計画（令和4年3月）」「シェッド・シェルター長寿命化修繕計画（令和6年3月）」「大型カルバート長寿命化修繕計画（令和6年3月）」「門型標識等長寿命化修繕計画（令和6年3月）」に基づき、計画的かつ効率的に実施します。</li> <li>○ NETIS（新技術情報システム）等に掲載されている新技術を積極的に活用することでコスト縮減を図ります。</li> <li>○ 定期点検結果を踏まえ、適時、個別施設計画を見直します。</li> </ul>
<b>安全確保の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定期点検や日常管理の結果から道路施設の損傷状況を把握し、路線の重要度、交通量、第三者への影響度等から優先順位を定めて修繕を実施することにより安全確保を図ります。</li> </ul>
<b>耐震化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急輸送道路上にある阪神淡路大震災以前の基準（H8道示前）で建設された橋梁の耐震化を進めます。</li> </ul>
<b>長寿命化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和7年3月に改定した「舗装マネジメント計画」に基づき、交通量区分や劣化状況に応じて、打ち換え、切削オーバーレイ、クラック注入等、適切な補修を行うとともに、A I等を用いた路面性状調査により適切に現状を把握し、効率的で効果的な維持管理を実施します。</li> <li>○ 橋梁補修は、令和6年度に策定した「第4次橋梁長寿命化計画」に基づき、令和15年度までに判定区分Ⅲ2及び3巡回点検で判定区分に遷移が想定される計560橋の補修を実施します。また、これまでの損傷の主な原因である雨水侵入対策として、伸縮装置の非排水化等の劣化要因を排除する対策を実施し、橋梁の長寿命化を図ります。</li> <li>○ 令和6年3月に策定した「宮城県道路トンネル長寿命化修繕計画」に基づき、早期補修が必要となる判定区分Ⅲのトンネルの補修を進め、予防保全型の維持管理への移行を図ります。また、照明灯等の附属施設を計画的に更新し、A Iを活用した記録映像からの劣化状況の解析・診断等の新技術の活用により、点検費用の縮減や効率化に取り組むほか、道路パトロール等の日常管理において確認された異常や不具合等について速やかに対策を行います。</li> </ul>
<b>ユニバーサルデザイン化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。</li> </ul>
<b>脱炭素化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。</li> </ul>
<b>総量適正化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設等の利用状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要性が認められる施設については、質的向上、機能移転や複合化・集約化を図ります。</li> <li>○ 供用を廃止した施設については、安全確保の観点から撤去を推進します。</li> </ul>
<b>地方公会計(固定資産台帳等)の活用</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 固定資産台帳から得られる情報（取得価格、耐用年数、減価償却率等）を考慮し、道路施設の更新時期の検討について活用します。</li> </ul>
<b>保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 横断歩道橋のネーミングライツ（施設に愛称を命名する権利）を取得する企業・団体等を募集し、県有財産の有効活用を図ります。</li> </ul>
<b>体制の構築方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国、県、市町村が出席する道路メンテナンス会議を通じて関係機関との連携を強化するとともに、担当者会議やストックマネジメント研修を継続的に実施し、維持管理に関する情報共有や知識・技術のレベルアップを図ります。</li> </ul>

## (2) 交通安全施設

### ① 現状及び課題

表5-18-1 交通安全施設の施設量等の推移

小分類	R2.3.31現在		R3.3.31現在		R4.3.31現在		R5.3.31現在		R6.3.31現在	
	施設量	有形固定資産減価償却率	施設量	有形固定資産減価償却率	施設量	有形固定資産減価償却率	施設量	有形固定資産減価償却率	施設量	有形固定資産減価償却率
交通安全施設	交通信号機 3,514基	46.7%	交通信号機 3,507基	48.2%	信号機 3,502基	51.3%	信号機 3,496基	54.7%	信号機 3,492基	57.3%
	道路標識 102,958基		道路標識 104,135基		道路標識 105,116基		道路標識 105,656基		道路標識 105,627基	
	車両感知器 1,268基		車両感知器 1,273基		車両感知器 1,275基		車両感知器 1,278基		車両感知器 1,275基	
	情報収集提供装置(光ビーコン) 966基		情報収集提供装置(光ビーコン) 967基		情報収集提供装置(光ビーコン) 969基		情報収集提供装置(光ビーコン) 972基		情報収集提供装置(光ビーコン) 980基	
	交通監視用カメラ 35基		交通監視用カメラ 35基		交通監視用カメラ 35基		交通監視用カメラ 35基		交通監視用カメラ 35基	
	情報端末装置 68基		情報端末装置 68基		交通情報板 68基		交通情報板 68基		交通情報板 68基	
	交通信号機電源付加装置 747基		交通信号機電源付加装置 815基		信号機電源付加装置(自動起動式) 871基		信号機電源付加装置(自動起動式) 930基		信号機電源付加装置(自動起動式) 988基	

交通安全施設については、令和6年3月31日現在、3,492基の信号機が設置されていますが、更新基準を超えた制御機を使用している交差点は、17基(0.5%)あります。

信号機の老朽化対策として、更新基準である概ね19年を経過した制御機の計画的な更新を進めているところです。

交通安全施設の設置数は、年々、増加の一途をたどっており、交通の安全と円滑を図るための重要な社会インフラとして、その継続的な運用を担保する必要があります。

特に県内では、東日本大震災後に大量・集中的に整備した交通安全施設が令和11年以降に大量更新時期を迎えることから、これまで以上に老朽化対策に主軸を置いていた維持管理・更新等を推進する必要があります。

交通安全施設等の維持管理・更新等を着実に推進するため、「警察庁インフラ長寿命化計画」に即して、交通安全施設等の整備状況を把握・分析した上で、老朽施設の更新等の推進を図ります。

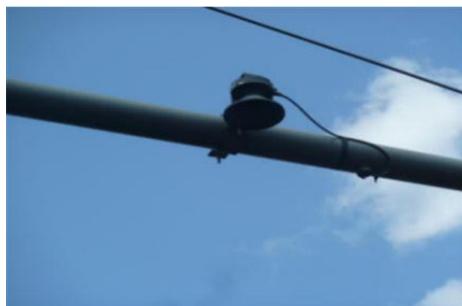
#### 【交通安全施設】



交通監視用カメラ



光ビーコン



車両感知器



信号機

## ② 管理に関する基本的な考え方

<b>点検・診断等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ メンテナンスサイクルを構築し、実行することで老朽化対策の効率と効果を向上させます。</li> <li>○ 職員や委託業者による点検を継続し、必要に応じて信号柱非破壊検査の実施と点検項目の見直しを検討します。</li> <li>○ 点検・診断、補修、更新等を一元化し、蓄積したデータを交通安全施設の保全に活用します。</li> </ul>
<b>維持管理・更新等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画的な維持管理をベースとした上で、更新要否について経過年数だけではなく、保守点検結果に基づく優先順位による効率的な更新を併用します。</li> </ul>
<b>安全確保の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保守点検等により倒壊等の危険や恐れが判明した交通安全施設は、早期の更新・撤去を行っており、継続した安全確保に努めます。</li> </ul>
<b>耐震化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生時の停電に起因する信号機の機能停止による道路交通の混乱を防止するため、信号機電源付加装置の整備を推進します。</li> </ul>
<b>長寿命化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 故障、機能低下、倒壊等の未然防止と本来の機能を適切に維持するため、交通安全施設の周辺環境や使用機材の材質を踏まえ、必要に応じて強度や防錆効果を高める措置を講じるなどの取り組みを推進します。</li> </ul>
<b>ユニバーサルデザイン化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。</li> </ul>
<b>脱炭素化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。</li> </ul>
<b>総量適正化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通規制等の見直しによる交通安全施設の削減を推進します。</li> <li>○ 必要性が低減した交通安全施設については、真に必要な箇所への移設や撤去を検討します。</li> </ul>
<b>地方公会計(固定資産台帳等)の活用</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 固定資産台帳から得られる情報（取得価格、耐用年数、減価償却率等）について、交通安全施設の時価総額を把握し、中長期的な経費の算出などに積極的に活用しています。</li> </ul>
<b>体制の構築方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当業務の見直しや業務の合理化等により、維持管理・更新等の業務体制の充実などを図ります。</li> </ul>

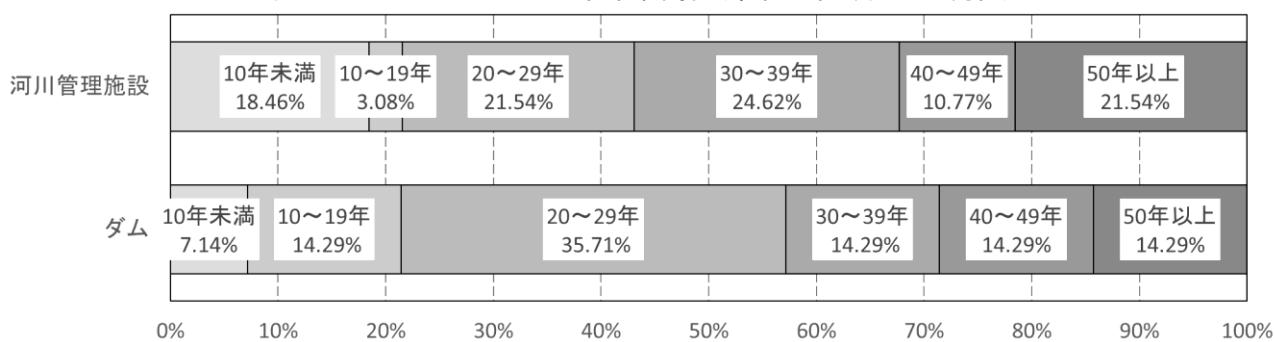
### (3) 河川・ダム

#### ① 現状及び課題

表5-19-1 河川・ダムの施設量等の推移

小分類	R2.3.31現在		R3.3.31現在		R4.3.31現在		R5.3.31現在		R6.3.31現在	
	施設量	有形固定資産減価償却率	施設量	有形固定資産減価償却率	施設量	有形固定資産減価償却率	施設量	有形固定資産減価償却率	施設量	有形固定資産減価償却率
河川管理施設	325河川 2,130.5km	—	325河川 2,137.4km	—	325河川 2,137.4m	—	325河川 2,130.6km	—	325河川 2,130.6km	—
ダム	14基	59.6%	14基	61.4%	14基	63.3%	14基	65.0%	14基	66.9%

図5-19-1 河川・ダムの築年数割合(令和6年3月31日現在)



河川・ダム施設については、河川管理施設とダムがあります。河川管理施設については、約6割が築後30年以上を経過しており、10年後にはその比率が約8割まで増加する見込みとなっております。急速に進展する老朽化に対応するため、「河川管理施設長寿命化計画（令和6年2月）」に基づく、計画的かつ効率的な維持管理を実施します。

ダムについては、約4割が築後30年以上を経過しており、10年後にはその比率が約8割まで増加する見込みとなっております。急速に進展する老朽化に対応するため、「ダム施設長寿命化計画（令和6年2月）」に基づく、計画的かつ効率的な維持管理を実施します。

【河川管理施設】



荒川サイフォン（登米市）

【ダム】



花山ダム（栗原市）

## ② 管理に関する基本的な考え方

<b>点検・診断等の実施方針</b>
<河川>
○ 堤防や護岸等の河川管理施設について、「河川維持管理計画」に基づき、計画的に点検・診断等を実施するとともに、治水、利水、環境上の影響度合いにより定めた管理区分に応じて定期的に巡視を行います。
<ダム>
○ ダムの堤体、洪水吐、放流設備、電気設備等を対象として、点検整備の頻度、実施時期及び方法を定めた「ダム点検整備基準」に基づき、定期的に巡視・点検を実施し、各ダムの特性に応じて適切に管理します。
<b>維持管理・更新等の実施方針</b>
<河川>
○ 河道の流下能力の確保、河川区域等の適正な利用を図るため、「河川維持管理計画」に基づき、適切な維持管理に努めるとともに、河川施設の機能を持続的に確保するため、予防保全型の維持管理・機器更新を実施します。
<ダム>
○ 維持管理や修繕・更新費用の縮減や平準化を図るとともに、施設の健全度及び洪水調節、流水の正常な機能の維持等の機能を持続的に確保するため、予防保全型の維持管理・機器更新を実施します。また、限られた予算で効率的な維持管理を実施するため、ドローン等の新技術の導入による巡視・点検を実施します。
<b>安全確保の実施方針</b>
○ 定期的な巡視（パトロール）及び点検の実施により、利用者の安全に影響を及ぼすような危険箇所が確認された場合は速やかに応急措置や修繕を行い、安全確保を図ります。
<b>耐震化の実施方針</b>
○ 「河川管理施設等構造令」及び「河川構造物の耐震性能照査指針・解説」に基づき、必要に応じて、耐震化を実施します。
<b>長寿命化の実施方針</b>
○ 「河川管理施設長寿命化計画（令和6年2月）」及び「ダム施設長寿命化計画（令和6年2月）」に基づき、予防保全型の計画的な維持管理・機器更新を推進し、施設の長寿命化を図ります。
<b>ユニバーサルデザイン化の推進方針</b>
○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。
<b>脱炭素化の推進方針</b>
○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、施工時の省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
<b>総量適正化の推進方針</b>
○ 各施設の利用状況や耐用年数を踏まえ、施設の劣化状況等を勘案しながら、統廃合や廃止について検討します。
<b>保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針</b>
○ ダムのネーミングライツ（施設に愛称を命名する権利）を取得する企業・団体等を募集し、県有財産の有効活用を図ります。
<b>体制の構築方針</b>
○ 維持管理に関する研修を行うなど、維持管理を実施していく上で必要な知識の習得に努めます。

## (4) 海岸保全施設

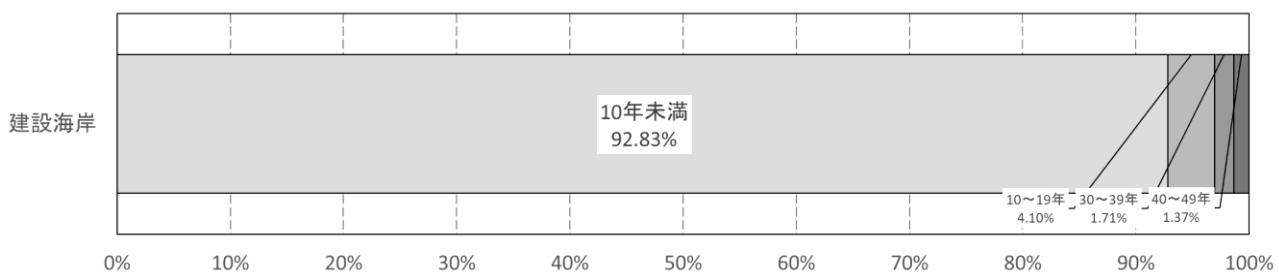
### 4-1 建設海岸

#### ① 現状及び課題

表5-20-1 建設海岸の施設量等の推移

小分類	R2.3.31現在	R3.3.31現在	R4.3.31現在	R5.3.31現在	R6.3.31現在
	施設量	施設量	施設量	施設量	施設量
ゲート施設					
護岸・堤防・胸壁					
離岸堤	海岸 94.9km	海岸 94.9km	海岸 94.9km	海岸 94.9km	海岸 96.6km
突堤					
防潮堤等					

図5-20-1 建設海岸の築年数割合(令和6年3月31日現在)



建設海岸については、東日本大震災により壊滅的な被害を受け、ほぼ全ての施設について、災害復旧工事が行われ、令和3年度末に全ての災害復旧工事が完了し、更新した施設（更新施設）となりました。今後、各地区海岸において令和5年度末に策定した海岸保全施設長寿命化計画に基づき、適宜点検を実施しながら、計画的な維持修繕に努めます。

【堤 防】



大谷地区海岸（気仙沼市）

【ゲート施設】



白浜第1水門（石巻市）

## ② 管理に関する基本的な考え方

<b>点検・診断等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防潮堤等の海岸保全施設について、「宮城県海岸保全施設維持管理マニュアル(案)(令和7年4月)」に基づき、巡視(パトロール)及び定期点検を実施します。</li> <li>○ 巡視(パトロール)は、背後地の状況(資産・人口・重要路線)や災害の発生状況、対策工事の実施状況等により、各海岸の管理区分を設定して点検頻度を定め、各海岸の特性に応じた維持管理項目に沿って適正な海岸管理を実施します。</li> </ul>
<b>維持管理・更新等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 維持管理や修繕・更新費用の縮減や平準化を図るとともに、津波や高潮等の外力に対する施設の防護機能を持続的に確保するため、予防保全型の維持管理を実施します。</li> <li>○ また、限られた予算と管理体制の中で効率的な維持管理を実施するため、新技術等を積極的に活用します。</li> <li>○ 修繕・更新については、巡視(パトロール)及び定期点検により、施設の健全度を適切に評価し、背後地の状況等を踏まえて優先順位を定めます。</li> </ul>
<b>安全確保の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 巡視(パトロール)や定期点検の実施により、施設の防護機能や背後地や利用者の安全に影響を及ぼすような変状が確認された場合は、応急措置や修繕により安全確保を図ります。</li> </ul>
<b>耐震化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災からの復旧・復興事業により整備された防潮堤等については、「宮城県河川・海岸施設等設計マニュアル(案)(平成26年11月)」に基づき、耐震性能を有する構造としています。</li> <li>○ 今後は、施設の更新時期等を踏まえながら、必要に応じて耐震化の検討を行います。</li> </ul>
<b>長寿命化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「宮城県海岸保全施設維持管理マニュアル(案)(令和7年4月)」及び各地区海岸において策定した「海岸保全施設長寿命化計画(令和6年2月)」に基づき、予防保全型の計画的な維持管理を推進し、海岸保全施設の長寿命化を図ります。</li> </ul>
<b>ユニバーサルデザイン化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、ユニバーサルデザイン化について検討します。</li> </ul>
<b>脱炭素化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、施工時の省エネルギー化及び再生可能エネルギーについて検討します。</li> </ul>
<b>総量適正化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各施設の利用状況や耐用年数を踏まえ、施設の劣化状況等を勘案しながら、統廃合や廃止について検討します。</li> </ul>
<b>体制の構築方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 維持管理に関する研修を行うなど、維持管理を実施していく上で必要な知識の習得に努めます。</li> </ul>

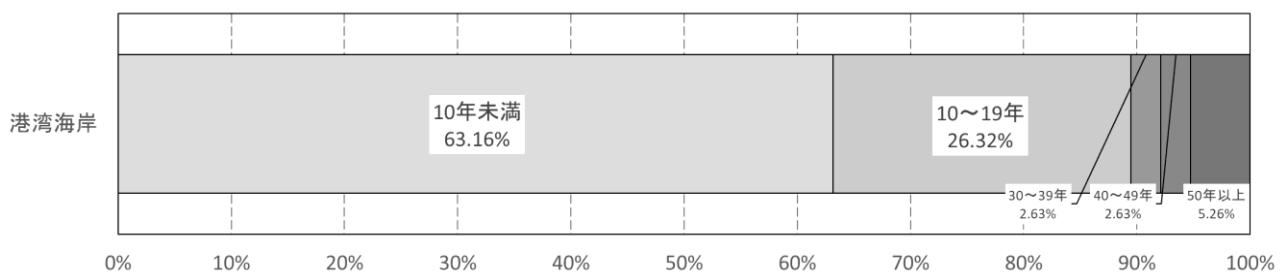
## 4-2 港湾海岸

### ① 現状及び課題

表5-20-2 港湾海岸の施設量等の推移

小分類	R2.3.31現在	R3.3.31現在	R4.3.31現在	R5.3.31現在	R6.3.31現在
	施設量	施設量	施設量	施設量	施設量
ゲート施設	230箇所	238箇所	238箇所	238箇所	238箇所
護岸・堤防・胸壁					
離岸堤	海岸 54.6km				
突堤					
防潮堤等					

図5-20-2 港湾海岸の築年数割合(令和6年3月31日現在)



港湾海岸については、東日本大震災による壊滅的な被害を受け、ほぼ全ての施設について、災害復旧工事を実施しています。

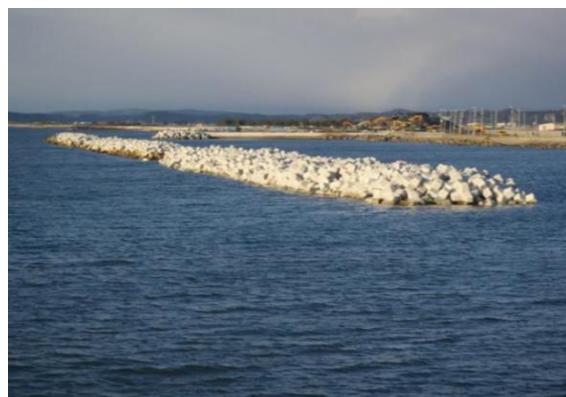
今後、予防保全が効果的な港湾施設については、「宮城県港湾施設長寿命化計画（令和8年3月）」に基づき、適宜点検を実施しながら、計画的かつ効率的な維持管理を実施します。

【堤 防】



松島地区海岸（松島町）

【離岸堤】



西浜南浜地区海岸（石巻市）

## ② 管理に関する基本的な考え方

<b>点検・診断等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防潮堤等の海岸保全施設について、「宮城県海岸保全施設維持管理マニュアル（案）（令和7年4月）」に基づき、巡視（パトロール）及び定期点検を実施します。</li> <li>○ 巡視（パトロール）は、背後地の状況（資産・人口・重要路線）や災害の発生状況、対策工事の実施状況等により、各海岸の優先度を設定して点検頻度を定め、各海岸の特性に応じた維持管理項目に沿って適正な海岸管理を実施します。</li> </ul>
<b>維持管理・更新等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 維持管理や修繕・更新費用の縮減や平準化を図るとともに、津波や高潮等の外力に対する施設の防護機能を持続的に確保するため、予防保全型の維持管理を実施します。</li> <li>○ また、限られた予算と管理体制の中で効率的な維持管理を実施するため、新技術等を積極的に活用します。</li> <li>○ 修繕・更新については、巡視（パトロール）及び定期点検により、施設の健全度を適切に評価し、背後地の状況等を踏まえて優先順位を定めます。</li> </ul>
<b>安全確保の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 巡視（パトロール）や定期点検の実施により、施設の防護機能や背後地や利用者の安全に影響を及ぼすような変状が確認された場合は、応急措置や修繕により安全確保を図ります。</li> </ul>
<b>耐震化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災からの復旧・復興事業により整備された防潮堤等については、「港湾の施設の技術上の基準・同解説」に基づき、耐震性能を有する構造としています。</li> <li>○ 今後は、施設の更新時期等を踏まえながら、必要に応じて耐震化の検討を行います。</li> </ul>
<b>長寿命化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「宮城県海岸保全施設維持管理マニュアル（案）（令和7年4月）」及び「宮城県海岸保全施設長寿命化計画（港湾海岸）（令和3年3月）」に基づき、予防保全型の計画的な維持管理を推進し、海岸保全施設の長寿命化を図ります。</li> </ul>
<b>ユニバーサルデザイン化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。</li> </ul>
<b>脱炭素化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、建設資機材の省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。</li> </ul>
<b>総量適正化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各施設の利用状況や耐用年数を踏まえ、施設の劣化状況等を勘案しながら、統廃合や廃止について検討します。</li> </ul>
<b>体制の構築方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日常の維持管理に係る点検の種類、実施時期や使用する様式等を明示するとともに、点検水準の均一化を図るため、チェックリスト等の活用を図ります。</li> <li>○ 維持管理に関する研修を行うなど、維持管理を実施していく上で必要な知識の習得に努めます。</li> </ul>

## 4-3 漁港海岸

### ① 現状及び課題

表5-20-3 漁港海岸の施設量等の推移

小分類	R2.3.31現在	R3.3.31現在	R4.3.31現在	R5.3.31現在	R6.3.31現在
	施設量	施設量	施設量	施設量	施設量
ゲート施設	水門77箇所 陸閘176箇所	水門77箇所 陸閘176箇所	水門75箇所 陸閘174箇所	水門75箇所 陸閘174箇所	水門75箇所 陸閘174箇所
護岸・堤防・胸壁	海岸 44.3km	海岸 44.3km	海岸 44.3km	海岸 44.1km	海岸 44.1km
離岸堤					

東日本大震災により壊滅的な被害を受けた海岸保全施設については、令和5年度末までに全ての災害復旧工事が完了し、継続して整備を進めている気仙沼市内の未完了防潮堤については、引き続き早期完了に努め、工事を推進していきます。

今後は、令和3年度末に策定した海岸保全施設長寿命化計画に基づき、適宜点検をしながら、計画的な維持修繕に努めます。

### 【堤 防】



鮪立漁港海岸鮪立地区（気仙沼市）

## ② 管理に関する基本的な考え方

<b>点検・診断等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防潮堤等の海岸保全施設を対象施設として、「宮城県海岸保全施設維持管理マニュアル（案）（令和7年4月）」に基づき、巡視（パトロール）及び定期点検を実施します。</li> <li>○ 巡視（パトロール）は、背後地の状況（資産・人口・重要路線）や災害の発生状況、対策工事の実施状況等により、各海岸の管理区分を設定して点検頻度を定め、各海岸の特性に応じた維持管理項目に沿って適正な海岸管理を実施します。</li> </ul>
<b>維持管理・更新等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 維持管理や修繕・更新費用の縮減や平準化を図るとともに、津波や高潮等の外力に対する施設の防護機能を持続的に確保するため、予防保全型の維持管理を実施します。</li> <li>○ また、限られた予算と管理体制の中で効率的な維持管理を実施するため、新技術等を積極的に活用します。</li> <li>○ 修繕・更新については、巡視（パトロール）及び定期点検により、施設の健全度を適切に評価し、背後地の状況等を踏まえて優先順位を定めます。</li> </ul>
<b>安全確保の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 巡視（パトロール）や定期点検の実施により、施設の防護機能や背後地や利用者の安全に影響を及ぼすような変状が確認された場合は、応急措置や修繕により安全確保を図ります。</li> </ul>
<b>耐震化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災からの復旧・復興事業により整備された防潮堤等については、「漁港海岸保全施設の耐震性能設計のガイドライン（案）」に基づき、耐震性能を有する構造としています。</li> <li>○ 今後は、施設の更新時期等を踏まえながら、必要に応じて耐震化の検討を行っていきます。</li> </ul>
<b>長寿命化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「宮城県海岸保全施設維持管理マニュアル（案）（令和7年4月）」及び各地区海岸において策定した「海岸保全施設長寿命化計画」に基づき、予防保全型の計画的な維持管理を推進し、海岸保全施設の長寿命化を図ります。</li> </ul>
<b>ユニバーサルデザイン化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、ユニバーサルデザイン化について検討します。</li> </ul>
<b>脱炭素化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、施工時の省エネルギー化及び再生可能エネルギーについて検討します。</li> </ul>
<b>総量適正化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各施設の利用状況や耐用年数を踏まえ、施設の劣化状況等を勘案しながら、統廃合や廃止について検討します。</li> </ul>
<b>体制の構築方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 維持管理に関する研修を行うなど、維持管理を実施していく上で必要な知識の習得に努めます。</li> <li>○ 離島等の日常点検が困難な地区については、維持管理体制の強化の観点から漁業者関係者との連携を図り、適正管理体制の構築に努めます。</li> </ul>

## 4-4 農地海岸

### ① 現状及び課題

表5-20-4 農地海岸の施設量等の推移

小分類	R2.3.31現在	R3.3.31現在	R4.3.31現在	R5.3.31現在	R6.3.31現在
	施設量	施設量	施設量	施設量	施設量
ゲート施設	水門（防潮水門） 3箇所				
護岸・堤防・胸壁					
離岸堤					
突堤					
防潮堤等					
ポンプ施設	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

農地海岸については、東日本大震災により壊滅的な被害を受け、県内103箇所の農地海岸のうち98箇所において災害復旧工事を実施し、令和2年度までに復旧が完了しています。

そのため、当分の間、大規模な施設更新等の必要はありませんが、今後、それらの施設の維持管理、点検管理が重要となります。また、同時期に海岸施設の整備が行われているため、将来的には施設の整備補修、更新の時期が集中することが予想されるため、適切な維持修繕に努めながら海岸保全施設の長寿命化計画を策定しています。

【護 岸】



彦和田海岸（塩竈市）

【堤 防】



松ヶ島海岸（東松島市）

## ② 管理に関する基本的な考え方

<b>点検・診断等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防潮堤等の海岸保全施設を対象施設として、「宮城県海岸保全施設維持管理マニュアル（案）（令和7年4月）」に基づき、巡視（パトロール）及び定期点検を実施します。</li> <li>○ 巡視（パトロール）は、背後農地の状況や災害の発生状況、対策工事の実施状況等により、各海岸の管理区分を設定して点検頻度を定め、各海岸の特性に応じた維持管理項目に沿って適正な海岸管理を実施します。</li> </ul>
<b>維持管理・更新等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 維持管理や修繕・更新費用の縮減や平準化を図るとともに、津波や高潮等の外力に対する施設の防護機能を持続的に確保するため、予防保全型の維持管理を実施します。</li> <li>○ また、限られた予算と管理体制の中で効率的な維持管理を実施するため、新技術等を積極的に活用します。</li> <li>○ 修繕・更新については、巡視（パトロール）及び定期点検により、施設の健全度を適切に評価し、背後地の状況等を踏まえて優先順位を定めます。</li> </ul>
<b>安全確保の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 巡視（パトロール）や定期点検の実施により、施設の防護機能や背後地、利用者の安全に影響を及ぼすような変状が確認された場合は、応急措置や修繕により安全確保を図ります。</li> </ul>
<b>耐震化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災からの復旧・復興事業により整備された防潮堤等については、「宮城県河川・海岸施設等設計マニュアル（案）」に基づき、耐震性能を有する構造としています。</li> <li>○ 今後は、施設の更新時期等を踏まえながら、必要に応じて耐震化の検討を行っていきます。</li> </ul>
<b>長寿命化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「宮城県海岸保全施設維持管理マニュアル（案）（令和7年4月）」及び各地区海岸において策定した「海岸保全施設長寿命化計画」に基づき、予防保全型の計画的な維持管理を推進し、海岸保全施設の長寿命化を図ります。</li> </ul>
<b>ユニバーサルデザイン化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。</li> </ul>
<b>脱炭素化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。</li> </ul>
<b>総量適正化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の利用状況を勘案しながら、廃止（所管換）について検討します。</li> </ul>
<b>体制の構築方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 維持管理に関する研修の活用や実施により、維持管理に係る技術力の向上に努めます。</li> </ul>

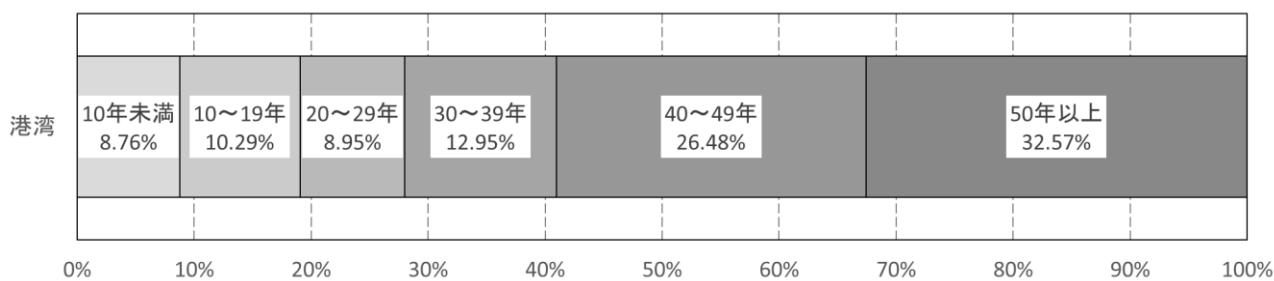
## (5) 港湾

### ① 現状及び課題

表5-21-1 港湾の施設量等の推移

小分類	R2.3.31現在		R3.3.31現在		R4.3.31現在		R5.3.31現在		R6.3.31現在	
	施設量	有形固定資産減価償却率								
港湾施設	525施設	58.1%	525施設	59.4%	525施設	60.6%	525施設	63.0%	525施設	63.9%

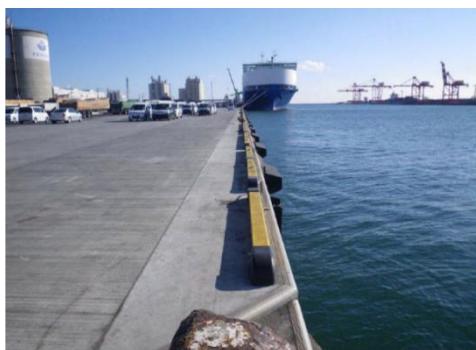
図5-21-1 港湾の築年数割合（令和6年3月31日現在）



港湾施設については、整備後30年以上経過した施設が約7割、耐用年数である50年を経過した施設は約3割に達しており、10年後には約6割の施設が耐用年数を超える見込みとなっております。

係留施設については、鋼材を使用している施設が多いことから、腐食の進行により、今後維持管理費の増加が見込まれる一方、外郭施設等については、災害復旧工事等により施設の復旧が完了しているため、当面改修等の対応は必要ないことが見込まれます。なお、係留施設については、既に基礎部の腐食防止等の延命化対策を実施中であります。今後、予防保全が効果的な港湾施設については、「宮城県港湾施設長寿命化計画（令和8年3月）」に基づき、適宜点検を実施しながら、計画的かつ効率的な維持管理を実施します。

【係留施設（岸壁）】



仙台塩釜港（仙台港区）

【外郭施設（防波堤）】



仙台塩釜港（仙台港区）

## ② 管理に関する基本的な考え方

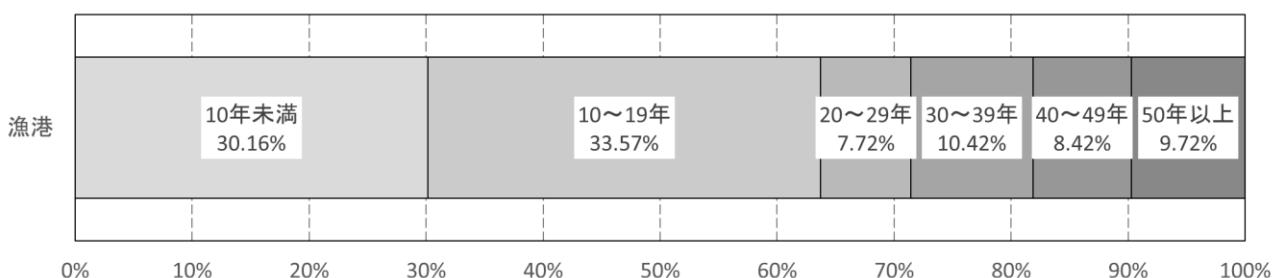
<b>点検・診断等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 係留施設・外郭施設・臨港道路等の港湾施設について、「港湾施設の点検診断ガイドライン（令和3年3月）」に基づき、日常点検に加え定期点検診断及び詳細定期点検診断を実施します。</li> <li>○ 日常点検は、施設ごとに優先度を定め、それに応じた頻度で各確認項目を目視で点検します。</li> <li>○ 定期点検診断は、5年以内ごとに実施し、重点点検診断施設（当該施設の損壊が、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある施設）に当たっては、3年以内ごとに行うものとします。</li> <li>○ 詳細定期点検診断は、供用期間中に少なくとも1回実施し、重点点検診断施設に当たっては、15年以内ごとに行うものとします。</li> </ul>
<b>維持管理・更新等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予防保全が効果的な港湾施設（防波堤・岸壁など）については、定期点検診断の結果・港湾の種類・施設の重要度等に基づき優先順位を定め、計画的に維持・修繕を実施します。また、新技術や新たな知見の積極的な導入の検討を行い、維持管理及び更新・修繕費用の縮減と平準化を図ります。</li> <li>○ 事後保全の維持管理に適している施設（荷さばき地・緑地など）については、日常点検や施設利用者からの要望・通報等により、緊急性を考慮し維持・修繕を実施します。</li> </ul>
<b>安全確保の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定期的な点検により施設の安全性を把握し、利用者の安全に影響を及ぼすような変状が確認された場合には、事故防止の観点から速やかに利用制限等の対応を行い、応急措置や修繕により安全確保を図ります。</li> </ul>
<b>耐震化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 仙台塩釜港は、災害時の緊急物資輸送等に対応するための拠点港として、港湾計画に基づき、国と調整しながら岸壁等の耐震化を進めます。</li> </ul>
<b>長寿命化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予防保全が効果的な港湾施設（防波堤・岸壁など）については、「宮城県港湾施設長寿命化計画（令和8年3月）」に基づき、施設の老朽化状況、利用状況及び定期点検診断等による優先度等を考慮した上で、計画的かつ効率的に維持・修繕を行うことにより、全体コストを抑制しつつ、個々の施設の延命化を図ります。</li> <li>○ 事後保全の維持管理に適している施設（荷さばき地・緑地など）については、各施設の維持管理計画書に基づく計画的な点検や施設利用者からの要望・通報等により、緊急性を考慮した上で維持・修繕を実施します。</li> </ul>
<b>ユニバーサルデザイン化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。</li> </ul>
<b>脱炭素化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、建設資機材の省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。</li> </ul>
<b>総量適正化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の利用状況や将来の見通し等から残すべき施設を選別し、施設再編や最適化について検討します。</li> </ul>
<b>体制の構築方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の利用については、港湾利用者と連携し適正な利用を目指します。</li> <li>○ 日常の維持管理に係る点検の種類、実施時期や使用する様式等を明示するとともに、点検水準の均等化を図るため、チェックリスト等の活用を図ります。</li> <li>○ 適正な維持管理を実施していく上で必要な知識・技能の習得に向け、職員研修を行います。</li> <li>○ サイバーポート（港湾施設に係る台帳等のインフラ情報を電子化して管理するシステム）を活用して施設管理情報を一元化するとともに、点検や修繕などの情報を随時更新できる体制の構築を検討します。</li> </ul>

## (6) 漁港

### ① 現状及び課題

表5-22-1 漁港の施設量等の推移

小分類	R2.3.31現在		R3.3.31現在		R4.3.31現在		R5.3.31現在		R6.3.31現在	
	施設量	有形固定資産減価償却率								
漁港施設	1,721施設	51.2%	1,721施設	51.5%	1,093施設	53.1%	1,093施設	54.4%	998施設	56.0%



漁港施設については、平成22年度から各施設について機能保全計画策定を進めていましたが、東日本大震災により休止していたことから、平成28～29年度に機能保全計画を策定し、計画的な維持・修繕を行っております。被災した施設は災害復旧事業により復旧しておりますが、被災していない施設や原形復旧により全復旧されていない施設については、老朽化が進んでいる状態であり、機能診断結果と施設状況を整理し、効率的な機能保全対策を実施していく計画です。

特に鋼構造物の劣化が著しく、令和3年11月には気仙沼漁港の小々汐防波堤が鋼管杭の劣化を要因として倒壊する事案が発生しており、同一構造の防波堤について緊急点検調査を行ったところ、気仙沼漁港の梶ヶ浦防波堤、波伝谷漁港の戸倉防波堤、志津川漁港の大森防波堤の3施設で著しい劣化が確認されたことから、この4施設を優先的に機能保全事業を行っております（小々汐防波堤は令和6年8月に完成）。

【係留施設（岸壁）】



女川漁港（女川町）

【外郭（防波堤）】



気仙沼漁港（小々汐地区）気仙沼市

【輸送施設（橋梁）】



閑上漁港（名取市）

【水域施設（泊地）】



閑上漁港（名取市）

## ② 管理に関する基本的な考え方

<b>点検・診断等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県管理である各漁港（27漁港）において、平成28年度から機能保全計画を策定しており、既に10年程度経過する箇所もあることから、必要に応じて機能保全計画の見直しを予定しております。</li> <li>○ 漁港施設の適正な機能診断、長寿命化や延命化による施設の有効利用及びライフサイクルコストの縮減を考慮し、現行計画に変更が必要な場合は見直しを行い、適正な計画に基づき点検・診断等を実施します。</li> <li>○ 日常の維持管理に当たっては、点検の種類、実施時期や使用する様式等を明示し、点検水準の均等化を図ります。</li> </ul>
<b>維持管理・更新等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の老朽化が顕在化する前に保全対策を実施し、施設の機能を適切に維持管理します。</li> <li>○ 所要の機能を維持しながら既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減します。</li> <li>○ 保全工事が集中する場合には保全対策に対する「施設優先度」により、所要経費全体の圧縮・平準化に向け、保全対策の優先順位をつけます。</li> <li>○ 具体的には、下記について取り組んでいきます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補修・更新費用の平準化</li> <li>・補修・更新費用の効率化</li> <li>・施設管理の目標の明確化</li> <li>・意思決定の透明化など</li> </ul> </li> </ul>
<b>安全確保の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 点検・診断等により危険が認められた漁港施設等については、利用状況や重要性、関係利用者との調整により、一時的に使用停止等処置し、保全計画に基づき保全工事を実施します。</li> <li>○ 今後利用見込みのない漁港施設等については、関係利用者と調整し、漁港施設の利活用等を検討します。</li> <li>○ 職員による定期的な巡回を行い、施設の安全性を効率的に把握し、適時適正に維持・修繕を実施します。</li> </ul>
<b>耐震化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宮城県地域防災計画に位置付けされた漁港施設について、診断結果を踏まえた耐震化の検討を実施します。</li> <li>○ 令和5年度より気仙沼漁港において耐震強化岸壁の整備を実施しています。</li> </ul>
<b>長寿命化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の老朽化が顕在化する前に保全対策を実施し、施設の機能を適切に維持管理します。</li> </ul>
<b>ユニバーサルデザイン化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。</li> </ul>
<b>脱炭素化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。</li> </ul>
<b>地方公会計（固定資産台帳等）の活用</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 漁港台帳に加え、固定資産台帳から得られる情報も維持管理や更新等に係る中長期的な経費の算出などに積極的に活用します。</li> </ul>

<b>保有する財産(未利用資産等)の活用や 処分に関する基本方針</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 漁港施設の有効活用を推進するため、漁業者や水産業関係者と調整し、各漁港における利用状況等を把握した上で、新たな利活用について理解を求め、海業に関する新たな取り組みが展開されるよう支援します。</li></ul>
<b>総量適正化の推進方針</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 県内の小規模漁港のほとんどは漁港の背後に漁村が形成され、漁業者の生活に密着したものであるため、関係利用者と調整し、漁港機能の集約・再編を図ります。</li></ul>
<b>体制の構築方針</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 日常の維持管理に係る点検の種類、実施時期や使用する様式等を明示します。点検水準の均等化を図るため、チェックリスト等の活用を図ります。</li><li>○ 離島等の日常点検が困難な地区については、維持管理体制の強化の観点から漁業者等関係者との連携を図ります。</li><li>○ 機能保全計画書に日常点検・詳細点検等関係資料の取りまとめを実施します。</li></ul>

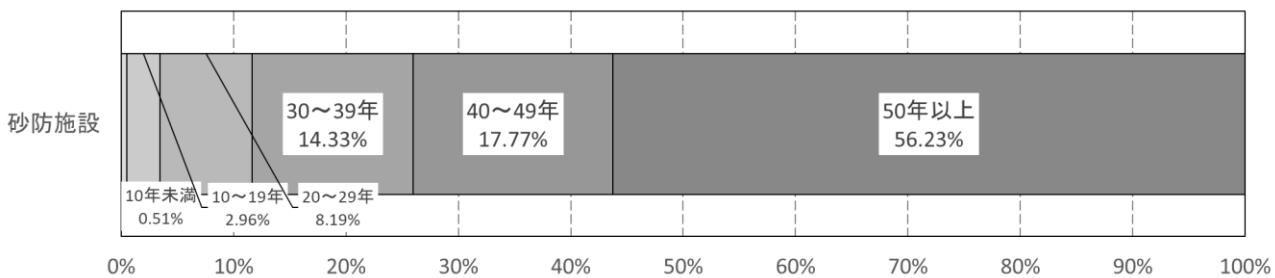
## (7) 砂防施設

### ① 現状及び課題

表5-23-1 砂防施設の施設量等の推移

小分類	R2.3.31現在		R3.3.31現在		R4.3.31現在		R5.3.31現在		R6.3.31現在	
	施設量	有形固定資産減価償却率								
砂防施設	2,398箇所	78.6%	2,357箇所	83.9%	2,357箇所	89.2%	2,308箇所	93.1%	2,315箇所	94.8%
地すべり防止施設	39箇所	37.0%	39箇所	39.0%	39箇所	38.2%	40箇所	41.8%	40箇所	43.8%
急傾斜地崩壊防止施設	365箇所	44.4%	364箇所	46.3%	366箇所	47.4%	376箇所	51.2%	376箇所	52.8%

図5-23-1 砂防施設の築年数割合(令和6年3月31日現在)



砂防施設については、1980年より以前に整備したもののが多いため、現時点では約7割の施設が建設後40年以上を経過しており、10年後には、建設後40年以上経過した施設が約9割まで増加することから、施設の老朽化の進行に伴い、今後維持管理費の増加が確実となっています。

このうち、堰堤については、機能不全に直結する損傷等は少ないものの、流路工については、すでに補修が必要な箇所が発生しています。

地すべり防止施設については、地すべりの現象が確認された際に事業化されるものであり、事業が長期にわたることから20年以内の整備完了箇所が5割程度に留まっています。地すべり防止施設については、適切な排水機能を維持することにより、地すべりを抑制する必要があることから、集水井、排水工等の修繕が必要となります。

急傾斜地崩壊防止施設については、昭和44年に制定された法律に基づく施設整備を行ってきましたが、今後、老朽化の進行により施設の更新費用や維持管理費の増加が見込まれており、施設の保全・更新について今後検討が必要となっています。

砂防関係施設の保全については、令和5年度に策定した砂防関係施設長寿命化計画に基づき行っていますが、現計画では、機能が低下している施設に対して保全（事後保全）することとしているため、今後、ライフサイクルコストの考え方を取り入れた計画に改訂したうえで、予防保全型管理の長寿命化計画となるよう努めています。

また、課題として、砂防施設の改修にあたっては、砂防指定地・要設備地の追加買収、地すべり防止のための観測機器の更新や、急傾斜地崩壊防止施設に係る大規模改修を行う場合には、受益者の負担金が伴い地元との合意形成が必要となることが挙げられます。加えて、維持管理業務の担い手の不足が業界全体として懸念されていることから、より効率的な維持管理や点検の手法

についても今後検討していきます。

【砂防施設】



湯向沢（仙台市）

【地すべり防止施設】



平（村田町）

【急傾斜地崩壊防止施設】



前浜の2（石巻市）

## ② 管理に関する基本的な考え方

<b>点検・診断等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 砂防施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設について、令和6年度に実施した一斉点検の結果を踏まえ、「宮城県砂防関係施設点検マニュアル（案）」で健全度ごとに定める、5年または10年間隔の定期点検を実施します。</li> <li>○ また、異常時点検の実施基準に該当する事案が発生した場合は、速やかに点検を実施します。</li> <li>○ 点検結果に基づき、点検データを更新し、長寿命化計画の見直しを行います。</li> </ul>
<b>維持管理・更新等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の修繕・改築については、「宮城県砂防関係施設長寿命化計画（案）（令和6年3月）」に基づき計画的に実施し、ライフサイクルコストを最適化した予防保全型の維持管理への移行に努めます。</li> <li>○ 維持管理にあたっては、ドローン等の新技術の導入による点検など、デジタル技術を活用した維持管理の効率化を検討・実施し、生産性の向上や業務の効率化を図ります。</li> </ul>
<b>安全確保の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 目視等による定期点検で損傷が確認された場合には、施設の健全度や重要性等を踏まえ、計画的に予防保全型の対策を実施します。</li> </ul>
<b>耐震化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設が損傷し、耐震性能が低下する際には対策等を実施し、適切な管理に努めます。</li> </ul>
<b>長寿命化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「宮城県砂防関係施設長寿命化計画（案）（令和6年3月）」に基づき、施設の健全度と重要保全施設の有無や家屋数（人家戸数）等から対策の優先順位を設定し、事後保全と予防保全に要するコストを比較した上で対策を実施します。</li> </ul>
<b>脱炭素化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。</li> </ul>
<b>総量適正化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の性質上、施設の廃止や統廃合は難しいことから、長寿命化対策により施設の効果を維持します。</li> </ul>
<b>体制の構築方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宮城県砂防関係施設点検マニュアル（案）に基づいた管理を行うとともに、砂防関係施設の管理を一元的に進める体制の構築を検討します。また、適宜マニュアルの改訂を行うなど、適切な維持管理体制の構築に努めます。</li> </ul>

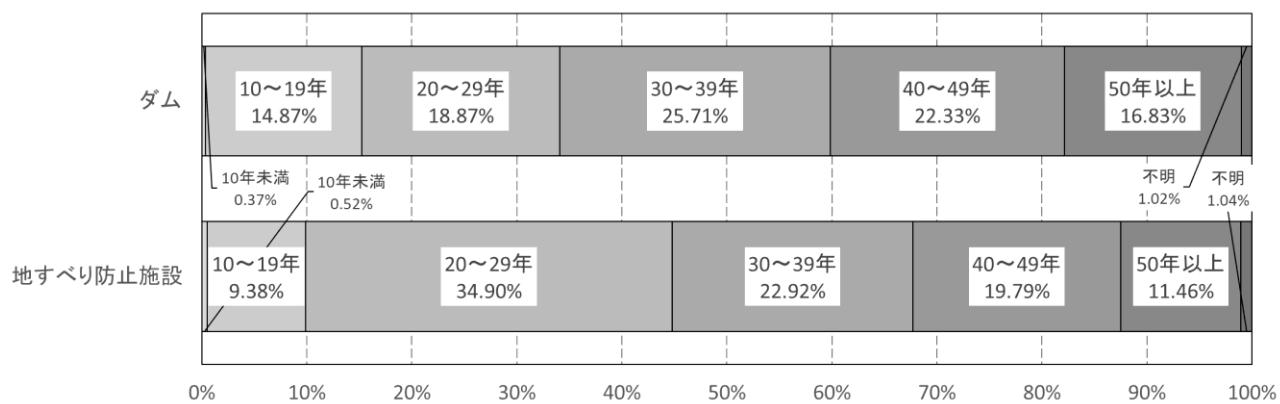
## (8) 治山施設

### ① 現状及び課題

表5-24-1 治山施設の施設量等の推移

小分類	R2.3.31現在		R3.3.31現在		R4.3.31現在		R5.3.31現在		R6.3.31現在	
	施設量	有形固定資産減価償却率								
ダム	2,821基	6.0%	2,272基	8.5%	2,441基	10.9%	2,441基	14.8%	2,454基	18.2%
地すべり防止施設	196箇所	—	288箇所	—	192箇所	—	192箇所	—	192箇所	—

図5-24-1 治山施設の築年数割合(令和6年3月31日現在)



治山施設のうち、ダムについては、1980年以前に積極的に整備を行ったことにより、約6割が築後30年以上を経過しており、10年後にはその割合が約8割まで増加する見込みです。保安林の指定目的（機能）を達成するため森林を造成、維持するために設置した施設であるため、当面は森林の状況を確認しながら施設の点検等維持管理が必要となります。

地すべり防止施設については、比較的事業の規模が大きく、整備される施設は多岐にわたります。主に整備されている集水井については、約5割が築後30年以上を経過し、10年後にはその割合が約9割まで増加する見込みです。地すべりによる被害を除却し、又は軽減するための施設であるため、当面は施設の機能を確認しながら点検等維持管理が必要となります。

治山施設・地すべり防止施設共通のこれまでの取組として、毎年山地災害防止キャンペーン期間中（5月20日～6月30日）に集中して各市町村等と連携し施設の点検を実施しています。

また、点検等により施設の機能を損なうような異常を確認した場合には、修繕等の補修工事を実施しています。

**【治山施設】**

朴沢（仙台市）



子安（丸森町）

**【地すべり防止施設】**

蟹沢（栗原市）

**② 管理に関する基本的な考え方**

<b>点検・診断等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「治山施設維持管理及び山地災害危険地区点検要領」に基づき、各施設が有する機能や周辺環境等に応じ、破損等の変状や経年劣化等を把握するための定期点検を実施するほか、豪雨や地震等発生後は、必要に応じて各施設の変状等を把握するための緊急点検等を実施します。</li> </ul>
<b>維持管理・更新等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 点検等を実施し、その結果に基づき施設の補修や更新、機能強化などの必要な対策を適切な時期に、着実に実施します。なお、実施に当たっては維持管理・修繕等に係るトータルコストの縮減や平準化に努めます。</li> </ul>
<b>安全確保の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 点検の結果を基に保全対象の安全確保が必要な施設については、修繕等を実施します。</li> </ul>
<b>耐震化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の設置・更新等に当たっては、国の治山技術基準に基づき施工します。</li> </ul>
<b>長寿命化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「宮城県治山施設個別施設計画」に基づき、健全度が低い施設から優先して対策を行います。</li> </ul>
<b>総量適正化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地形の改変がなければ施設は廃止されないことから、施設の延命を図り、施設の効果を維持します。</li> </ul>
<b>体制の構築方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の点検・診断から補修・機能強化等に至る一連の技術の向上を図る研修の充実等を進め体制を確保します。</li> </ul>

## (9) 林道

### ① 現状及び課題

表5-25-1 林道の施設量等の推移

小分類	R2.3.31現在		R3.3.31現在		R4.3.31現在		R5.3.31現在		R6.3.31現在	
	施設量	有形固定資産減価償却率								
道路	29路線	89.5%	29路線	90.1%	28路線	90.9%	28路線	92.4%	28路線	92.7%
橋梁	4橋	78.5%	4橋	79.5%	4橋	80.6%	4橋	82.6%	4橋	83.6%

二口線の橋梁（3基）は1960年代に整備された施設であり、築年数は40年以上を経過しています。当該橋梁については、耐震補強工事は実施済ですが、修繕計画を立て必要に応じて修繕を実施しています。

内の目線の橋梁（1基）については、平成6年度に架設されてから30年が経過しています。当該橋梁については、今後、長寿命化計画の策定、点検・診断の上、必要な修繕を実施し、その後も5年毎に点検・診断を行い、必要に応じて修繕を実施します。当面、架け替え等の施設更新はせず、予防保全等により施設の長寿命化を図ります。

林道については、定期点検及び外部委託業者による巡視等の結果を基に、必要に応じて法面や路面等の補修を行っており、今後も適切な維持管理に努めます。

#### 【林道】



二口線（仙台市）



田の入線（大郷町）

#### 【橋梁】



二口線〔風の洞橋〕（仙台市）



内の目線〔内の目橋〕（利府町）

## ② 管理に関する基本的な考え方

<b>点検・診断等の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「林道施設長寿命対策マニュアル（暫定版）林野庁作成」を参考に橋梁施設を中心に通常点検（年数回巡視）や定期点検（10年に1回程度）を実施します。</li> <li>○ 一部の林道及び橋梁について、外部委託による巡視の中で毎年目視・点検を行います。異常が認められた場合は、必要に応じて診断の実施を検討します。</li> </ul>
<b>維持管理・更新等の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通常点検や定期点検の結果から、必要に応じて補修等の維持管理工事を実施し通行の安全確保を図ります。</li> <li>○ 橋梁については定期的な修繕の実施を検討します。</li> </ul>
<b>安全確保の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 点検・診断等の結果から高度の危険性が確認された場合は、原則通行止めや通行車両の制限を行うなどし、安全確保措置を取ります。</li> <li>○ 高度の危険性が認められた場合には、一般車の通行止めの措置を講じるとともに必要な対策工事を実施します。</li> </ul>
<b>耐震化の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 橋梁については、点検・診断を検討する中で必要な耐震強度を確保します。（二口線の3橋については耐震化済）</li> </ul>
<b>長寿命化の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 点検を適切な時期に実施し、ライフサイクルコストの低減を図りながら施設を保全・更新します。</li> <li>○ 不具合があった場合には、不具合が拡大する前に修繕を行います。</li> </ul>
<b>ユニバーサルデザイン化の推進方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。</li> </ul>
<b>地方公会計（固定資産台帳等の活用）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の維持管理や更新等に係る経費の算出に固定資産台帳から得られる情報を積極的に活用しています。</li> </ul>
<b>保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不要財産・未利用財産については、基本的な情報の共有化を図りながら、資産の有効活用に努めます。</li> </ul>
<b>総量適正化の推進方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用実態の把握に努め有効利用を促進します。</li> </ul>
<b>体制の構築方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 点検等に従事する職員を対象にした研修会の開催、若しくは関連する研修会への参加を行い技術習得を図ります。</li> <li>○ 専門部署の担当職員研修等の機会をとらえ、適切な管理体制を確立できるよう取り組みます。</li> </ul>

## (10) 農業水利等施設

### ① 現状及び課題

表5-26-1 農業水利等施設の施設量等の推移(基幹的施設)

小分類	R2.3.31現在		R3.3.31現在		R4.3.31現在		R5.3.31現在		R6.3.31現在		備考
	施設量	有形固定資産減価償却率									
ダム	5基	62.6%	5基	64.1%	5基	65.5%	5基	68.3%	5基	69.8%	県所有施設
ため池	17箇所	—	—								
頭首工	19箇所	—	—								
用排水機場	87箇所	—	—								
地すべり防止施設	5箇所	72.6%	5箇所	74.6%	5箇所	76.6%	5箇所	79.2%	5箇所	79.8%	県所有施設

\*ため池、頭首工、用排水機場については、県が「所有」及び「管理」する施設ではありませんが、県営事業として「更新」する可能性がある施設を計上しています。ため池、頭首工、用排水機場の施設量については、令和6年度に事業実施の意向を施設管理者に確認し県営事業で実施する施設を整理しているため令和6年度末日の数です。

ダム・頭首工・用排水機場等の農業水利施設は、全体の6割以上が耐用年数を経過しており、今後、さらにその割合が増加する傾向にあります。そのため、「みやぎ農業水利施設ストックマネジメント推進計画」、「農業村整備事業管理計画」に基づきストックマネジメント事業を計画的に進めています。今後、事業化が見込まれる施設においては、機能保全計画（長寿命化計画）を策定します。

ため池については、防災重点農業用ため池に指定された519箇所を対象として浸水想定区域図及びハザードマップを作成しており、順次宮城県及び関係市町村のホームページに掲載しています。関係市町村は、これを活用して避難計画等を策定するとともに、日常点検や緊急点検の体制等のソフト対策を整備します。また、堤体の変状等の調査を実施し、対策が必要とされるため池については、関係市町村と調整を図りながら対策工事を推進します。

地すべり防止施設については、対策工事から40年以上を経過した施設もあり、定期的な巡視を行なながら施設の機能を確認するとともに挙動監視を継続的に実施し、地すべり防止施設の長寿命化計画に基づき管理を行います。

【ため池】



名子沢ため池（大和町）

【頭首工】



秋山頭首工（栗原市）

【用排水機場】



田尻排水機場（大崎市）

### ② 管理に関する基本的な考え方

#### 点検・診断等の実施方針

〈農業水利施設（ダム・頭首工・用水路・用排水機場）〉

- 施設管理者の日常管理における点検に加えて、1次機能診断（簡易診断）を定期的に実施します。
- 点検や診断結果は各施設台帳に記載するなど、年1回の見直しを行います。

〈ため池〉

- 管理者は、「ため池管理マニュアル（令和2年6月）」に基づいてため池の点検を実施します。点検は目視を基本として行いますが、水中部にある構造物はため池の落水時に点検するなど、可能な範囲で対応します。

〈地すべり防止施設〉

- 地すべり防止区域内を定期的に巡視し、その結果を記録します。

**維持管理・更新等の実施方針**

〈農業水利施設（ダム・頭首工・用水路・用排水機場）〉

- 1次機能診断の結果、詳細な調査が必要とされた場合には専門機関による2次機能診断を実施し、その結果に基づき機能保全計画を策定します。
- 予防保全対策は、機能保全計画に基づき経済的かつ効果の高い方法で実施します。

〈ため池〉

- 管理者は定期的に堤体の草刈りや洪水吐工の清掃等を実施します。
- 日常点検で堤体の変状等が認められた場合には、詳細調査によりため池の安全性を検証し、改修等の必要性を検討します。

〈地すべり防止施設〉

- 地すべり防止区域内で挙動監視のための観測を行い、データを蓄積します。
- 観測データにより異常が認められた場合には、施設の補修や更新、新たな施設の必要性など、適切な対策を実施します。

**安全確保の実施方針**

〈農業水利施設（ダム・頭首工・用水路・用排水機場）〉

- 施設の始動時前に動作確認を行うなど、非常時への対応準備を実施します。

〈ため池〉

- 緊急点検で決壊が予想される場合には、緊急放流や応急対策措置を講じ下流域の安全を確保します。

〈地すべり防止施設〉

- 観測データにより異常が認められた場合には、施設の補修や更新、新たな対策施設の設置等、適切な対策を実施します。

**耐震化の実施方針**

〈各施設共通〉

- 施設の重要性、社会性等を勘案して必要と認められる施設において「土地改良施設耐震設計の手引き（平成16年3月）」に基づき耐震化を実施します。

**長寿命化の実施方針**

〈各施設共通〉

- 機能診断では、施設の健全度や優先度を客観的に判断した上で段階評価を行い、予防保全型維持管理の考え方に基づき適時的確な機能保全対策を行いトータルコストの縮減に努めます。
- 次のストックマネジメントサイクルを確立し長寿命化を図ります。
  1. 日常管理による点検
  2. 定期的な機能診断
  3. 診断結果に基づく劣化予測、効率的な対策工法の検討及び機能保全計画の作成
  4. 関係機関等との情報共有と適切な役割分担に基づく対策工事の実施
  5. 調査・検討の結果、対策工事に係る情報の段階的・継続的な蓄積等に基づく対策手法の改善

**ユニバーサルデザイン化の推進方針**

〈各施設共通〉

- 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。

**脱炭素化の推進方針**

〈各施設共通〉

- 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。

**総量適正化の推進方針**

〈各施設共通〉

- 耕作地の改廃等による各施設の利用状況の変化、施設造成後の経過年数等を踏まえ、施設の役割や劣化状況等を勘案しながら統廃合や廃止について検討します。

**体制の構築方針**

〈農業水利施設（ダム・頭首工・用水路・用排水機場）〉

- 各管内毎に関係機関で組織しているストマネ地方推進会議で管理者と行政との協働による取り組みを継続していきます。また、ストックマネジメント研修会を定期的に開催し、施設管理者のスキルアップを図ります。

〈ため池〉

- 近年、農業者の高齢化や減少によりため池の管理が脆弱化しており、従来の管理組織への地域住民や多様な組織の参画による保全管理組織の構築を図ります。

〈地すべり防止施設〉

- 地すべり防止区域内の定期的な巡回と合わせて地元住民の地すべり兆候に関する聞き取りを行うなど、地元住民の協力体制を構築します。

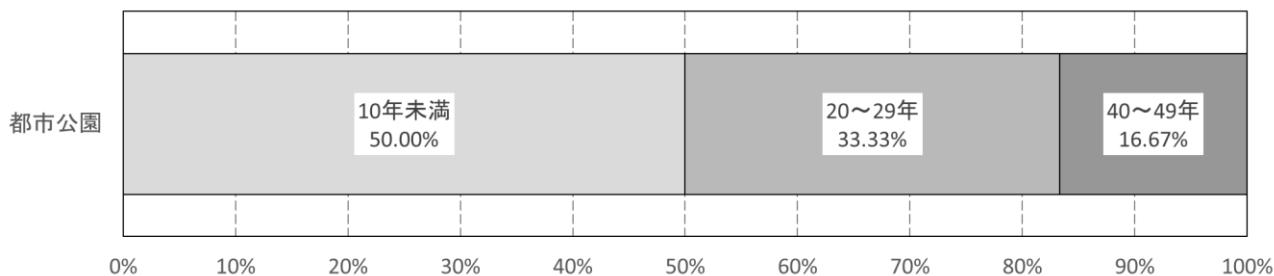
## (11) 都市公園

### ① 現状及び課題

表5-27-1 都市公園の施設量等の推移

小分類	R2.3.31現在		R3.3.31現在		R4.3.31現在		R5.3.31現在		R6.3.31現在	
	施設量	有形固定資産減価償却率								
都市公園	5箇所	74.9%	6箇所	54.8%	6箇所	55.8%	6箇所	59.2%	6箇所	59.7%

図5-27-1 都市公園の築年数割合(令和6年3月31日現在)



土木部所管の6都市公園については、1970年代に1公園、1980年代に1公園、1990年代に3公園、2023年に石巻南浜津波復興祈念公園が供用を開始しております。

東日本大震災により全公園が被災したものの、比較的施設被害が少なかった仙台港多賀城地区緩衝緑地、加瀬沼公園、宮城県総合運動公園については、早期復旧を図り再開園しました。

壊滅的な被害を受けた岩沼海浜緑地、矢本海浜緑地については、再整備を行い、岩沼海浜緑地の南ブロックは、平成27年4月、北ブロックは平成29年3月、矢本海浜緑地については、平成31年4月に再開園しました。

今後は、公園施設の老朽化に伴い、計画的に施設の更新を実施していく必要があることから、「宮城県公園施設長寿命化計画」に基づき、維持管理やライフサイクルコスト等を考慮した計画的な施設更新等を推進していきます。

#### 【都市公園】



石巻南浜津波復興祈念公園（石巻市）



宮城県総合運動公園（利府町）

## ② 管理に関する基本的な考え方

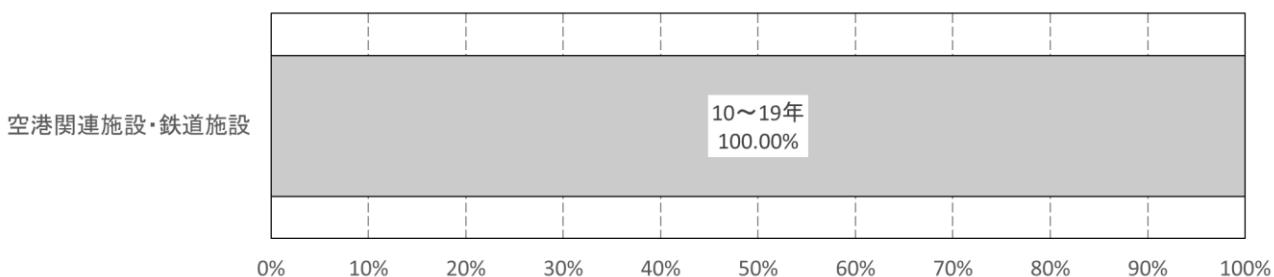
<b>点検・診断等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土木部所管の6公園（仙台港多賀城地区緩衝緑地、矢本海浜緑地、岩沼海浜緑地、加瀬沼公園、宮城県総合運動公園、石巻南浜津波復興祈念公園）を対象施設とし、施設管理を実施します（※宮城県総合運動公園の有料施設は除く）</li> <li>○ 毎日の巡回点検、月2回の日常点検、年2回の定期点検、3年に1回の健全度調査等を実施し、部材の損傷・劣化状態を目視・触診・動作確認等により確認します。</li> <li>○ 施設には様々な材質が使用されていることから、各種材質に応じ損傷や劣化が生じやすい箇所に着目し点検を行います。</li> </ul>
<b>維持管理・更新等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予防保全の考えを取り入れ、施設ごとの更新・修繕サイクルに基づき、劣化状況等に応じて周期的に改修を行います。</li> <li>○ 修繕・更新の優先度を考慮しながら、「宮城県公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な保全を実施していきます。</li> <li>○ 更新等の際には、公園の利用者ニーズに応じた施設となるよう検討します。</li> </ul>
<b>安全確保の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日常点検等において、危険が伴う劣化や損傷が発見された施設については、使用禁止とし、早期の修繕・更新を行います。</li> </ul>
<b>耐震化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災などの経験を踏まえ、施設状況に応じた耐震化を検討します。</li> </ul>
<b>長寿命化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の劣化状況や将来的な更新と予防保全型の維持管理に係るコスト比較等を踏まえ、長寿命化の優先度も考慮しながら、「宮城県公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な保全を実施します。</li> <li>○ 日常及び定期的な点検による健全性の把握を適時実施し、点検結果の蓄積に努め、実態に応じた長寿命化計画の見直しを行います。</li> </ul>
<b>ユニバーサルデザイン化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、ユニバーサルデザイン化について検討します。</li> </ul>
<b>脱炭素化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。</li> </ul>
<b>総量適正化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 老朽化した施設の更新に当たっては、利用者ニーズ（指定管理者実施のアンケート等）を把握した上で、長寿命化計画に基づき施設更新を行います。</li> </ul>
<b>保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都市公園のネーミングライツ（施設に愛称を命名する権利）により、県有財産の有効活用を図ります。</li> </ul>
<b>体制の構築方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本庁、事務所及び指定管理者との連携を密に取り、情報の共有化を図るほか、指定管理者による管理状況を把握し、指定管理者へ指導・助言を行うなど、適正管理体制の構築に努めます。</li> </ul>

## (12) 空港関連施設・鉄道施設

### ① 現状及び課題

表5-28-1 空港関連施設・鉄道施設の施設量等の推移

小分類	R2.3.31現在		R3.3.31現在		R4.3.31現在		R5.3.31現在		R6.3.31現在	
	施設量	有形固定資産減価償却率								
仙台空港臨空公園	1箇所	30.9%	1箇所	35.3%	1箇所 ほか	39.7%	1箇所 ほか	44.5%	1箇所 ほか	48.2%
鉄道施設	1路線 6km	20.3%	1路線 6km	22.8%	1路線 6km	25.3%	1路線 6km	28.8%	1路線 6km	31.4%



空港関連施設（仙台空港臨空公園）は、整備からおおよそ10年が経過したことから、一部遊具など耐用年数を超えるものが出てきており、利用者の安全性及び利便性を確保する観点から、日常的な点検及び維持管理が必要となっています。

このため、日常的な清掃及び点検費用、遊具等の設備の修繕及び老朽化に伴う更新費用及び樹木等の緑地の維持管理費用が毎年度見込まれることから、予防保全型の修繕を行うなど維持管理経費の縮減に努めます（管理業務は所在市である岩沼市に委託）。なお、令和4年度から令和5年度においては定期点検の結果に基づき、遊具等の一部修繕しております。

また、鉄道施設については、仙台空港鉄道株式会社において、定期的な点検を行い、大きな変状等は確認されていないことから、今後も、定期的な点検を実施し、変状等が確認された場合には、速やかに個別の修繕計画を作成し、適切に進行管理を行うこととしております。

しかしながら、老朽化が進行し、大規模な修繕・更新等が必要となった場合の費用負担については、今後の課題となります。

【空港関連施設】



仙台空港臨空公園（岩沼市）

【鉄道施設】



仙台空港アクセス鉄道（名取市）

## ② 管理に関する基本的な考え方

<b>点検・診断等の実施方針</b>
<空港関連施設>
○ トイレ、遊具等の設備及び緑地帯を含む公園全域について日常的な清掃及び点検（週3回程度）を行います。
<鉄道施設>
○ 「仙台空港アクセス鉄道インフラ長寿命化見直し計画（2025年4月仙台空港鉄道株式会社）」に基づき、定期的な点検（一般検査：2年に1度、特別検査：10年に1度）を実施します。
<b>維持管理・更新等の実施方針</b>
<空港関連施設>
○ 日常的な点検により設備の破損等の不備が見つかった場合には、安全性及び利便性の観点から優先度を考慮した上で、適宜修繕等の対応を行います。
○ 利用者等からの通報があった場合には、現場確認の上、上記と同様の対応を行います。
○ 公園内の緑地については、樹木管理及び除草を適宜行い維持管理に努めます。
○ 遊具等の設備の耐用年数を10年としていることから、安全性を考慮し、「仙台空港臨空公園長寿命化管理計画（令和3年3月）」に基づき、確実な設備更新を実施します。
<鉄道施設>
○ 定期的な点検を実施し、その結果に基づき、施設の修繕や更新などの必要な対策を適切な時期に実施します。なお、実施に当たっては、修繕等に係るコスト縮減や平準化に努めます。
<b>安全確保の実施方針</b>
<空港関連施設>
○ 日常的な点検等及び定期的な設備更新等により安全性を確保します。
<鉄道施設>
○ 定期的な点検を実施し、安全確保が必要な施設については修繕等を実施します。
<b>耐震化の実施方針</b>
<空港関連施設>
○ 遊具については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に準拠した施設を設置します。
<鉄道施設>
○ 「鉄道構造物等設計標準・同解説（耐震設計）」等に基づき、鉄道施設の特性に応じた耐震性能で整備しています。
<b>長寿命化の実施方針</b>
○ 「仙台空港アクセス鉄道インフラ長寿命化見直し計画（2025年4月仙台空港鉄道株式会社）」に基づき、計画的な改修・修繕工事等により施設の長寿命化を図ります。
<b>ユニバーサルデザイン化の推進方針</b>
○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。
<b>脱炭素化の推進方針</b>
○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
<b>総量適正化の推進方針</b>
<空港関連施設>
○ 老朽化遊具の更新においては、利用状況等を把握し、計画的に施設更新を行います。
<鉄道施設>
○ 鉄道運行のためには必要な施設であることから、施設の保全を図り、施設の効果を維持します。
<b>体制の構築方針</b>
<空港関連施設>
○ 管理を受託している岩沼市及び下請業者等との連絡体制を整備し、適切かつ迅速な対応を行います。
<鉄道施設>
○ 維持管理・更新等を着実に推進するために必要となる人材・体制の継続的な確保に努めます。

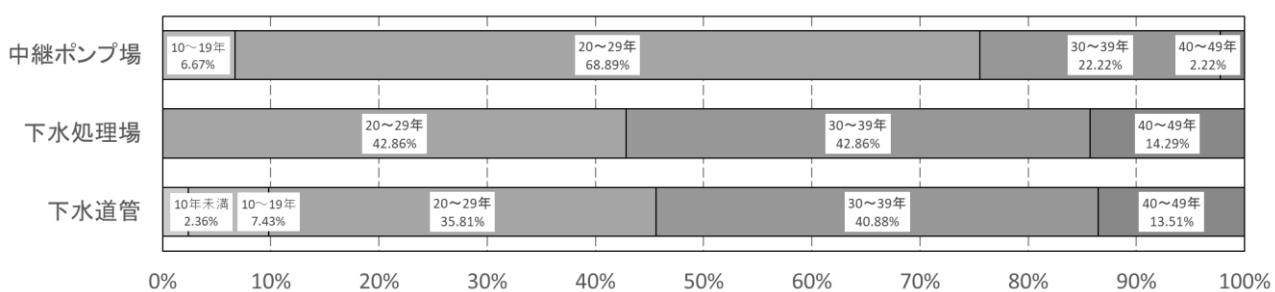
## (13) 下水道施設

### ① 現状及び課題

表5-29-1 下水道施設の施設量等の推移

小分類	R2.3.31現在	R3.3.31現在	R4.3.31現在	R5.3.31現在	R6.3.31現在
	施設量	施設量	施設量	施設量	施設量
中継ポンプ場	45施設	46施設	46施設	46施設	45施設
下水処理場	7施設	7施設	7施設	7施設	7施設
下水道管	295.7km	293km	293km	296km	296km

図5-29-1 下水道施設の築年数割合(令和6年3月31日現在)



下水道施設については、1990年代後半に集中的に整備を行った施設であり、下水処理場においては築後30年以上経過した施設は約6割、下水道管については、約5割が布設後30年以上経過しています。下水処理場及び中継ポンプ場については、老朽化が進行することにより今後維持管理費の増加が見込まれます。下水道管については、道路陥没事故を引き起こす可能性が高いとされる50年以上経過管は現時点ではありません。

老朽化した施設の改築更新については、平成22年度から順次策定した「宮城県流域下水道長寿命化計画」に基づき実施しています。今後は施設全体の管理を最適化するストックマネジメントを推進することとし、マネジメント手法を定め、維持・修繕及び改築に関する計画を策定し、点検・調査から修繕・改築に至るまでの一連のプロセスを計画的に実施していくますが、予算制約の元、今後一層増大する改築需要にいかに適正かつ効率的に対応できるかが、課題と認識しています。

このことから、経営の健全性の確保と経営基盤の強化を図るとともに、経営状況の的確な把握を行うため、平成31年度から流域下水道事業を企業局に移管し、地方公営企業法を適用しております。

さらに、令和4年度からは、全国初となる上水道、工業用水道及び流域下水道の3事業をコンセッション方式で一体的に管理・運営を行う「宮城県上工下水一体型官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）」を開始し、官民連携により民の力を最大限活用して、効率的な施設管理に努めています。

### 【下水処理場】



鹿島台浄化センター（大崎市）



仙塩浄化センター（多賀城市）



大和浄化センター（大和町）

## ② 管理に関する基本的な考え方

<b>点検・診断等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下水処理場、中継ポンプ場及び下水道管を対象施設とし、中長期的な視点で施設全体の老朽化状況やリスク評価等による改築優先順位を定めたストックマネジメント計画に基づき、定期的な保守点検を実施します。</li> <li>○ 保守点検のほか、日常点検等により施設の現状把握を行いその点検結果を踏まえて、効率的な管理を行います。</li> <li>○ 国交省策定「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン」に準じて実施します。</li> </ul>
<b>維持管理・更新等の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保守点検結果等を基に、修繕必要施設等の抽出・優先度の選定等を行い、効率的な施設の修繕を図ります。条件により、ストックマネジメント計画等への反映を検討を実施します。</li> </ul>
<b>安全確保の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 腐食環境にあるコンクリート管の防食対策を計画的に実施します。</li> </ul>
<b>耐震化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ストックマネジメント計画に基づく改築更新時に、次の方針に準じて実施します。 【基本方針】「下水道施設計画・設計指針と解説 ((社)日本下水道協会)」「第12節 地震対策」 【詳細方針】「下水道施設の耐震対策指針と解説 ((社)日本下水道協会)」</li> </ul>
<b>長寿命化の実施方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ストックマネジメント計画(令和5年3月に策定)に基づき、計画的な改築更新を実施し、実施に当たっては国交省策定「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン」に準じます。</li> <li>○ ストックマネジメント計画は、施設の点検・調査結果等を踏まえ、概ね5年毎に計画の見直しを行うこととしています。</li> </ul>
<b>ユニバーサルデザイン化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザインについて検討します。</li> </ul>
<b>脱炭素化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。</li> </ul>
<b>総量適正化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 将来下水道処理人口等の将来フレームを考慮し策定する次の各種計画見直しの都度、隨時検討を実施します。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 流域別下水道整備総合計画（下水道法第2条の2に基づく）</li> <li>② 都道府県構想（国交省、農水省、環境省通知に基づく制度）</li> <li>③ 流域下水道全体計画（上記マスターplan (①②) に掲げる目標等に基づき、将来的な下水道施設の配置を定める計画）</li> <li>④ 流域下水道事業計画（下水道法第25条の11に基づく）</li> </ul> </li> </ul>
<b>地方公会計(固定資産台帳等)の活用</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 固定資産台帳を適切に管理することで、将来の減価償却費等を正確に把握し、経営戦略の策定や料金算定に活用します。</li> </ul>
<b>保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 未利用財産について、売却・貸付等により有効活用の可否を検討していくほか、具体的な活用提案がある場合は、相互融通により有効活用を推進します。</li> </ul>

**体制の構築方針**

- 下水道施設を適切に維持管理するためには、水質管理、施設に関する知識、老朽施設に対する修繕・更新の方法、耐震化対策等求められる技術や知識も多岐にわたります。このため、職員研修の充実を図り技術力の維持・向上を図るとともに技術の継承を行います。

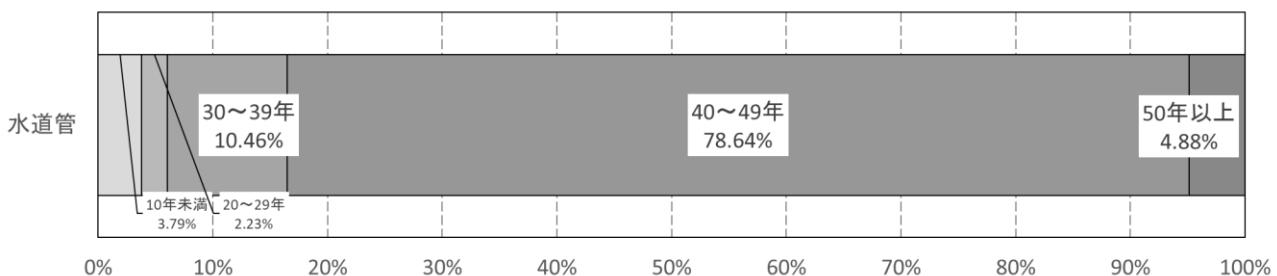
## (14) 水道

### ① 現状及び課題

表5-30-1 水道の施設量等の推移

小分類	R2.3.31現在	R3.3.31現在	R4.3.31現在	R5.3.31現在	R6.3.31現在
	施設量	施設量	施設量	施設量	施設量
取水・導水・淨水・送水施設	送水管 333km	送水管 333km	送水管 333km	送水管 346km	送水管 346km

図5-30-1 水道の築年数割合(令和6年3月31日現在)



水道については、1970年代～80年代に整備を行った施設であり、今後老朽化によって大規模な更新需要が継続的に発生することが見込まれます。また、東日本大震災では送水管に大きな被害が生じ送水停止を余儀なくされる状況に陥ったため、これを教訓として施設の強靭化を図る必要があります。

長期人口減少社会の到来により今後、給水量、料金収入の減少が見込まれる一方で、施設の更新・耐震化費用が増大する中においても、安定した経営を継続する必要があります。このため、中長期的な視点に立ち施設のライフサイクルコストの最小化を図りながら、効率的な管理運営を行うことが必要不可欠となっています。

これら水道事業を取り巻く課題の解決に向け、平成26年度に「宮城県企業局新水道ビジョン」、「水道事業経営管理戦略プラン」及び「新経営計画」を策定したところであり、計画的に各種施策に取り組んでいます。

さらに、令和4年度からは、全国初となる上水道、工業用水道及び流域下水道の3事業をコンセッション方式で一体的に管理・運営を行う「宮城県上工下水一体型官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）」を開始し、官民連携により民の力を最大限活用して、効率的な施設管理に努めています。

#### 【取水・導水・淨水・送水施設】



門沢取水堰（加美町）



南部山浄水場（白石市）



北屋敷水管橋（大崎市）

## ② 管理に関する基本的な考え方

<b>点検・診断等の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水道水の安定供給を確保するために、個々の施設及び設備ごとに重要度・点検内容・頻度を検討し点検・診断等を実施します。点検・診断結果は、集積・蓄積し総合管理計画の見直しに反映させるとともに維持管理・修繕・更新計画に活用します。</li> </ul>
<b>維持管理・更新等の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の維持管理については、老朽化等により水処理停止や送水管の損傷等による断水などが生じないように、予防保全型の修繕の考え方を取り入れトータルコストの縮減を図り適切に行います。</li> <li>○ 将来にわたり安定した供給を持続させるため、アセットマネジメント<sup>33)</sup>の手法を活用し、将来の需要に対応した施設規模の適正化を検討した上で計画的に更新を行います。</li> </ul>
<b>安全確保の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全で安心な水の供給はもとより、災害時においても安定供給を行うことができるよう施設の維持管理を行います。</li> </ul>
<b>耐震化の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災の教訓を踏まえ、管路・基幹土木施設・伸縮可撓管の更なる耐震化及び受水市町村と連携した新たなバックアップ体制を構築するなど災害に強い水道を構築します。</li> </ul>
<b>長寿命化の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水道施設の点検・診断等の実施、予防保全型の修繕及び、ライフサイクルコストの最小化を意識しながら、水道施設の長寿命化を図ります。</li> </ul>
<b>ユニバーサルデザイン化の推進方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。</li> </ul>
<b>脱炭素化の推進方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。</li> </ul>
<b>総量適正化の推進方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長期人口減少社会の到来や産業構造の変化等により水道水利用の大幅な伸びが期待できず、今後、多くの施設・設備の更新需要の発生が見込まれ大規模な資金が必要となります。このため、今後実施する施設の更新については、ダウンサイ징を考慮しながら計画的に進め、総量適正化に努めます。</li> </ul>
<b>地方公会計(固定資産台帳等)の活用</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営管理のためには、資産の適切な把握及び管理が不可欠であることから、県及び運営権者が実施する更新工事に伴う固定資産の変動について、固定資産台帳による適切な管理に努めます。</li> </ul>
<b>保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 未利用となっている資産を活用した新たな再生可能エネルギーの導入を検討します。</li> </ul>
<b>体制の構築方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水道施設を適切に維持管理するためには、水質管理、施設に関する知識、老朽施設に対する修繕・更新の方法、耐震化対策等、求められる技術や知識も多岐にわたります。このため、職員研修の充実を図り技術力の維持・向上を図るとともに技術の継承を行います。</li> </ul>

<sup>33)</sup> 持続可能な水道事業を実現するため、中長期的な視点を持って更新需要や財政収支の見通しを立てることにより計画的な更新投資を行うことで事業可能性を担保するもの。

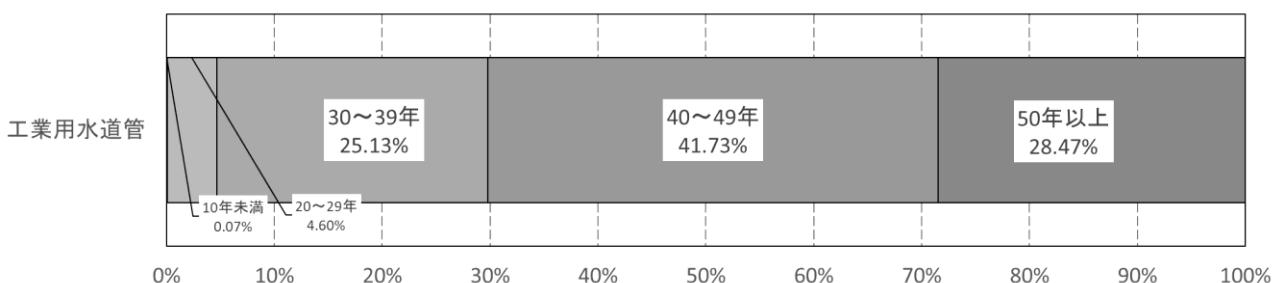
## (15) 工業用水道

### ① 現状及び課題

表5-31-1 工業用水道の施設量等の推移

小分類	R2.3.31現在	R3.3.31現在	R4.3.31現在	R5.3.31現在	R6.3.31現在
	施設量	施設量	施設量	施設量	施設量
取水・導水・浄水・送水施設	配水管 150km				

図5-31-1 工業用水道の築年数割合(令和6年3月31日現在)



工業用水道については、1960年代～80年代に整備を行った施設であり、今後老朽化によって大規模な更新需要が継続的に発生することが見込まれます。また、東日本大震災では配水管に大きな被害が生じ配水停止を余儀なくされる状況に陥ったため、これを教訓として施設の強靭化を図る必要があります。

産業構造の変化等により、今後、給水量、料金収入の減少が見込まれる一方で、施設の更新・耐震化費用が増大する中においても、安定した経営を継続する必要があります。このため、中長期的な視点に立ち施設のライフサイクルコストの最小化を図りながら、効率的な管理運営を行うことが必要不可欠となっています。

これら工業用水道事業を取り巻く課題の解決に向け、平成26年度に「宮城県企業局新水道ビジョン」、「水道事業経営管理戦略プラン」及び「新経営計画」を策定したところであり、計画的に各種施策に取り組んでいます。

さらに、令和4年度からは、全国初となる上水道、工業用水道及び流域下水道の3事業をコンセッション方式で一体的に管理・運営を行う「宮城県上工下水一体型官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）」を開始し、官民連携により民の力を最大限活用して、効率的な施設管理に努めています。

#### 【取水・導水・浄水・配水施設】



大槻浄水場（仙台市）



広瀬川水管橋（仙台市）



桔梗平配水池（大衡村）

## ② 管理に関する基本的な考え方

<b>点検・診断等の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工業用水の安定供給を確保するために、個々の施設及び設備ごとに重要度・点検内容・頻度を検討し、点検・診断等を実施します。点検・診断結果は、集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映させるとともに、維持管理・修繕・更新計画に活用します。</li> </ul>
<b>維持管理・更新等の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の維持管理については、老朽化等により水処理停止や送水管の損傷等による断水などが生じないように、予防保全型の修繕の考え方を取り入れトータルコストの縮減を図り適切に行います。</li> <li>○ 将来にわたり安定した供給を持続させるため、アセットマネジメントの手法を活用し、将来の需要に対応した施設規模の適正化を検討した上で、計画的に更新を行います。</li> </ul>
<b>安全確保の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時においても安定供給を行うことができるよう施設の維持管理を行います。</li> </ul>
<b>耐震化の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災の教訓を踏まえ、管路や伸縮可撓管の耐震化を推進するなど災害に強い工業用水道を構築します。</li> </ul>
<b>長寿命化の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工業用水道施設の点検・診断等の実施、予防保全型の修繕及びライフサイクルコストの最小化を意識しながら、工業用水道施設の長寿命化を図ります。</li> </ul>
<b>ユニバーサルデザイン化の推進方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。</li> </ul>
<b>脱炭素化の推進方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。</li> </ul>
<b>総量適正化の推進方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長期人口減少社会の到来や産業構造の変化等により工業用水利用の大幅な伸びが期待できず、今後、多くの施設・設備の更新需要の発生が見込まれ大規模な資金が必要となります。このため、今後実施する施設の更新については、経営状況を踏まえ、ダウンサイ징を考慮しながら総量適正化に努めます。</li> </ul>
<b>地方公会計(固定資産台帳等)の活用</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営管理のためには、資産の適切な把握及び管理が不可欠であることから、県及び運営権者が実施する更新工事に伴う固定資産の変動について、固定資産台帳による適切な管理に努めます。</li> </ul>
<b>保有する財産(未利用資産等)の活用や 処分に関する基本方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 未利用となっている資産を活用した新たな再生可能エネルギーの導入を検討します。</li> </ul>
<b>体制の構築方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工業用水道施設を適切に維持管理するためには、水質管理、施設に関する知識、老朽施設に対する修繕・更新の方法、耐震化対策等、求められる技術や知識も多岐にわたります。このため、職員研修の充実を図り技術力の維持・向上を図るとともに技術の継承を行います。</li> </ul>

---

## 【改訂履歴】

平成 28 年 7 月 「宮城県公共施設等総合管理方針」（平成 28 年度～令和 7 年度）策定

平成 31 年 3 月 一部改訂

令和 4 年 1 月 一部改訂

令和 8 年 3 月 「宮城県公共施設等総合管理方針（第 2 期）」（令和 8 年度～令和 17 年度）  
策定

宮城県総務部管財課

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL : 022(211)2352 / FAX : 022(211)2298

電子メール : [kanzaiz@pref.miyagi.lg.jp](mailto:kanzaiz@pref.miyagi.lg.jp)